

自己点検・評価報告書

平成25年3月



宮城大学

目次	
序章	1
本章	
1 理念・目的	3
2 教育研究組織	14
3 教員・教員組織	17
4 教育内容・方法・成果	
（Ⅰ）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	33
（Ⅱ）教育課程・教育内容	59
（Ⅲ）教育方法	79
（Ⅳ）成果	96
5 学生の受け入れ	108
6 学生支援	125
7 教育研究等環境	139
8 社会連携・社会貢献	146
9 管理運営・財務	
（Ⅰ）管理運営	152
（Ⅱ）財務	158
10 内部質保証	161
終章	165
別添資料	
評定一覧表〔様式1〕	
大学基礎データ〔様式2〕	

序章

1. 本学の概要

宮城大学は、平成 9 年に看護学部と事業構想学部からなる県立大学として創設された。平成 17 年度に食産業学部が加わり、現在は 2 つのキャンパスに 3 学部の構成となっている。

修士課程を平成 13 年度に看護学研究科と事業構想学研究科、平成 21 年度に食産業学研究科に設置した。また、博士後期課程を平成 20 年度に事業構想学研究科、平成 22 年度に看護学研究科で設置し、平成 25 年度に食産業学研究科で設置する予定である。

本学は、平成 21 年度に公立大学法人化され、現在は、平成 21 年度から 26 年度末までの第 1 期の中期目標・中期計画期間中である。

2. 自己点検・評価

本学が法人化する以前は、平成 13 年度に全学と学部を中心にした第 1 回の自己点検評価報告書を作成し、大学院の自己点検評価報告書を平成 15 年度に作成した。当時は、4 年間隔で自己点検・評価を行うという学内ルールを決め、平成 17 年度には全学と学部を中心にした第 2 回の自己点検評価報告書を作成した。しかし、平成 21 年度の法人化を見据え、認証評価機関による認証評価（大学評価）を平成 19 年度に受けることとし、その前段階として、平成 18 年度に第 3 回の自己点検評価報告書を作成した。

法人化以降は、中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度ごとの計画に対する達成状況等について、自己点検・評価を実施してきている。今後は、中期目標期間に合わせて、目標期間の第 4 年度にまとめた自己点検評価報告書を作成し、その評価結果をもとに、次期の中期目標・中期計画の策定に役立てる予定である。また、中期目標期間終了後に、達成状況等の自己点検・評価を予定している。

また、認証評価については、法令で 7 年以内に 1 回受けることとされているが、中期目標期間の第 5 年度に合わせて 6 年周期として、平成 25 年度に受けることとし、その前段階として、平成 24 年度（目標期間の第 4 年度）に自己点検評価報告書を作成した。本報告書はそれに当たる。

法人化以降、自己点検・評価は、全学の評価委員会のもとに、各学部・研究科に評価実施委員会を設ける体制で行っている。全学の評価委員会がまとめた結果は、教育研究審議会による審議、経営審議会による承認、理事会による議決を経て、毎年度作成し、公表もしており、県の法人評価委員会による審査を受けている。この毎年度の自己点検・評価の作成作業は、翌年度の年度計画の策定に役立っている。

本報告書についても、同様の実施体制で臨み、自己点検・評価を実施した。本報告書は、認証評価の準備のほかに、中期目標・中期計画の達成状況の中間チェック、次期の中期計画の策定への参考として活用していく予定である。

3. 前回の認証評価（大学評価）以降の改善措置

前回（第1回）は平成19年度に大学基準協会による認証評価を受けており、評価結果は、「協会の大学基準に適合していると認定する」であった。

認証評価の際には勧告事項はなく、助言事項のみであった。助言事項に対する改善・改革活動については、第10章1(3)を参照。

4. 大学の沿革

- 平成9年 宮城大学開学（宮城県立4年制大学）
- ・看護学部
 - ・事業構想学部
- 平成10年 総合情報センター設置
- 平成13年 大学院（修士課程）設置
- ・看護学研究科（修士課程）
 - ・事業構想学研究科（修士課程）
- 平成17年 地域連携センター設置
食産業学部設置
国際センター設置（ランゲージセンターを改組）
- 平成20年 大学院（博士後期課程）設置
- ・事業構想学研究科（博士後期課程）
- 宮城認定看護師スクール運営開始（皮膚・排泄ケア）
（スクールの運営は本学だが、設置者は、平成20～22年度は宮城県、
23年度は宮城大学、24～25年度は社団法人宮城県看護協会。）
- 平成21年 公立大学法人宮城大学設立（法人化）
食産業学研究科（修士課程）設置
共通教育センター設置
地域連携センター内に地域振興事業部を設置
- 平成22年 看護学研究科（博士後期課程）設置
- 平成24年 国際交流・留学生センター設置（国際センターを改組）
学生部内に3センターを設置
- ・キャリア開発センター（キャリア開発室を改組）
 - ・健康支援センター（学生相談室、保健室を改組）
 - ・スチューデントジョブセンター
- 平成25年 食産業学研究科（博士後期課程）設置予定
- (参考)
- 昭和27年 宮城県農業短期大学開学
- 平成18年 宮城県農業短期大学閉校（平成17年の食産業学部設置に伴い）
- 平成21年 財団法人宮城県地域振興センター解散（地域振興事業部設置に伴い）

第 1 章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

宮城大学の「大学の目的」は、「地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与すること」であり、学則に明記している（資料 1-1 学則第 2 条）。

また、「建学の理念」は、「ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた、地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する」ことである（資料 1-2 大学案内 p.3）。

さらに、平成 16 年度には、「大学の目的」と「建学の理念」に基づいて、「大学の理念」を次のように定めた。これは、法人基本規則、大学案内に明記されている（資料 1-3 法人基本規則第 5 条、資料 1-2 大学案内 p.3）。

「大学の理念」

精神：ホスピタリティとアメニティ

ホスピタリティ：人への温かい思いやり

アメニティ：快い生活環境

ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に溢れる人間と社会の形成

使命：高度な実学による地域貢献

教育：高度な実学を身につけた実践的人材の養成

研究：社会のニーズに応える実学の研究

社会貢献：地域に密着した連携活動

方針：地域に根ざし世界に開かれた大学

地域の学術・文化・経済・健康に寄与する大学

社会に開かれた大学

世界に開かれた大学

上記の「大学の理念：使命」にあるように、本学の教育目標は「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」、研究目標は「社会のニーズに応える実学の研究」、社会貢献目標は「地域に根ざし世界に開かれた大学」である。

各学部・研究科は平成 16 年度策定の「大学の理念」に沿って、平成 17 年度に目的・教育目標（人材養成目標）を見直した。

その後も、大学の理念・各学部等の目的に基づいて、平成21年度の公立大学法人化の際の中期目標の設定、平成22年度のアドミッション・カリキュラム・ディプロマの3ポリシーの策定などがなされ、理念・目的は、本学の諸ポリシーにも適切に反映されている。

「大学の理念」は、「建学の理念」及び「大学の目的」を踏まえて平成16年度に定めており、両者を具体化するものとして、それらの方向性を明らかにしている。

各学部・研究科の目的・教育目標（人材養成目標）は、平成16年度の「大学の理念」策定に合わせて平成17年度に見直し作成されており、「大学の目的」、「建学の理念」、「大学の理念」、「各学部・研究科の目的」、「各学部・研究科の教育目標（人材養成目標）」はお互いに整合性がとれている。

個性化への対応については、本学は全国唯一の学部である「事業構想学部」「食産業学部」を有し、また、看護学部からなる構成の大学はほかにない。「ホスピタリティとアメニティ」を理念にあげる大学もないと承知している。

<2>看護学部

看護学部は平成9年の開学当初から設置されている学部である。

看護学部の目的は、学則において、「現代社会において求められる看護について、教育研究し、社会活動を行うことを通して地域に貢献すること」と定め、教育目標（人材養成目標）は、「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を養成すること」と定めている（資料1-1学則第5条、資料1-2大学案内p10、資料1-3法人基本規則第25条）。

学生向けの履修ガイドには、より具体的に、次のように示している（資料1-4履修ガイドp.12）。

- ・ 看護学部の目的は、歴史、文化の中で継承されてきた看護という全人的、社会的行為を学問的に探求し、それを研究・教育を通して社会に還元することである。
- ・ 教育目標は、1)他者に開かれた人格形成、2)科学的思考力、3)総合的実践力、4)マネジメント能力、5)学際性・国際性を養成することである。

看護学部は、1)公立大学で、学部には一つしか学科がない、2)総合大学で他学部の教員・学生との交流がある、3)附属の実習施設を持たない、という特徴がある。特徴に合わせて、1)看護学部の各領域にわたった手厚い教員構成、2)他学部の教員・学生との交流、3)多彩な施設における実習体験を積むことができている。

たとえば、手厚い教員構成と附属実習施設を持たないことを生かして、地域の多様な施設・専門家の協力を得ながら、本学教員が実地に赴いて少人数グループによる4年間の段階的かつ統合的な臨地実習、総合実習、卒業研究等を通じて科学的な根拠に基づく創造的・実践的な専門教育を行っている。また、各学部教員を生かした共通教育と専門教育の連携による豊かな倫理観や感性、科学的な思考力、実践的な語学力、情報処理能力を養っている。

看護学部では、看護師・保健師・養護教諭の養成、災害看護プログラムの開設、東日本大震災後の地域医療の復興支援、学生のボランティア活動への参加など社会活動を通じた地域への貢献に努めており、学部の目的・教育目標（人材養成目標）と学部の教育

研究活動とは整合性がとれている。

<3>事業構想学部

事業構想学部は平成 9 年の開学当初から設置されている学部である。

事業構想学部の目的は、学則において、「現代社会発展の原動力である事業構想の知識・技術及び政策課題について、教育研究し、かつ地域貢献を行うこと」と定め、教育目標（人材養成目標）は、「事業構想の知識とスキルを備えた、技術のわかる事業者、事業のわかる技術者を養成すること」と定めている（資料 1-1 学則第 5 条、資料 1-2 大学案内 p18、資料 1-3 法人基本規則第 25 条）。

事業構想学部は、宮城県が東北地方の中核県として国際的にも誇り得る地域社会を形成するための人材の育成を目的として設立された。近年では、自動車産業を中心に東北地方への産業の移転と集積が顕著であり、特に宮城県はその中核としての機能がますます高まりつつある。また宮城県は東日本大震災の被災地であり、特に太平洋沿岸地域の再生と復興は本地域における大きな課題となっている。さらに情報通信技術の進歩、それに伴う国際化の進展も急速であり、これからの時代を担うための新しい事業を創り出す力は必要不可欠となっている。これらの地域や社会の有する課題は、本学部の目的に挙げている「現代社会発展の原動力である事業構想の知識・技術及び政策課題」に合致しており、これらの教育・研究および地域への貢献を目指すという学部の目的は適切に設定されていると言える。このことは、事業構想学部がただ単に事業構想学部という国内唯一の学部名称を有するだけではなく、その教育目的・内容についても他大学とは異なる個性を明確に示すものである。

<4>食産業学部

食産業学部は開学 8 年後の平成 17 年に 3 つ目の学部として開設された。

食産業学部の目的は、学則において、「人々の生活を支える食産業について、食材の生産から消費に至る過程を対象にして、ビジネス、食の安全安心、環境との調和などの観点から教育研究し、地域的な社会活動を行うこと」と定め、教育目標（人材養成目標）は、「食材生産、食品・飲料の製造・流通・消費の産業、並びにリサイクル等環境対応について、幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネスマインドにあふれる人材を養成すること」と定めている（資料 1-1 学則第 5 条、資料 1-2 大学案内 p28、資料 1-3 法人基本規則第 25 条）。

本学が所在する宮城県では「食材王国みやぎ」を掲げており、本学部の目的はその内容に直結している。

食産業学部は、本学の基本理念である「高度な実学」の考えを基盤にして、宮城県や東北だけに留まらず、日本と世界の食料、農業、農村を取り巻く環境を踏まえて、循環型社会の形成や環境への配慮を念頭に、食材の生産から加工、流通、消費に至る一連の過程について総合的な教育・研究を行い、地域社会と地域産業の発展に貢献することを目指している。

また、宮城県は東日本大震災により甚大な被害を受け、特に沿岸部は壊滅的ダメージを受け、その再生と復興が課題となっている。食産業学部では、これらの地域の農水産

業の復興に多くの貢献をしている（資料 1-5 MYUNOW 第4号）。学生の個性を伸ばす取り組みとして、1)企業とコラボした商品開発、2)各種サークルと大学との連携による、大学教育だけではできない教育分野の補填、3)エコキャンパス推進会議と学生によるキャンパス内エコの推進、などを行っている。

<5>看護学研究科

看護学研究科は学部設置4年後の平成13年に開設された研究科である。平成22年には博士後期課程が設置された。

看護学研究科の目的は、学則において、「地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、教育・研究と社会活動を行うこと」と定め、教育目標（人材養成目標）は、「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自立的な研究能力を持つ教育研究者を養成すること」と定めている（資料 1-1 学則第5条、資料 1-2 大学案内 p66、資料 1-3 法人基本規則第25条、資料 1-6 大学院案内 p4）。

また、博士前期課程の教育目標（人材養成目標）は、「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践能力を備える専門的な看護職を育成すること、博士後期課程は、「高度に専門的な知識と実践力ならびに自立的な研究能力を持つ高度看護実践指導者または看護教育研究者を育成すること」と定め、大学院案内、履修ガイドに明示している（資料 1-6 大学院案内 p4、資料 1-7 看護学研究科履修ガイド p9,25）。

<6>事業構想学研究科

事業構想学研究科は学部設置4年後の平成13年に開設された研究科である。平成20年には博士後期課程が設置された。

事業構想学研究科の目的は、学則において、「地域社会における事業構想の高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、教育・研究と社会活動を行うこと」と定め、教育目標（人材養成目標）は、「ビジネスプラン・地域プラン及び空間デザイン・情報デザインの高度専門職業人並びに高度に専門的な研究能力を持つ職業人及び自立的研究者を養成すること」と定めている（資料 1-1 学則第5条、資料 1-2 大学案内 p66、資料 1-3 法人基本規則第25条、資料 1-6 大学院案内 p10）。

「事業構想学」は、事業の着想・計画・実現・運営の諸過程を研究対象とする学際的かつ総合的な経験科学の一分野で、この一連の課程が「事業構想」であり、これには多くの知識、技術が相互かつ密接に関わる（資料 1-8 事業構想学研究科履修ガイド p9）。

事業構想学研究科は、事業構想学部で目指した事業構想学の理念をさらに深く追求するために設置された研究科であり、「事業構想学」は本学がわが国で初めて掲げたものであり、その学問体系はまだ確立過程にある。本研究科において、教育・研究の理念と方法・技術を探究して事業構想学の確立を果たし、その成果をもとに人材養成と地域・社会への還元を実現し、これをさらに教育・研究に反映させるという創造・還元・循環型の教育を目指している。

事業構想学研究科の目的においては「地域社会における事業構想の高度かつ専門的な

知識・技術・政策課題」を対象としており、事業構想学部での記載と同様に、地域や社会における課題と合致するとともに、人材養成目標に掲げられている高度職業人やそれを学術的に発展させることのできる研究者の育成はこれから地域・社会に発展に不可欠な要素であると言える。また「事業構想」を独自の対象学問領域として掲げ、その教育・研究・社会活動に反映させていることは他大学に見られない本研究科の特色となっている。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科は学部設置4年後の平成21年に開設された研究科である。平成25年に博士後期課程が設置予定である。

食産業学研究科の目的は、学則において、「地域社会における食産業の高度かつ専門的な知識・技術について、教育・研究と社会活動を行うこと」と定め、教育目標（人材養成目標）は、「食産業に関する広い視野、高度な専門知識・技術及び研究能力を持つ職業人を養成すること」と定めている（資料1-1 学則第5条、資料1-2 大学案内 p66、資料1-3 法人基本規則第25条、資料1-6 大学院案内 p16、資料1-9 食産業学研究科履修ガイド p8）。

本学の理念や立地条件及び食産業の特質により、本研究科で養成する人材が活躍する場としては、宮城県や東北地方を中心とした地域レベルと、首都圏ないしは全国・世界レベルに大別できる。地域レベルについては、学部での記載と同様に、地域社会と地域産業の発展に貢献することを目指している。一方、世界レベルについては、メルボルン工科大学（RMIT）と協定を結びジョイントシンポジウムなどを通して、学生の国際感覚を涵養する。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

建学の理念や大学の理念、各学部・研究科の目的や教育目標（人材養成目標）は、『大学案内』『大学院案内』や『学生便覧』『学生募集要項』といった公的な刊行物に明示されているほか、ホームページでも公表している。

また、学生に対しては、入学時のオリエンテーション、学部の基礎ゼミでの学修でも周知している。さらに、履修ガイドにおいては、学則を掲載するほか、研究科の前期課程・後期課程別に教育目標（人材養成目標）を示したり、学則よりも一部丁寧な記述をして学生にわかりやすいようにするなど工夫している（大学全体および各学部・研究科：資料1-1 学則第5条、資料1-2 大学案内 p.3,10,18,28,66、資料1-3 法人基本規則第25条、資料1-4 履修ガイド p.12,24,47、資料1-6 大学院案内 p.1,4,10,16,26、資料1-7 看護学研究科履修ガイド p9,25、資料1-8 事業構想学研究科履修ガイド p9,25、資料1-9 食産業学研究科履修ガイド p8、資料1-10 学生便覧 p.1,72、資料1-11 学生募集要項 p.1、資料1-12 教育研究上の目的 大学HP 教育情報 > 教育情報の公表（法定事

項) > 大学の教育研究上の目的)。

<2>看護学部

<1>大学全体を参照。このほか、学生に対しては、教務委員会を中心として進学オリエンテーション時での周知を実施している。また、教員に対しては、FD時や教授会参加を通して周知を図っている。

<3>事業構想学部

<1>大学全体を参照。

<4>食産業学部

<1>大学全体を参照。このほか、学生に対しては、「食産業論」などの授業を通して、その理念を周知している。

<5>看護学研究科

<1>大学全体を参照。このほか、学生に対しては、教務委員会を中心に進学オリエンテーション時での周知を実施している。平成24年度は、広報委員会にて看護学研究科ニュースレターを発行して周知を図った(資料1-13 看護学研究科ニュースレター)。

<6>事業構想学研究科

<1>大学全体を参照。

<7>食産業学研究科

<1>大学全体を参照。このほか、学生に対しては、「食産業学特論」などの授業を通して、その理念を周知している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

平成16年度には「大学の理念」を策定した。

法人化した平成21年度以降は、「大学の目的」「建学の理念」「大学の理念」をもとに、中期目標・中期計画を定め、これらに基づく年度計画を、毎年度、立案・実行・事業評価・改善するプロセスにより、設定した目標を確認できるシステムを有している(資料1-14 中期目標、資料1-15 中期計画、資料1-16 平成23年度計画・業務報告書、資料1-17 業務実績報告書附属資料、資料1-18 平成23年度公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価結果)。

毎年度の事業評価に加えて、中期目標期間(6年間)の第5年度ごとに認証評価を踏まえた中期目標期間暫定評価が行われる予定であり、その際に、次期中期目標・中期計画の策定準備作業として、理念・目的の適切性の検証を行うこととしている。今回の自

己点検評価作業は、法人化後初めての検証作業の着手となる。

<2>看護学部、<3>事業構想学部、<4>食産業学部、<5>看護学研究科、<6>事業構想学研究科、<7>食産業学研究科共通

平成17年度に、前年度策定した「大学の理念」に基づいた各学部・研究科の「目的」「教育目標（人材養成目標）」を策定した。

平成22年度には、各学部・研究科のアドミッション・カリキュラム・ディプロマの3つのポリシーを定めた。

法人化した平成21年度以降は、各学部・研究科の「目的」「教育目標（人材養成目標）」をもとに、中期目標・中期計画を定め、これらに基づく年度計画を、毎年度、立案・実行・事業評価・改善するプロセスにより、設定した目標を確認できるシステムを有している。毎年度の事業評価に加えて、中期目標期間の第5年度ごとに認証評価を踏まえた中期目標期間暫定評価が行われる予定であり、その際に、次期中期目標・中期計画の策定準備作業として、目的・教育目標の適切性の検証を行うこととしている。今回の自己点検評価作業は、法人化後初めての検証作業の着手となる。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<2>看護学部

看護学部の理念・教育目標に従い地域社会に貢献しうる看護専門職の養成を行い、6割以上の学生が県内の保健医療施設に就職し活躍している（資料1-19 卒業者・修了者の状況）。平成21年度、平成24年度にカリキュラム改正を行い、超高齢社会に伴う医療の現状を踏まえ教育内容への改善を図っている。

<3>事業構想学部

- 1) 事業構想学部の目的・教育目標に従って育成された人材が地域及び社会において求められていることは、事業構想学部の就職率（就職者数／就職希望者数）が9割以上（県内就職率5割前後）という高いレベルで堅調に推移していることから量られる（資料1-19 卒業者・修了者の状況）。
- 2) 地域の自治体や企業と連携した教育研究が震災復興プロジェクトを始めとして積極的に行われており、学部の目的が地域のニーズに込えているものであると言える。

<4>食産業学部

- 1) 宮城県は「食材王国みやぎ」を掲げており、本学部の目的はその内容に直結しており、多くの学生が県内の食産業関連企業（公務員も含む）に就職し活躍している（資料1-20 就職状況）。地域企業と連携した食産業フォーラムを平成19年に立ち上げ、参画企業は現在177社に及んでおり、学部の目的が地域ニーズに込えており、地域産業の発展に貢献している（資料1-21 食産業フォーラム規約および会員数の推移）。学生の個性を生かした活動として、サンクスとのコンビニ弁当や

ローソンとの塩チョコスティックケーキ、日本酒やワインの共同開発、地元である三陸の食材を活かしたメニュー開発などの活動がある（資料1-2 大学案内 p4）。また、震災の被災地をフィールドにした卒論研究も行われている。これらの取り組みにより、地域に貢献し、学生の勉学に対するモチベーションを上げる効果が表れている。

- 2) 農水産業及び加工業の復興に対する多くの技術支援を行い、成果を挙げている。

<5>看護学研究科

看護学研究科では社会人入学者が多くを占め、地域社会の高度専門職業人の養成に貢献をしている。医療現場の課題と密接に結びついた研究が多く行われており、その成果が地域に還元されている（資料1-22 修士論文テーマ一覧）。

<6>事業構想学研究科

- 1) 事業構想学研究科では博士前期課程・後期課程とも毎年度、定員を充足しており、特に後期課程では社会人入学者が半数以上を占める等、本研究科の目的が地域社会のニーズと合致していることが窺える。また高度職業人の養成実績として、企業からの学生2名に対し、博士（事業構想学）を授与している。
- 2) 地域の課題と密接に結びついた研究が多く行われており、その成果が地域に還元されている（資料1-22 修士論文テーマ一覧）。

<7>食産業学研究科

開設後、定員を充足している。また、修了者のほとんどは、高度かつ専門的な知識と技術を生かせる企業および研究機関に就職している（資料1-20 就職状況）。

② 改善すべき事項

<2>看護学部

看護学部の理念・教育目標に従い地域社会に貢献しうる看護専門職の養成に向け、地域の保健医療機関との教育連携を進めるため、平成24年度臨床教授制度を設けた。平成25年度の任用を図っていく必要がある。（資料1-23 臨床教授等の称号付与規程）

<3>事業構想学部

事業構想学部の目的・教育目標について、教員や学生の理解の不足があることから、履修ガイド等の出版物への学部目的等の記載を徹底や周知方法について改善する必要がある。

<4>食産業学部

グローバル人材の育成が強く求められるようになってきている状況をふまえて、建学の理念にも謳われている「世界に貢献できる人材の育成」についても、学部の

目的、人材養成目標等に反映するよう検討する必要がある。

<5>看護学研究科

地域に貢献しうる高度専門看護師養成に向けて専門看護師教育の強化を図っていく必要がある。博士後期課程が完成年度を迎えたことから、学部から博士前期課程、博士後期課程の教育体系の強化を図っていく必要がある。

<6>事業構想学研究科

<3>事業構想学部と同様に、教員や学生の理解の不足があることから、履修ガイド等の出版物への研究科の目的等の記載を徹底や周知方法について改善する必要がある。

<7>食産業学研究科

志願者の一層の確保を図る。また、博士後期課程の設置に伴い、現行の修士課程を博士前期課程に変更し、食産業学教育の一層の体系化を目指す必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<2>看護学部

地域社会に貢献しうる看護職の養成を目的として、地域医療機関と連携して医療の現状を踏まえた教育内容の充実を図るため、平成 25 年度に宮城県下の実習施設の看護専門職を対象として臨床教授・臨床准教授の任用を行う。

<3>事業構想学部

今後は東日本大震災に伴う地域の復興人材育成やグローバル人材育成等の地域の大学に対するニーズに応えるべく、平成 25 年度以降の学科・コースの再構成や学部カリキュラム再編を段階的に進め、それに合わせて人材養成目標等の再検討を行う。

<4>食産業学部

- 1) 今後、学生委員会、キャリア開発室、地域連携センターを主体として、学生に対して本学部の目的を周知するとともに、学生の個性を伸ばす指導を行う。
- 2) 震災の被災地をフィールドにした卒論研究および修士論文研究を進め、農水産業及び加工業の復興に対するさらなる技術支援を行う。

<5>看護学研究科

感染看護分野の専門看護師コースが平成 22 年度に日本看護系大学協議会より専門看護師教育課程として認定された（資料 1-24 専門看護師教育課程認定証）。また平成 25 年度老年看護分野の専門看護師教育課程の申請を行う。

学部から博士前期課程、博士後期課程の体系化を図るための平成26年度に実施する博士前期課程改編に向けて、平成25年度に研究科長、副研究科長、教務委員長、入試委員長を中心としたワーキングにて改編案を確定し、研究科教授会、理事会の承認後に、広報委員会を中心に広報を行う。

<6>事業構想学研究科

地域復興人材育成やグローバル人材育成を明確化するために、今後のカリキュラムの再編と併せて人材育成目標等の検討を行う。

<7>食産業学研究科

入試委員会およびキャリア開発室を主体として、定員の確保および進路の充実を図る。

② 改善すべき事項

<2>看護学部

平成25年度に臨床教授の任用を実施し、学部教育内容の充実を図る。

<3>事業構想学部

履修ガイド等における学部の目的および教育目標、ポリシー等の記載の統一・徹底を図るとともに、オリエンテーションだけではなく、全体講義やFD等を通じて、教員・学生間でのそれらの共有を図る。

<4>食産業学部

教務委員会及びグローバル・インターンシップ委員会を中心として、グローバル化に対応できる人材育成を視野に入れた人材養成目標を加えていく。

<5>看護学研究科

地域社会の高度専門職業人養成のニーズを受けて、がん看護の専門看護師教育課程を平成25年度に開設し、26年度に日本看護系大学協議会に設置認可の申請を行う。学部から博士前期課程、博士後期課程の教育体系化をはかるための博士前期課程改編について、研究科長、副研究科長、教務委員長、入試委員長を中心とするワーキンググループを作り、平成26年度の改編にむけ、平成25年度に改編案を確定していく。(資料1-25 平成24年度第8回教授会議事録 資料1-26 研究科改編案について)

<6>事業構想学研究科

教員・学生間での研究科の理念・目的等の理解を進めていくため、履修ガイド等における研究科の目的および教育目標等の記載の統一・徹底を図るとともに、「事

業構想学基礎講座」等の講義を通じてその理解を図る。

<7>食産業学研究科

入試委員会を中心として学内および他大学に働きかけ入学者を募る。また、食産業フォーラム及び地域連携センターと連携しながら各企業に対して入学者を募る。一方、博士後期課程の設置に伴い現行の修士課程を博士前期課程に変更し、教務委員会を中心として食産業学教育の一層の体系化を目指す。

4. 根拠資料

- 1-1 宮城大学学則
- 1-2 大学案内 2013
- 1-3 公立大学法人宮城大学基本規則
- 1-4 宮城大学履修ガイド（平成 24 年度）
- 1-5 myu now VOL.4
- 1-6 大学院案内 2013
- 1-7 看護学研究科履修ガイド（平成 24 年度）
- 1-8 事業構想学研究科履修ガイド（平成 24 年度）
- 1-9 食産業学研究科履修ガイド（平成 24 年度）
- 1-10 学生便覧（平成 24 年度）
- 1-11 学生募集要項（平成 24 年度）
- 1-12 大学の教育研究上の目的（大学 HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html>)
- 1-13 ニュースレター（看護学研究科）
- 1-14 中期目標
- 1-15 中期計画
- 1-16 業務実績報告書（平成 23 年度）
- 1-17 業務実績報告書附属資料（平成 23 年度）
- 1-18 公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価結果（平成 23 年度）
- 1-19 卒業生・修了者の状況（全学部・研究科）
- 1-20 就職状況（食産業学部・食産業学研究科）
- 1-21 食産業フォーラム
- 1-22 修士論文テーマ一覧（3 研究科）
- 1-23 臨床教授等の称号付与規程
- 1-24 専門看護師教育課程認定証
- 1-25 平成 24 年度第 8 回教授会議事録
- 1-26 研究科改編案について

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

宮城大学は、「ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた、地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する」ことを「建学の理念」として、平成9年に看護学部と事業構想学部の2学部をもって創設された県立4年制大学である。平成17年に宮城県農業短期大学（県立）を拡大改組させた食産業学部が加わった。

本学の教育研究上の基本組織は、看護学部、事業構想学部、食産業学部、看護学研究科、事業構想学研究科、食産業学研究科の3学部3研究科である。看護学部は看護学科、事業構想学部は事業計画学科及びデザイン情報学科の2学科、食産業学部はファームビジネス学科、フードビジネス学科及び環境システム学科の3学科から成っている。看護学研究科は看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程、事業構想学研究科は事業構想学専攻博士前期課程及び博士後期課程、食産業学研究科は食産業学専攻修士課程から成っている。

なお、食産業学研究科については、平成25年度に博士後期課程を設置予定であり（平成24年11月認可）、食産業研究科は博士前期課程と博士後期課程となる予定である。

これらの基本組織のほかに、教育支援や外部との連携のための組織として、語学やリベラルアーツ科目を担当する共通教育センター、図書館サービスや情報システムの管理を行う総合情報センター、国際交流や留学生支援を担当する国際交流・留学生センター、地域貢献活動を担う地域連携センター、実習等の場としての附属農場を置いている。

共通教育センターは、平成25年4月から実施すべく、リベラルアーツを中心とした授業科目の再編とグローバル人材育成のための語学教育の充実等を内容とするカリキュラム改正を行い、国際交流・留学生センターは、ベトナムにおいて、現地の大学との提携の下にグローバル・インターンシップを組み込んだ教育プログラムの実現に着手した。地域連携センターは、東日本大震災からの復興支援や地域住民と共同でベートーヴェンの「第九を唄う会」を実施する等地域に貢献する活動を強化している。

本学の現在の教育研究組織は、「地域社会及び他の大学、研究機関との自由かつ緊密な交流及び連携の下に、看護、事業構想及び食産業に関する教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与する」という本学の目的を、また、「ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた、地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術文化の向上と豊かで

活力のある地域社会に形成に寄与する」という建学の理念を具現化するものであり、適切なものである。

また、本格的な少子高齢化社会に突入するわが国にとって、とりわけ、東日本大震災被害からの復興を目指す宮城県にとって、質の高い看護職、企業家精神に溢れグローバルに活躍できる職業人、幅広い視野で学際的なアプローチで問題解決ができる人材が求められている。学士課程では、「高度な実学を身につけた実践的人材」を、大学院課程では「先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者」を養成しようとする本学の教育研究組織は、このような社会の要請に十分応えるものとなっている。

ちなみに、本学の過去5カ年の学部在籍者数は約1,800人と収容定員1,680人を上回っており、また、大学院在籍者数も平成24年度で131人と収容定員104人を上回っている。

学部卒業生の就職状況を見ると、平成23年度卒業生は99.2%であり、過去5年間を見ても97%から98%の高い水準を維持しており、本学の教育が社会の要請に十分応えているといえることができる。

なお、大学教育の質の向上のためには教育研究組織の不断の見直しが必要であり、学部という組織形態が最善かどうかを含めて、今後検討していく必要がある。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の運営全般に関する定期的な評価は、平成21年4月の公立大学法人化に当たって設立団体である宮城県が策定した中期目標と本学が策定した6年間の中期計画を達成すべく、年度ごとに年度計画を策定しこれを実行している。毎事業年度終了後には、自己点検の上、計画の進捗状況と課題を確認し、自己評価を行った上で、宮城県が設置した公立大学法人宮城大学評価委員会の外部評価を受けるというサイクルで実施している。また、各中期目標期間の5年目には、認証評価機関による評価を踏まえた中期目標期間暫定評価を、各中期目標期間終了の翌年度には中期目標期間評価を受けることになっている。

教育研究組織については、中期計画において、「定員充足状況、就職状況、教育研究や運営に関する実績、評価結果等を踏まえ、学部、学科、専攻の見直し等を行う。」

「地域連携センター、国際交流・留学生センター、総合情報センター及び全学委員会の役割、機能について常に実績を評価し、必要に応じ見直しを行う。」とされており、上述の評価サイクルの中で、その適切性について定期的に検証を行っている（資料2-1 中期目標、資料2-2 中期計画）。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

収容定員を充足し、高い就職率も維持していることから、大学の理念・目的及び

社会の要請等に適合した教育研究組織になっているものと判断される。

- ② 改善すべき事項
なし

3. 将来に向けた発展方策

- ① 効果が上がっている事項

学術の進展や大学を巡る社会情勢の変化の中にあっても、本学の理念・目的に適合した質の高い教育研究を実施していくために、教育研究組織の適切性について、学部という組織形態の見直しも含めて検討し、必要な見直しを行っていく。

- ② 改善すべき事項
なし

4. 根拠資料

- 2-1 中期目標（既出 1-14）
- 2-2 中期計画（既出 1-15）

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1> 大学全体

教員の職位については、教授・准教授・助教・助手・講師と定め、それぞれの職位の資格については大学設置基準、大学院設置基準に則る定めとしている（資料3-1 教員人事規程第3条）。

教員については学科目制をとっており、講師以上の採用に当たっては、調書に加えて、面接時に業績のプレゼンテーション、模擬授業、質疑応答を採り入れて、教育研究に対する姿勢・能力・資質を検証している（資料3-1 教員人事規程第10条、第12条）。

教職員に求める精神として、「学生とともに考え、実践的な人材養成を行う」、「高い倫理で研究に勤しむ」、「地域に密着した連携を行う」「教職員・学生を尊重し合う」人と明記している（資料3-2 教職員倫理憲章）。

教員に求める能力・資質は、教育・研究能力、組織人としての資質、社会貢献であり、毎年の教員評価の際には、教育・研究・社会貢献・大学運営の4つの活動領域について3：3：2：2のウエイトで総合評価を行い、この評価を優秀者の公表、昇給・勤勉手当といった給与、再任審査で活用している。（資料3-1 教員人事規程第14条、資料3-3 教員評価要綱）。

以上のように、採用・行動・評価について定めることで、大学として求める教員像を明らかにしている。

県が定める中期目標の中で、教員組織の編制については、「全学共通教育、各学部及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。年齢構成や男女比にも配慮しながら採用・配置する。」という方針が示され、これに沿って、平成21年8月1日の理事会で専任教員の定数を決定している。（資料3-4 中期目標 p.3 第21(3)イ「適正な教員配置」）。

各学部等では、学部等の目的・人材養成目標を達成すべく定数の範囲内で相応しい教員組織を整備している。

図表 専任教員の定数

(人)

看護学部	事業構想学部	食産業学部	共通教育センター	国際交流・留学生センター	計
55	39	51	7	1	153

本学は、学科目制を採用している。毎年度の開講科目及び担当教員は、学部・研究科の教務委員会で調整を行い、教授会で決定している。開講科目については、学則に明記することもあり、全学の学務入試委員会、教育研究審議会、理事会で承認している。学

部授業科目における専任教員の担当科目比率は81.7%（平成23年度）である。

<2>看護学部

看護学部では、看護学部の教育理念・目標および教育課程に相応しい教員像および教員組織の編制とし、それに基づいて実施している。

看護学部の教員定数は55名であり、その内訳は専門基礎科目担当者5名、教職3名（+専門基礎科目と教職の助教1名）および看護学専門科目担当者45名（准教授以上が24名、助教21名）と定めて編制している（平成22年、講師の職位が廃止されているが、当初、産休・育休教員であった講師1名はそのまま残留している）。

<3>事業構想学部

事業構想学部独自の教員組織編制方針については、今後のカリキュラム再編に対応した将来的な教員組織計画の中で、現在、検討を進めている状況である。

事業構想学部の教員組織は、宮城大学教授会通則に基づき、学部教授会をその基盤とし、同通則第11条に基づき、教授会のもと、学科の教育に関する連絡調整のための学科会を置くとともに、それぞれに学科長を置き、教員が連携して組織的に教育を行う仕組みをとり、教育上の責任体制を明確にしている。また同通則に基づく教務、学生委員会、入学試験委員会のほか、事業構想学部委員会等設置運営内規により予算、情報、広報、評価、インターシップ、施設環境整備、運営の各委員会を設け、適切な役割分担のもと学部運営を行う体制を明確に定めている。

<4>食産業学部

教員に求める能力・資質等については学部・研究科の目的、目標達成に向けた教員組織を整備することとし、教員の採用に当たっては、所属学科、職種、専攻分野、担当科目などを明示している他に、学位の有無や企業、研究機関での勤務経験などの応募資格を記載した人事計画書を作成し、これに基づき公募を行っている。選考においては、選考対象者の教育力、研究力を審査するため、模擬授業や研究成果のプレゼンテーションを行っている。

学部を超えた連携をとるため、共通教育委員会、学務入試委員会および研究委員会が設置されている。各委員会とも学部から委員が出ている。一方、食産業学部内には教授会、教務委員会等を設置しているほか、学部と研究科の教育研究の連携が遅滞なくとれるように食産業学部・食産業学研究科連絡会議（構成員：学部長・研究科長、副学部長、副研究科長、学部学科長、その他）を設けている。

<5>看護学研究科

看護学研究科における教育理念・目標および教育課程に相応しい教員像に基づいて実施している。教員組織の編成方針については、平成13年に開設した修士課程の教育目的・目標および教育課程における専門分野の構築（地域保健のニーズ並びに医療施設から生活の場である地域社会へと連続的に広がる看護へのニーズに対応して、1)地域看護学領域、2)生活看護学領域、3)看護実践方法学領域の3領域で構成）に基づいて適正な

教員の組織化を図った。また、平成16年の専門領域の拡充（大学院進学ニーズ調査を踏まえて専門領域の拡充とCNSコースなどの高度な看護実践力を育成するスペシャリストの養成のために3領域6分野に拡充、さらに、超高齢社会に対応した老年看護CNSコースを設けた）に基づいて研究科教員を増員した。さらに、平成22年、社会の要請に基づいて「高度に専門的な知識と実践力ならびに自律的な研究能力を持つ高度看護実践指導者または看護教育研究者の育成」を目指した「生涯健康支援看護学」の1分野を柱とする博士後期課程を設置に伴い、適正な教員の増員を図ってきている。

<6>事業構想学研究科

教員組織編制方針については、事業構想学部と同様に、カリキュラム再編に対応した将来的な教員組織計画の中で検討を進めている状況である。

事業構想学研究科の教員組織は、宮城大学教授会通則に基づき、研究科教授会を基盤となる組織とし、個々の学生に対する研究指導は担当の指導教員が責任をもって行う仕組みとしている。運営組織については学部と同様の委員会を設け、適切な役割分担のもと研究科運営を行う体制を事業構想学研究科委員会等設置運営内規により明確に定めている。

<7>食産業学研究科

研究科では研究および教育を展開する上で、食品イノベーション領域と農・環境イノベーション領域の2領域を設けており、その目的、目標達成に向けた教員組織を整備することとしている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1> 大学全体

本学の専任教員の現員は次のとおりであり、これは学部等の教育課程や学生数に応じて定めた教員定数の範囲内となっている。

図表 専任教員の定数（上段）と現員数（下段）（平成24年10月現在）（人）

看護学部	事業構想学部	食産業学部	共通教育センター	国際交流・留学生センター	計
55	39	51	7	1	153
51	36	49	6	1	143

この専任教員数（現員数）は、大学設置基準で必要とされる教員数82人を上回っている（資料 大学基礎データ表2）。

教員の年齢構成については、70歳代が2名いるが、この2名は、平成21年度に設置した看護学研究科博士後期課程の研究指導に当たっている（資料 3-5 専任教員の年齢

構成)。

また、教員の男女構成比率については、中期計画において、教員の年齢構成・男女比に配慮し、平成26年度までに看護学部の男性教員の割合、事業構想学部・食産業学部の女性教員の割合を10%とするという到達目標を示している。このうち、看護学部については平成20年度2.5%であった男性教員の割合が平成24年では20%となっており、到達目標を上回っている。食産業学部は、平成20年度6%であった女性教員の割合が平成24年10月では12%（6人）と到達目標（10%）を上回っている（資料3-6 業務実績報告書附属資料 p23）。

本学の教員組織は、学科目制をとっている。毎年度の開講科目の変更は、学部等の教授会、全学の学務入試委員会の議を経て、学則変更として、教育研究審議会、理事会の承認を要する。担当教員は、教授会（共通教育については運営委員会）の議を経て決定する。複数の教員が担当する科目の運営方法、役割分担については、担当教員間において事前に協議し、調整を図っている。

また、教育に関して、学部等の運営と大学全体の運営との調整を図るため、各学部等選出教員等により構成される全学組織として、学務入試委員会、共通教育運営委員会、学生委員会（オリエンテーション、休学等）、国際交流・留学生センター運営委員会、情報委員会（図書館運営）等がある。

研究科担当教員については、各研究科で教員資格審査を行ってきたが、平成23年度に全学で大学院担当教員審査要綱をつくり、全学委員会（評価委員会）で審査を行う方式に改めた。現在は、要綱に沿って、全学の評価委員会の下に教員資格審査会を置き、同審査会で外部の専門委員を交えた審議の結果をもとに判定する仕組みをとっている。各研究科では、教員資格審査基準に基づいて審査を行っている。（資料3-7 教員資格審査基準）

<2>看護学部

看護学部の教員組織は、定数は56名、看護専門科目と看護専門科目以外の教員からなり、看護基礎教育課程に対応すべき、共通教育として専任が3名と非常勤、専門基礎として専任5名と非常勤、教職は専任3名と非常勤、および看護学専門として、専任45名で編制している。看護学専門担当教員は、平成21年より、各専門科目の「領域別」による教員組織を踏襲しつつも、これらを統合した「分野」を設定してきた。これは、領域内で硬化・密室化しやすい教員組織をオープンにするとともに人事交流を容易にし、適正な人員配置を可能にすることを意図し、各看護学専門領域の特質を配慮して統合する分野を設けた編制した。すなわち、これまでの基礎看護学（教授2名、准教授2名、助教2名）・看護管理学（教授・准教授各1名）・精神看護学（教授1名、講師1名、助教2名）の3領域を統合した「基盤看護学分野」、成人看護学（教授2名、准教授1名、助教6名）・老年看護学（教授1名、准教授2名、助教2名）の2領域を統合した「成熟期看護学分野」、母性看護学（教授2名、助教2名）・小児看護学（教授2名、助教2名）の2領域を統合した「次世代育成看護学分野」、地域看護学（教授2名、准教授1名、助教3名）・在宅看護学（教授2名、准教授1名、助教1名）の2領域を「広域看護学分野」の9領域4分野に再編制して現在に至っている。なお、欠

員教員については、随時、公募しているが、看護学教育の高等教育化に伴う4年制の看護系大学の急増、また東日本大震災の影響も受け、本学に相応しいとりわけ助教の確保が必ずしも容易でない現状があり、非常勤やTAを活用した取り組みをしてきた。

<3>事業構想学部

中期目標で全学的に挙げられた教員の編成方針については、それに基づいて定められる年度計画で毎年度検証が行われており、事業構想学部に関しては女性教員比率の向上が数値目標として示されている。

事業構想学部の講義・演習科目については、教育上の実質的な責任組織である学科会において科目担当教員を検討し、教授会にて時間割とともに承認する仕組みを採用している。特に非常勤講師の採用の場合には、採用予定教員の略歴を教授会で確認のもと、採用する仕組みとなっており、授業科目と担当教員の適合性は確保されている。

<4>食産業学部

学科内に2～3の履修モデルを設定しながら専門教育を行っており、教育効果をあげるため専任教員の配置をしているが、年次により若干の変動がある。平成24年10月における定員管理計画の進捗状況は、計画54名（共通教育センター教員3名を含む）に対し現員52名である。学部の学科別の1学年学生定員と専任教員数は、ファームビジネス学科では42名/16名（学生数/教員数）、フードビジネス学科では52名/19名、環境システム学科では31名/14名であり、大学設置基準により定められた必要数を満たしている。一方、専任教員の年齢構成比は平成24年5月1日現在で、学部全体で61～65歳（9人、18%）、51歳～60歳（13人、26%）の構成がかなり高く、今後の人事計画に留意が必要である（資料3-5 専任教員の年齢構成）。

また、平成22年4月より宮城県産業技術総合センターとの人事交流を行っている。

食産業学部の教育は、学部の人材養成目標を達成できるよう授業科目を配置し、その教育研究に必要な教員を置く学科目制をとっている。効率的かつより質の高い教育を行うため、教員が単独で講義を担当するだけでなく、複数の教員で担当するオムニバス方式もとっている。非常勤教員も含め、授業科目と担当教員の適合性について、教務委員会および教授会で判断している。また、教務委員会が中心となってシラバスの重複などの精査も行うようにしている。

<5>看護学研究科

看護学研究科の教員組織の編制方針は、宮城大学教員人事規程および宮城大学中期目標に明確に定めている。

なお、研究科における教員は全て看護学部の所属としており、博士前期課程においては、地域看護学領域（地域保健看護学、地域支援活動）、生活看護学領域（小児発達・母性発達・成人健康・老年健康・精神保健看護学）、看護実践論領域（WOC 看護実践、感染看護学、看護管理学、先端助産実践）の3領域に基づいて適正に組織している。また、博士後期課程においては、「生涯健康支援看護学」の1分野を柱とした教育課程に基づいて組織している。

なお、看護学部と看護学研究科を連動した教育課程にし、それに伴う教員組織にむけて平成25年より再編製の予定であり、これに基づく人事計画を立て、適正な人員配置を進めているところである。

<6>事業構想学研究科

平成22年度の事業構想学研究科完成に合わせ、平成23年度には宮城大学大学院担当教員資格審査要綱及び研究科毎の教員資格審査内規を定め、厳密な審査を行う仕組みを採用している。科目担当・研究指導の可否は、研究科評価委員会での事前審査を経て全学評価委員会において、外部の専門委員を交えた教員資格審査会の審議の結果をもとに判定する厳正な仕組みが取られている。また研究科毎に定める教員資格審査内規において教員資格審査基準を定めており、それに基づいて審査を行う仕組みとなっている。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科（修士課程）は、平成21年4月に開設され、平成23年3月末に完成年度を迎えた。開設時には、文部科学省より35名（食品イノベーション領域11人、農・環境イノベーション領域24名）が研究科の教員としての資格が認められ、順調に修士課程修了生を輩出している。平成24年4月から新たに3人の教員が、研究科での第一次審査を経た後、全学委員会である評価委員会の承認により専任教員の資格を得た。設置申請後3年以上が経ち、完成年度を迎えたことおよび院生のニーズの多様化を考慮して、研究科専任教員の資格拡大について検討をしているところである。

なお、食産業学研究科では文部科学省の課程変更（博士課程設置）の認可を平成24年11月に得たところであり、平成25年に開設予定である。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1>大学全体

教員の人事については、全学的な視点と各学部の教育研究上の目的に添って適正・的確に業務を遂行できる優れた教員を確保するため、「教員人事規程」に基づき人事委員会を設置し、教員の採用及び昇任に関する事務を行っている。

教員の採用手続きは、人事計画書案を理事会に提出し承認を得ることから始まり、公募により応募のあった者について、「教員人事規程」に基づき、学部等での選考委員会による一次選考を経た上で、人事委員会による選考方法を定めた「教員人事の進め方について（理事会内規）」に基づき、二次選考を実施することとしている。教員の昇任も、同様の手続きとしている（資料3-1 教員人事規程、資料3-8 教員人事の進め方について）。

また、教員の質の向上並びに教育研究の活性化及び充実に資することを目的とした「教員の任期に関する規程」に基づき、任期制を導入しており、再任にあたっては、任期期間中における実績について審査基準等を定めた上で審査を実施している（資料3-9 教員の任期に関する規程）。

教員の採用について、選考に先立ち理事会に人事計画書案を提出し、理事長の承認を得た上で公募を行うことになっている。

応募のあった者について、「教員人事規程」に基づき、教授会又は運営委員会に選考委員会を設置し、選考委員会の中で、提出書類により審査を行い、最終的に委員の5段階評価の合計点により、応募者の中から2～3人程度を候補者とする選考（一次選考）を行う。

提出書類については、「履歴書」のほか、「学歴に関する証明」、「教育歴に関する証明」、「業績リスト」及び「業績」として主要研究論文や主要作品等に基づき、応募資格及び採用方針に適合しているか、職務遂行に必要な専門性、教育力を有しているかなど、候補者の研究力、教育力及び組織人としての資質等の審査を行うこととしている。

次に、一次選考合格者について、「教員人事の進め方について（理事会内規）」に基づき、人事委員会において二次選考を行っている。

本人出席のもとで、プレゼンテーション及び面接により、候補者の研究力40%、教育力30%、組織人としての力（勤務運営姿勢・協調性等）30%の割合により、各項目5段階評価により集計・序列化したうえで、候補者の採用の可否を決定している。採用の可否については、人事委員会委員の8割以上の出席のもとで、出席者の過半数が「可」とした者を採用するものとし、理事会において当該人事を決定している。

なお、准教授以上の教員の採用については、人事委員会に外部専門委員を入れることにしており、理事長と学部長又は運営委員会会長が協議のうえ外部専門委員を選考し、二次選考の委員に加えている。

また、当該人事を決定した後は、理事長から本人に通知するほか、当該教授会等で報告し、外部にも公表している。教員の昇任についても同様の手続きにより実施している。

再任審査については、教員の質の向上並びに教育研究の活性化及び充実に資するため、「教員の任期に関する規程」に基づき、任期制を導入し、初任の任期は4年、再任の任期については5年としている。

対象教員の任期が満了する概ね8か月前に審査を開始し、6か月前までに再任審査の結果を通知することとしている。

再任審査は、対象教員から提出される「個人調書」及び「教育研究業績書」に基づき、人事委員会において、任期期間中における「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「学内運営」について、その実績を総合的に審査している。なお、公立法人化に伴うテニユアトラック制は平成23年に廃止された。

<2>看護学部

全て教員人事規程に則った募集、採用、昇格の手続きを実施している。また初任、再任に該当する教員については、別途教員の任期に関する規程に沿って審査が実施されている。

採用・昇格に当たっては、学部長が人事計画書案を作成し、理事長の承認を得た後に公募するとともに、学部教授会に学部長が任命した5名の教員と学部長で構成する選考委員会を設置し、学歴・職歴、教育業績、研究業績、社会活動、本学における教育・研究の抱負などの書面等、定めた基準に沿って一次選考を行っている。一次選考合格の

候補者については、理事長が理事会に設置した人事委員会（副学部長、理事2名、学部長、当該の看護専門領域の教授1名で構成）による二次選考として、調書に加えて、面接（面接時に業績のプレゼンテーション、模擬授業、質疑応答をなど）を通じて、本学の教育理念・目的・特性などを踏まえた教育に対する使命感や熱意、専門領域における看護学研究への志向性の高さ、学内組織や地域への貢献に対する意思などの確認を行い、選考結果は学部教授会に報告される。平成24年度（10月末まで）に実施された採用は3件（助教）、昇格は0件であり、再任審査は4件（准教授4年目1件、准教授9年目1件、助教4年目2件）であった。いずれも規程に沿って実施され、結果は教授会にて報告され、公表されている。

平成24年度には、学部長・研究科長、副学部長、副研究科長、学部及び研究科の教務委員長や入試委員長を中心に、学部・研究科の将来構想を踏まえた中期的な人事計画について方針を検討した。12月末現在、教授会の承認を得て、この計画に沿って基盤看護学分野看護管理学領域准教授1名、基盤看護学分野基礎看護学領域教授・准教授1名、広域看護学領域在宅看護学分野教授もしくは准教授1名を公募している。

<3>事業構想学部

昇格については、事業構想学部では「事業構想学部教員の選考等に関する内規」「教員選考の手続きと内規の運用について」「事業構想学部教員の選考等申し合わせ」などを設けて採用、昇格等のプロセスを定めているが、法人化に伴う内規の改廃に伴い、見直しが必要な状況となっている。

<4>食産業学部

食産業学部の専任教員の学部選考（一次選考）については、先ず、教授会に採用しようとする教育研究分野および職位等の人事計画案を諮り、承認後、公募し、期間を経た後、学部長、当該学科学科長、当該学科教員2名、他学科教員各1名の合計6名からなる選考委員会で審議し、その結果を人事委員会（二次選考）へ提案した。

任期付き教員の再任については、学部内に学部長、当該学科学科長、当該学科教員2名、他学科教員各1名の合計6名からなる再任審査委員会を設定し、そこで教育活動、研究活動等について審査を行い、学部としての再任可否の案を人事委員会へ提案した。なお、採用や昇格に関する学部の申し合わせは資料の通りである（資料3-10 食産業学部教員の選考等に係る研究業績等に関する申合せ）。

新規採用は平成21年度に6名、平成22年度に4名、平成23年度に1名、平成24年度3名（10月採用2名を含む）であった。なお、この間、採用条件を満たさず、見送られた人事も3件あり、公正な人事がなされたことを意味する。

平成22年度以降に6名の再任審査（一回目）があったが、全員再任が認められた。

<5>看護学研究科

学部同様、採用に際して、看護学研究科選考委員会（〇合教授で編成）の書類審査における個人調書（学歴、職歴、教育・研究業績、本学における教育・研究の抱負などの書面）を通じて、さらに、人事選考委員会における面接（面接時に業績のプレゼンテー

ション、模擬授業、質疑応答をなど)を通じて、本学の教育理念・目的・特性などを踏まえた教育に対する使命感や熱意、専門領域における看護学研究への志向性の高さ、学内組織や地域への貢献に対する意思などの確認が行われる。

また、採用や昇格の対象となる教員が研究科の科目や研究指導を担当する場合には、大学院担当教員資格審査要綱に従って評価委員会に教員資格審査会が設置され、別に定めた教員資格審査基準に基づいて審査を実施している。

また、平成25年度から博士後期課程における教育課程の再編に基づいて、高度実践分野の基礎看護学とがん看護学の科目および研究指導の担当者として、審査基準に基づいて研究科選考委員会、引き続き評価委員会で審査が行われ承認された。

<6>事業構想学研究科

<3>事業構想学部を参照。

<7>食産業学研究科

<4>食産業学部を参照。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1> 大学全体

教員評価については、中期計画「教育内容、方法の改善に不断に取り組むため、教員評価に係る評価項目等の見直しを行い、教員評価を実施する。」に沿って、評価項目等の見直しを行い、評価委員会に教員評価専門委員会を設け、教員評価を行っている。教員評価は、教育・研究・社会貢献・運営の4つの活動領域について3:3:2:2のウエイトで評価し、授業担当時間数、学生による授業評価など個別評価項目のポイントを定め、客観的な基準で行っている。評価結果は、勤勉手当の成績率や昇給考課に反映させている。平成24年には、4つの活動領域そのもののウエイトについても、教員の申告により可変とする評価方法の見直しを行った。

全学FDを年1回、(共通教育FDを年1回、)各学部FDを年1回、各研究科FDを年1回行い、専任教員は全員参加することとしている。

また、科学研究費補助金の申請についての研修会を各学部で開催している。さらに、海外での学会や研究会、研修会などへの積極的参加を促し、発表を奨励するための「国際学会等派遣旅費」の制度を設け、審査の上、年間9名ほどを送り出している。さらに、国外での先進研究、共同研究を推進するための「海外研究費」の制度を設けている。なお、新任教員にはオリエンテーションを実施している。

<2>看護学部

毎年8月初旬の半日を使ってFDを実施している。教務委員会が中心となって前年度の課題と現状を踏まえたテーマを定めており、平成24年度は、『多様化する学生への大学教員の関わり方の検討』をテーマとし、新入生を対象とした調査結果の報告を含

む話題提供がなされた後、グループワーク及び全体討議を行って課題や対応策を共有した。参加率は96.2%であった。

その他おもに助教を対象とした実習指導者研修会を毎年1回、実習委員会が中心となって実施している（資料3-11 実習指導教員研修会一覧）。昨年度のアンケート結果を踏まえて、平成24年度は8月に「実習指導教員としての目標設定～今年度強化したい個人目標について～」を実施し、3月には、実習指導目標の評価方法について検討する予定である（資料3-12 平成24年度実習指導教員研修会）。

また、研究委員会が、教員の研究や実践活動報告を行う学部研究会を毎月1回開催し、加えて科研費申請に向けた研修会を毎年1回開催し、申請に当たっては、科研費獲得経験のある教員によるサポート体制をとっている（資料3-13 平成24年度学部研究会・科研費申請研究会一覧）。

<3>事業構想学部

FDについては、毎年度、全学でのFDの他、事業構想学部および事業構想学研究科といった組織単位でも行う形式となっている（平成23年度については震災の影響により学部・研究科合同で開催）。また研究力の向上や科学研究費補助金の獲得を目指して、毎年度、夏季に科学研究費補助金に関する研修会や研究計画書の添削なども行っている。

<4>食産業学部

食産業学部のFDでは、教員の教育力向上を図るため、模擬講義により講義方法の研修を行った（平成22～24年）。

<5>看護学研究科

学生による授業評価については、学生の全体数が少なく、必然的に各科目の履修者数が少なく回答者が特定されてしまうことから、これまでほとんど実施していない。そこで、教務委員会が中心となって、年度末に博士前期課程の修了生及び博士前期・後期課程の在学生に対して、研究指導を含む教育内容や方法等に関するアンケートを実施し、教育上の課題を整理して、研究科教授会で共有して対応を検討し、教育の強化を図っている。

看護学研究科におけるFDは、毎年、教務委員会が中心となって前年度の課題と現状を踏まえたテーマを定めており、博士後期課程が完成を迎える平成24年度は『学位論文(修士・博士論文)の審査基準について』をテーマとしてグループワークと全体討議を行った。参加率は96.2%であった。FD報告書をまとめた後は、教務委員会において審査基準案を作成し、教授会で審議・決定する予定である。

<6>事業構想学研究科

<3>事業構想学部を参照。

<7>食産業学研究科

<4>食産業学部を参照。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

- 1) 教員の研究力の向上を促すため、査読付きの国際ジャーナルや論文誌等への投稿増加に向け、平成 23 年度に大学紀要を廃止した。
- 2) 教員の採用については、優れた教員の確保に向けた人事を円滑に進めるため、学部等の選考委員会による一次選考、人事委員会による二次選考を実施している。准教授以上の教員の採用については、より公正性を確保するため、外部専門委員を加えて選考している。
- 3) 平成 21 年度より全学に設けた「国際学会等派遣旅費」制度を利用することで、海外での学会や研修会などへの参加する機会が増えた。

<2>看護学部

- 1) 欠員教員については、基盤看護学分野看護管理学欠員については、継続して公募が必要であるが、他は、採用が決定され、平成 25 年 4 月には解消できる見込があった（資料 3-14 看護学部教員一覧）。
- 2) 助教の実習教育力を上げるために、助教のみを対象とした実習教育のあり方について講義とグループワークで構成した看護学部独自の FD を 8 月と 3 月に実施し、他領域の助教の交流を通じて課題や今後の取り組みの共有化を図られた。また、教育・研究の質の担保に向けて、修士・博士の学位を有していない教員については、大学院への入学・学修を推進して、実績を積み重ねている（資料 3-11 実習指導教員研修会一覧、資料 3-12 平成 24 年度実習指導教員研修会、資料 3-15 大学院修学研修承認一覧表）。

<3>事業構想学部

- 1) 事業構想学部の女性教員比率に関しては、平成 21 年度の実績値 6%から 8%に増加しており（1 名増）、平成 26 年度の目標値に接近している。
- 2) 学部 FD の開催により、教員組織内での教育上の課題を共有できている。また、FD の一環としての科研費補助金の研修会や添削等の実施に伴い、事業構想学部での科研費取得数は増加傾向にある。

<4>食産業学部

- 1) 食産業学部の女性教員比率に関しては、平成 23 年 4 月および平成 24 年 4 月に各 1 名の女性教員を採用しており、平成 24 年度当初において、平成 26 年度の中期計画目標値の 10%を達成した。
- 2) 科研費等の公的研究補助金への申請が必須となる中で、研究（紀要）委員会が中心となって学部独自で科研費補助金の研修会を行ってきた。平成 23 年度からは、これに加え、全学的に提出書類の添削等の実施を行っており、申請書の質の向上が

みられている。

<5>看護学研究科

- 1) 社会（県下）のニーズに合わせて専門看護師養成プログラムを拡大するとともに、それに合わせて教員の再編制が図られている。
- 2) 各教員の教育研究実績に伴い、研究科博士前期課程および後期課程の教員審査基準に則り、随時、研究科〇合教授で組織する教員選考委員会、さらに全学組織の評価委員会の審議を経て研究科教員としての任用が推進された（資料 3-16 平成 23 年度研究科教員の任用実績）。
- 3) 研究科の FD として『学位論文(修士・博士論文)の審査基準について』実施され、これに基づいて、研究科教務委員会で学位論文の審査基準が具体的に検討され、教授会で検討された（資料 研究科教授会）。

<6>事業構想学研究科

<3>事業構想学部参照。

学内での教員資格審査の体制を整備したことにより、事業構想学研究科博士後期課程においても、設置審査後に着任した教授ら 4 名を新たな指導教員として加え、研究科後期課程の体制強化が可能となった。

<7>食産業学研究科

<4>食産業学部参照。

研究科で教員資格審査体制を整備したことにより、食産業学研究科修士課程において、設置審査後に准教授および講師の計 3 名を新たな指導教員として加え、研究科修士課程の体制強化が可能となった。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

- 1) 努力が報われる教員評価制度となるように、評価制度については不断の見直しが必要である。
- 2) 平成 26 年度以降の教育組織と研究組織の区分・再編制に合わせて、教員組織の編制方針や求める教員像を見直す必要がある。

<2>看護学部

- 1) 助教の公募に対する応募が少なく、非常勤や TA を活用してきた実態があったため、今後、適任教員確保のための方策を検討する必要がある（資料 3-17TA 採用実績）。また、今後、予定されている定年退職に伴う適正な教員確保に向けて計画的な人事を進める必要がある。
- 2) 平成 22 年、講師の職位が廃止されているが、当初産休・育休で残留している講師のとして残留している 1 名について、教育・研究実績を促し、准教授に昇任して

いく必要がある。

<3>事業構想学部

- 1) 事業構想学部での採用・昇格に関する申し合わせ等が法人化の際の規程類に整合しておらず、見直しが必要である。
- 2) 科研費採択数等では増加傾向にあるものの、発表論文数は減少するなど十分な効果が得られていない側面もあり、研究力向上の更なる対策が必要不可欠である。

<4>食産業学部

- 1) 平成26年3月に専任教員約50名のうち、7名の学部・研究科専任教員（いずれも教授）が定年退職を迎える。それに伴う人事について、分野、職階を含め慎重に検討を進める必要がある。
- 2) 食産業学部での採用・昇格に関する申し合わせ等を公立大学法人化の規程類に合わせて再編し、採用・昇格の基準・プロセスを明確にする必要がある。

<5>看護学研究科

- 1) これまでの研究科博士前期課程の教育課程を平成25年度より学部と連動したものに再編制していくことから、これに伴い教員組織を再編制していく必要がある。
- 2) これまで同様、今後も各教員の教育研究実績に伴い、教員審査基準に則って、大学院担当教員資格審査を進めていく必要がある。
- 3) 教員の教育・研究の質の担保を図っていくために、今後も修士・博士の学位を取得していない教員の進学を推進する必要がある。

<6>事業構想学研究科

博士後期課程の指導可能分野の継続・拡充を図るための教員の育成と確保が必要である。

<7>食産業学研究科

研究科で教員資格審査体制を整備したが、これに照らし、設置審査後、主に研究業績を積み上げた教員の「〇合」資格の審査及び新たに学部採用された教員の研究科教員資格の審査を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

- 1) 大学紀要の廃止の効果が表れるよう、国際ジャーナル等への投稿を促進するための支援措置を創設する方向で検討していく。
- 2) 教員の採用については、学部等の選考委員会による一次選考、人事委員会による二次選考の体制を維持する。

- 3) 教員の資質向上の上からも国際的活動の重要性は増しており、今後とも「国際学会等派遣旅費」に代表される経済的支援の一層の充実（予算の拡大など）を図る必要がある。

<2>看護学部

看護学部独自の助教対象の実習教育のあり方に関するFD（8月と3月）は、実習教育力を上げることに貢献していることから、全学および看護学部における例年のFDを継続する。研究委員会主催の定例の研究報告会や科研費獲得に向けての研修会は、教員の教育・研究の質的向上に貢献しているため、今後とも充実していく。これまでのFD、研究委員会による研究会に加えて、修士・博士の学位をもたない教員の大学進学を推進するなど、教育の質的向上を図るための方策を検討し、充実を図る。

<3>事業構想学部

- 1) 引き続き教員採用にあたっては、採用に関するPRを積極的に図るなど、女性教員の採用を積極的に進める。
- 2) 今後もFDを開催し、教員間での学部共通課題の共有を図るとともに、今後は教員の教育力向上を目指した活動を実施する。また、科研費等の確保のため、引き続き研修会等を行っていく。

<4>食産業学部

- 1) 女性教員比率向上、維持のため、育児休暇やその際の講義などの補充のしくみ、予算措置などをして、働く環境の整備を行っていく。
- 2) 科研費等の確保のため、学部研究委員会が中心となり引き続き研修会等を行っていく。

<5>看護学研究科

- 1) これまでの研究科博士前期課程の教育課程を平成25年度より学部と連動したものに再編成するとともに、専門看護師養成プログラムに関して38単位申請に向けた準備を含め、教育課程の再編成に適合した教員組織の再編成を図る。
- 2) これまで同様、今後も修士・博士の学位を取得していない教員の進学を推進し、各教員の教育研究実績に伴い、全学評価委員会の教員審査基準に則って、大学院担当教員の資格審査を進めていく。

<6>事業構想学研究科

事業構想学研究科の教育・研究力向上のためには、教員組織及び教員の資質向上は必要不可欠な課題であり、博士後期課程の大学院学生を含めた戦略的な研究組織の形成等を諮り、事業構想学研究科全体での教育研究力の向上のための仕組みを構築していく。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科の教育・研究力向上のためには、教員組織及び教員の資質向上は常に必要不可欠な課題であり、そのための仕組みを構築していく。学部教育を学科目制で行っている他の公立大学では、博士前期課程の教育に助教を充てている例もあり、教育研究体制の強化上、研究科指導に助教まで枠を広げることを検討していく。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

- 1) 教員評価制度については、教員評価専門委員会において毎年度必要な見直しを行っていく。
- 2) 教育組織と研究組織の区分・再編制に合わせて、教育研究審議会等において適正な教員組織を検討する。

<2>看護学部

- 1) 平成 25 年度に教員公募情報の掲載範囲を拡大する。また学部長、副学部長、教務委員長等が中心となり、助教の採用について、大学院修了生を中心に優秀な人材の確保対策を検討するとともに、定年退職に伴う教員確保について、適正な人事を計画的に進めていく。
- 2) 残留講師の准教授への昇任について、平成 25 年度中に達成できるよう支援を強化する。

<3>事業構想学部

- 1) 事業構想学部での採用・昇格に関する申し合わせ等を法人化の規程類に合わせて再編し、採用・昇格の基準・プロセスを明確にしていく。
- 2) 長期研修制度の導入や戦略的な研究組織の形成等、事業構想学部の教育研究力の向上のための仕組みを構築していく。

<4>食産業学部

- 1) 将来計画とカリキュラム再編計画とを見比べながら、平成 26 年 3 月の大量定年退職者の補充を検討する。また、内部昇格の検討も必要である。
- 2) 食産業学部での採用・昇格に関する申し合わせ等を法人化の規程類に合わせて再編し、採用・昇格の基準・プロセスを明確にしていく。

<5>看護学研究科

- 1) 現時点では、とりわけ看護学研究科前期課程の教育課程を看護学部と連動すべき教員の再編成に取り組み、推進しているところであり、当面これを推進していく。また、研究科の教育課程として、日本看護系大学協議会への専門看護師養成プログラムの 38 単位への変更申請に向けて、教員組織を整備していく。

- 2) 現時点では教員の教育・研究実績に応じて、適正に研究科教員として承認し、教育課程の再編成に適合した教員組織としての充実を図る。
- 3) 研究科の教員としての教育・研究の質の担保を図るために修士・博士の学位を取得していない教員の進学を推進するために、進学できない理由を明らかにし、大学院研修制度の活用を含め、学部・研究科教員全員による支援を強化していく。

<6>事業構想学研究科

博士後期課程での研究指導教員を確保できるよう、新規採用時の博士後期課程指導可能者の採用を図るとともに、教員の研究実績向上のための研究協力体制の確保、博士学位取得の支援など、学部・研究科内での研究支援体制を強化する。

<7>食産業学研究科

公正さと質の高さを維持した研究科教員の資格審査を行い、大学院生のニーズに応えることのできる高度な能力を持った教員を増やす必要がある。そのために研修制度の利用や共同研究の推進を図る。

4. 根拠資料

- 3-1 教員人事規程
- 3-2 教職員倫理憲章
- 3-3 教員評価要綱
- 3-4 中期目標（既出 1-14）
- 3-5 専任教員の年齢構成（5歳刻み）
- 3-6 業務実績報告書附属資料（平成23年度）（既出 1-17）
- 3-7 研究科教員資格審査基準（各研究科）
- 3-8 教員人事の進め方について（理事会内規）
- 3-9 教員の任期に関する規程
- 3-10 食産業学部教員の選考等に係る研究業績等に関する申合せ
- 3-11 実習指導教員研修会一覧（看護学部）
- 3-12 平成24年度実習指導教員研修会（看護学部）
- 3-13 平成24年度学部研究会・科研費申請研究会一覧（看護学部）
- 3-14 看護学部教員一覧
- 3-15 大学院修学研修承認一覧表
- 3-16 平成23年度看護学研究科教員の任用実績
- 3-17 TA任用実績
- 3-18 専任教員の教育・研究業績
- 3-19 宮城大学学部教授会通則
- 3-20 宮城大学大学院研究科教授会通則
- 3-21 宮城大学大学院担当教員資格審査要綱・資格審査内規

第4章 教育内容・方法・成果

I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1> 大学全体

大学の教育目標は、第1章1(1)で述べたように、「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」であり、平成16年度策定の大学の理念、平成21年度策定の法人基本規則に明示している（資料4(I)-1 大学案内 p3、資料4(I)-2 法人基本規則第5条）。

また、平成21年度から26年度までの中期目標・計画期間中の教育に関する重点目標として、「県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことにより、豊かな知性・感性・実践力を身に付けた人材を育成し、地域社会に輩出する」という方針が中期目標に示されている（資料4(I)-3 中期目標）。

平成22年には、学部教育および大学院教育の学位授与方針を「宮城大学ディプロマポリシー」、「宮城大学大学院ディプロマポリシー」として学位の分野を示すとともに概略次のように定め、要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位、受けるべき研究指導・論文審査・最終試験の合格を明示している（資料4(I)-4 教育情報 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/index.html>）。

1) 宮城大学ディプロマポリシー（学部教育）

下記の者を地域に役立ち世界に通用する、人間性豊かで高度な実学を身につけた実践的人材に至ったものと認め、学士の学位を授与する。

- ・ 修業年限を満たし、124 単位以上の卒業必要単位の修得
- ・ 原則として期末試験によりに学生の学習到達度を厳格5段階評価した結果、履修科目の単位が認定されていること

2) 宮城大学大学院ディプロマポリシー（博士前期課程）

下記の者を地域に役立ち世界に通用する、高度に専門的な職業能力を身につけたものと認め、修士の学位を授与する。

- ・ 修業年限を満たし、30 単位以上の単位修得
- ・ 必要な研究指導を受け、修士論文または特定課題研究成果の審査および最終試験の合格

3) 宮城大学大学院ディプロマポリシー（博士後期課程）

下記の者を地域に役立ち世界に通用する、豊かな学識と高度な研究能力または自立的な研究能力を身につけたものと認め、博士の学位を授与する。

- ・ 修業年限を満たし、16 単位以上の単位修得
- ・ 必要な研究指導を受け、博士論文の審査および最終試験の合格

<2>看護学部

看護学部の教育目標（人材養成目標）は、第1章1(1)で述べたように、「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を養成すること」であり、平成16年度策定の大学の理念に合わせて、平成17年度に見直し作成されたものであり、学則、法人基本規則に明示している（資料4(I)-5学則第5条、資料4(I)-1大学案内p10、資料4(I)-2法人基本規則第25条）。

また、中期目標・計画期間中の専門教育に関する目標として、「科学的知識、高い看護技術及び豊かな人間性を持ち、地域社会の保健医療分野において活躍できる人材を養成する」という方針が中期目標に示されている（資料4(I)-3中期目標）。

平成22年には、看護学部の学位授与方針を「ディプロマポリシー」として概略次のように定め、要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位を明示している（資料4(I)-6看護学部教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed90.html> 教育情報 > 看護学部教育ポリシー）。

下記の者を科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を養成するという目標に達したものと認め、学士（看護学）の学位を授与する。

- ・修業年限を満たし、共通教育科目25単位以上、専門教育科目101単位以上、合計126単位以上の卒業必要単位を修得

専門教育科目の内訳は、専門基礎科目23単位、専門科目78単位となっており、専門科目には総合実習、卒業研究を含んでいる（資料4(I)-7看護学部履修規程第12条、資料4(I)-8履修ガイド）。

<3>事業構想学部

事業構想学部の教育目標（人材養成目標）は、第1章1(1)で述べたように、「事業構想の知識とスキルを備えた、技術のわかる事業者、事業のわかる技術者を養成すること」であり、平成16年度策定の大学の理念に合わせて、平成17年度に見直し作成されたものであり、学則、法人基本規則に明示している（資料4(I)-5学則第5条、資料4(I)-1大学案内p18、資料4(I)-2法人基本規則第25条）。

また、中期目標・計画期間中の専門教育に関する目標として、「技術の分かる事業者・事業の分かる技術者として、各種事業を総合的にプロデュースでき、地域社会において活躍できる人材を養成する」という方針が中期目標、履修ガイドに示されている（資料4(I)-3中期目標、資料4(I)-8履修ガイドp24）。

平成22年には、事業構想学部の学位授与方針を「ディプロマポリシー」として概略次のように定め、要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位を明示している（資料4(I)-9事業構想学部教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed91.html> 教育情報 > 事業構想学部教育ポリシー）。

下記の者を事業構想の知識とスキルを備えた、技術のわかる事業者または事業のわかる技術者に至ったものと認め、学士（事業計画学、デザイン情報学）の学位を授与する。

- ・修業年限を満たし、共通教育科目25単位以上、学科ごとに定める専門教育科目

99 単位以上、合計 124 単位以上の卒業必要単位を修得

また、履修ガイドの中に両学科計 12 の履修モデルを掲載し、教育目標を個々の講義・演習科目に対応づけ、また、授業形態毎の必要単位数（事業計画学科：共通教育科目 25 単位・専門基礎科目 35 単位・専門科目 50 単位（うち演習科目 12 単位）、デザイン情報学科：共通教育科目 25 単位・専門基礎科目 30 単位・専門科目 42 単位・演習科目 27 単位）を示して教育目標に基づく学位授与方針を明示している（資料 4(I)-10 事業構想学部履修規程第 14 条、資料 4(I)-8 履修ガイド p35-41）。

<4>食産業学部

食産業学部の教育目標（人材養成目標）は、第 1 章 1(I)で述べたように、「食材生産、食品・飲料の製造・流通・消費の産業、並びにリサイクル等環境対応について、幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネスマインドにあふれる人材を養成すること」であり、平成 16 年度策定の大学の理念に合わせて、平成 17 年度に見直し作成されたものであり、学則、法人基本規則に明示している（資料 4(I)-5 学則第 5 条、資料 4(I)-1 大学案内 p28、資料 4(I)-2 法人基本規則第 25 条）。

また、中期目標・計画期間中の専門教育に関する目標として、「食材の生産、章句品の製造・流通・消費およびリサイクル等について幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネス感覚に富んだ、地域社会において活躍できる人材を養成する」という方針が中期目標に示されている（資料 4(I)-3 中期目標）。

食産業学部の教育目標を達成するため、本学部は、ファームビジネス学科、フードビジネス学科および環境システム学科の 3 つの学科から構成されている。ファームビジネス学科では、農業生産から食材の加工・流通、アグリビジネスにいたる様々な問題を体系的に認識し、その解決に挑み、社会に向けて情報を発信できる人材の育成を目標としている。フードビジネス学科では、先端的な施設を利用した実験・実習や経営の優良事例を教材とした討論型講義を通じ、実践的な能力を身につけたフードビジネスの未来を担う人材の育成を目標としている。環境システム学科では、バイオマス利用、景観デザイン、グリーン・ツーリズムまでを含めて、持続可能で低炭素社会実現のための課題に挑戦し、環境に関する社会ニーズに貢献できる人材の育成を目標としている。

平成 22 年には、食産業学部の学位授与方針を「ディプロマポリシー」として概略次のように定め、要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位を明示している（資料 4(I)-11 食産業学部教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed92.html> 教育情報 > 食産業学部教育ポリシー）。

下記の者を食産業に関する幅広い科学的知識と技術をもち、ビジネスマインドに溢れる人材に至ったものと認め、学士（食産業学）の学位を授与する。

・修業年限を満たし、共通教育科目 29 単位以上、学科ごとに定める専門教育科目 99 単位以上、合計 128 単位以上の卒業必要単位を修得

専門教育科目の内訳は、専門基礎科目 33 単位（環境システム学科は 31 単位）、専門科目 66 単位（環境システム学科は 68 単位）となっており、専門科目には卒業研究

を含んでいる（資料 4(I)-12 食産業学部履修規程第 13 条、資料 4(I)-8 履修ガイド）。

<5>看護学研究科

看護学研究科の教育目標（人材養成目標）は、第 1 章 1(I)で述べたように、「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自立的な研究能力を持つ教育研究者を養成すること」であり、平成 16 年度策定の大学の理念に合わせて、平成 17 年度に見直し作成されたものであり、学則、法人基本規則に明示している（資料 4(I)-5 学則第 5 条、資料 4(I)-1 大学案内 p66、資料 4(I)-2 法人基本規則第 25 条、資料 4(I)-13 大学院案内 p4）。

また、中期目標・計画期間中の教育に関する目標として、同様の方針が中期目標に示されている（資料 4(I)-3 中期目標）。

また、第 1 章 1(I)で述べたように、博士前期課程の教育目標（人材養成目標）は、「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践能力を備える専門的な看護職を育成すること、博士後期課程は、「高度に専門的な知識と実践力ならびに自立的な研究能力を持つ高度看護実践指導者または看護教育研究者を育成すること」と定め、大学院案内、履修ガイドに明示している（資料 4(I)-13 大学院案内 p4、資料 4(I)-14 看護学研究科履修ガイド p9,25）

平成 22 年には、看護学研究科の学位授与方針を「ディプロマポリシー」として概略次のように定め、要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位、論文審査、最終試験の合格を明示している（資料 4(I)-15 看護学研究科教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed93.html> 教育情報 > 看護学研究科教育ポリシー）。

1)博士前期課程

下記の者を地域現場の課題に対応できる専門的な知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践力を備えた専門的な看護職を養成するという目標に達したものと認め、修士（看護学）の学位を授与する。

- ・修業年限を満了し、30 単位以上の単位修得
- ・修士論文または特定課題研究成果の審査および最終試験の合格

2)博士後期課程

下記の者を、看護実践を変革できる教育力、管理能力を備え、かつ自立的な研究能力をもつ高度看護実践指導者および看護教育研究者を養成するという目標に達したものと認め、博士（看護学）の学位を授与する。

- ・修業年限を満了し、16 単位以上の単位修得
- ・博士論文の審査および最終試験の合格

博士前期課程は、研究能力養成コースと高度専門職業人養成コースを有しており、30 単位の内訳は、前者のコースでは必須 16 単位（特別研究 8 単位を含む）・選択 14 単位、後者のコースのうち専門看護師養成プログラムは必須 22 単位（課題研究 4 単位を含む）・選択 8 単位、高度看護実践プログラムは、必須 16 単位（課題研究 4 単位を含む）・選択 14 単位となっている。

博士後期課程の 16 単位の内訳は、基本科目 6 単位、専門科目 4 単位、特別研究 6 単

位となっている（資料 4(I)-16 看護学研究科履修規程第 13 条、資料 4(I)-14 看護学研究科履修ガイド）。

履修ガイドには、博士前期課程においては 3 つの専門領域と 2 コースの組合せによる履修モデル、博士後期課程においては修了後の進路別の履修モデルを明示している（資料 4(I)-14 看護学研究科履修ガイド）。

<6>事業構想学研究科

事業構想学研究科の教育目標（人材養成目標）は、第 1 章 1(1)で述べたように、「ビジネスプラン・地域プラン及び空間デザイン・情報デザインの高度専門職業人並びに高度に専門的な研究能力を持つ職業人及び自立的研究者を養成すること」であり、平成 16 年度策定の大学の理念に合わせて、平成 17 年度に見直し作成されたものであり、学則、法人基本規則に明示している（資料 4(I)-5 学則第 5 条、資料 4(I)-1 大学案内 p66、資料 4(I)-2 法人基本規則第 25 条、資料 4(I)-13 大学院案内 p10）。

また、中期目標・計画期間中の教育に関する目標として、「地域の産業振興や地域づくりに関する事業を先導して構想する高度専門職業人を養成するとともに、自立的な研究能力を持つプロジェクトマネージャーや研究者・教育者を養成する」という方針が中期目標に示されている（資料 4(I)-3 中期目標）。

また、博士前期課程の教育目標（人材養成目標）は、「産業振興や地域振興を対象とした事業構想に関わる高度職業人を養成すること、博士後期課程は、「新しい産業創造・事業創造の役割を担い、国内外の企業・行政・地域社会などのあらゆる場面における先端的諸問題の発見・解決が出来る独創的な研究能力と事業能力を有するプロジェクトマネージャー、確立過程にある事業構想学をより体系化しその教育に携わることのできる研究者を養成する」とことと定め、履修ガイドに明示している（資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p9,25）

平成 22 年には、事業構想学研究科の学位授与方針を「ディプロマポリシー」として概略次のように定め、要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位、論文審査、最終試験の合格を明示している（資料 4(I)-18 事業構想学研究科教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed94.html> 教育情報 > 事業構想学研究科教育ポリシー）。

1)博士前期課程

下記の者をビジネスプラン、地域計画、あるいは空間デザイン、情報デザインの分野の高度に専門的な職業人に至ったものと認め、修士（事業構想学）の学位を授与する。

- ・ 修業年限を満たし、30 単位以上の単位修得
- ・ 修士論文または特定課題研究成果の審査および最終試験の合格

2)博士後期課程

下記の者を事業構想に関して豊かな学識と高度に専門的な研究能力をもつ職業人または自立的な教育研究者に至ったものと認め、博士（事業構想学）の学位を授与する。

- ・ 修業年限を満たし、演習科目および特別研究の計 16 単位以上の単位修得

・博士論文の審査および最終試験の合格

博士前期課程は、学術研究コースと高度専門職業人育成コースを有しており、30単位の内訳は、必修の演習16単位と、選択必修4単位（または2単位）を含むその他の単位14単位である。（資料4(I)-19 事業構想学研究科履修規程第11条、資料4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p11-12）。

博士後期課程の16単位の内訳は、特別演習8単位、特別研究8単位となっている（資料4(I)-19 事業構想学研究科履修規程第11条、資料4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p27-28）。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科の教育目標（人材養成目標）は、第1章1(I)で述べたように、「食産業に関する広い視野、高度な専門知識・技術及び研究能力を持つ職業人を養成すること」であり、平成16年度策定の大学の理念に合わせて、平成17年度に見直し作成されたものであり、学則、法人基本規則に明示している（資料4(I)-5 学則第5条、資料4(I)-1 大学案内 p66、資料4(I)-2 法人基本規則第25条、資料4(I)-13 大学院案内 p16、資料4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド p8）。

また、中期目標・計画期間中の教育に関する目標として、「「食」をめぐる課題やニーズに適切に対応している広範な知識・技術及び研究能力を持つ高度専門職業人を養成するとともに、自立的な研究能力を持つ高度専門職業人や研究者・教育者を養成する」という方針が中期目標に示されている（資料4(I)-3 中期目標）。

平成22年には、食産業学研究科の学位授与方針を「ディプロマポリシー」として概略次のように定め、要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位、論文審査、最終試験の合格を明示している（資料4(I)-21 食産業学研究科教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed95.html> 教育情報 > 食産業学研究科教育ポリシー）。

修士課程

下記の者を食産業に関する広い視野とともに、高度な知識・技術および研究能力を持つ専門的な職業人に至ったものと認め、修士（食産業学）の学位を授与する。

- ・修業年限を満たし、30単位以上の単位修得
- ・修士論文または特定課題研究成果の審査および最終試験の合格

修士課程は、食品イノベーション領域と農・環境イノベーション領域の2領域を置いており、30単位の内訳は、プロジェクト研究または食産業学特別研究8単位と、選択必修を含むその他の単位22単位である。（資料4(I)-22 食産業学研究科履修規程第9条、資料4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド）。

「食品イノベーション領域」は、食品ビジネスマネジメント及び食品技術開発の2分野から構成され、「農・環境イノベーション領域」は、ファームマネジメント、農村地域デザイン及び環境マネジメントの3分野から構成されている。各分野の人材養成の目標は以下の通りであり、大学院案内等に明示している（資料4(I)-13 大学院案内、資料4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド、資料4(I)-23 食産業学研究科 大学 HP http://www.myu.ac.jp/syoku_ma/index.html HOME > 食産業学研究科）。

- ・食品ビジネスマネジメント分野
食産業が直面している諸問題を、技術とビジネスの両面から解決できる人材
- ・食品技術開発分野
食品科学の新知見を活用し、新食品の開発を行うことができる人材
- ・ファームマネジメント分野
地域農業の発展戦略を構想し、革新的な展開を指導できる人材
- ・農村地域デザイン分野
農業・農村の個別課題を総合的に解決する地域再生プランナー
- ・環境マネジメント分野
環境問題を解決できる「環境ソリューション」を備えた人材

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1> 大学全体

平成 22 年には、「宮城大学カリキュラムポリシー」、「宮城大学大学院カリキュラムポリシー」として概略次のように定め、学部教育および大学院教育の教育課程の編成・実施方針を明示している（資料 4(D)-4 教育情報 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/index.html>）。

1)宮城大学カリキュラムポリシー（学部教育）

地域に役立ち世界に通用する実践的人材の養成を行うために、次のように、共通教育科目と専門教育科目によってカリキュラムを編成する。

- ・共通教育には、人間的、社会的な基礎力および専門科目を学ぶための基礎科学力を身につける科目を設ける。
- ・専門教育には、それぞれの分野の職業に必要な知識・技術を身につける科目、および現場実習や実験等の基礎的実践力を身につける科目を設ける。

2)宮城大学大学院カリキュラムポリシー（大学院教育）

地域に役立ち世界に通用する、高度な研究能力および高度に専門的な職業能力を身につけた人材を養成するために、博士課程前期課程（修士課程）、博士課程後期課程それぞれに必要な科目履修を課すほか研究指導を行う。

- ・博士課程前期課程（修士課程）では、高度に専門的な職業能力を身につけるために、必修科目と選択科目のコースワークを重点的に課すほか、研究指導を行う。
- ・博士課程後期課程では、豊かな学識と高度な研究能力または自立的な研究能力を身につけるために、科目履修を課すほか重点的に研究指導を行う。

また、平成 21 年度から 26 年度までの中期目標・計画期間中の教育課程に関する目標として、1)学部教育の共通教育については「英語力、情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成する」、2)学部教育の専門教育については「共通教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学部の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する」、3)大学院課程については「学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応し

た高度専門職業人などの養成が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する」という方針が中期目標に示されている（資料4(I)-3 中期目標）。

これらを受けて、各学部・研究科のカリキュラムポリシーを定めている（<2>～<7>の各学部・研究科を参照）。

学部教育のうち、共通教育についてのカリキュラムポリシーを概略次のように定めている（資料4(I)-24 共通教育教育ポリシー 大学 HP

<http://www.myu.ac.jp/education/ed99.html> 教育情報 > 共通教育教育ポリシー）。

共通教育カリキュラムポリシー（学部教育）

共通教育科目は、リテラシー科目、人間形成科目、基礎科学科目、留学生対応科目により構成する。

- ・リテラシー科目には、学生および社会人に必要とされる基本的能力として、情報処理能力、国際コミュニケーション力および表現力を養う科目を配置する。
- ・人間形成科目には、高校教育から大学教育への円滑な意識転換を図り、かつ健康の増進や芸術性の涵養、他者との関係構築など、学生および社会人として必要とされる基礎的知識や能力および教養を養う科目を配置する。スポーツおよび芸術系科目では、実技に重点を置く。
- ・基礎科学科目には、各学部の専門教育科目を学ぶ上で基礎となる人文・社会科学および自然科学の知識を身につけるとともに、広い視野から物事を考える能力を培う科目を配置する。
- ・留学生対応科目には、外国人留学生を対象として、日本語運用能力を高めるとともに、多角的な視点から日本を捉え、理解するための科目を配置する。

学部教育の授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職に関する科目（看護学部のみ）に大別されている。それぞれの授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目の3つに分類されている。卒業に必要な単位数については、看護学部 126 単位以上、事業構想学部 124 単位以上、食産業学部 128 単位以上など各学部・研究科で定めている。専門教育科目は、基礎段階で履修する「専門基礎科目」及び専門分野のコアとなる「専門科目」（総合実習・卒業研究を含む）の2つの科目群で構成されている。

学部教育の共通教育科目は、リテラシー（語学等）、人間形成（基礎ゼミ等）、基礎科学（人文・社会科学、自然科学）、留学生対象の4つの分野からなり、専門教育に入るための準備や専門分野以外への知的好奇心を呼び起こし、人間としての幅広さや、総合的な判断力を身につけるための科目群であり、全学部で原則共通の科目が開設されている。4つの分野は、共通教育カリキュラムポリシーに沿って、概略次のような授業科目の構成となっている（資料4(I)-25 共通教育運営規程）。

共通教育の4つの分野の授業科目の構成（概略）

「リテラシー科目」は、語学、英語講義、情報・統計に関する科目で構成。

「人間形成科目」は、本学の学生としてのアイデンティティを確立できるよう、すべての学部の学生が共有すべき基礎的・準備的な要素を併せ持つ科目（健康の増進

や他者との関係構築等）で構成。特に高校教育から大学教育への円滑な意識転換を図り、教育上必要とされる基礎的なスキル（情報収集・整理、プレゼンテーション、ディスカッションなど）を向上させるため、必修科目として、1年次前期に「基礎ゼミ」を実施。

「基礎科学科目」は、人文・社会科学、自然科学の科目からなり、人間としての幅広さや総合的な判断力を身につけるための科目で構成。

「留学生対応科目」は、外国人留学生を対象として、日本語と、日本を理解するための「日本事情」で構成。

<2>看護学部

看護学部ではカリキュラムポリシーを平成22年度に策定し、概略次のように定めている（資料4(I)-6 看護学部教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed90.html> 教育情報 > 看護学部教育ポリシー）。

看護学部カリキュラムポリシー

地域を中心とする保健医療福祉分野で活躍できる看護職を養成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

- 1) 専門基礎科目として、健康についての理解と看護学の理解のために必要となる関連科目を配置
- 2) 専門科目として、看護の基礎理論、知識および技術を修得するための科目を配置
- 3) 看護実践力養成のために、地域の医療保健機関等において各看護専門分野の臨地実習を実施
- 4) その他、養護教諭の資格取得のための教職科目、国際的視野を養うための科目、また、地域人材養成のために災害看護に関する科目を配置

看護学部カリキュラムポリシーに沿って、概略次のような授業科目の構成となっている。

- 1) 共通教育科目は<1>大学全体を参照。
- 2) 専門教育科目は、体系的に履修できるよう「専門基礎科目」と「専門科目」に分類されている。
- 3) 専門基礎科目は、看護学の近接領域や基礎段階で履修する科目群であり、健康についてのトータルな理解と、看護学の理解のために必要な関連科学の知識を養う。
- 4) 専門科目は、看護学の基本または柱となる科目群であり、看護学の理論的理解と実践面に関する看護技術、ライフステージ看護学概論および各分野の看護援助論等を配置し、看護学の基礎的知識と技術を修得する。さらに、看護の基本的知識を応用する能力および研究的視点を養うため、総合実習や卒業研究を配置している。

看護学部は、平成21年度に、地域社会のニーズに対応し、かつ、学部の教育目標や特色を生かした教育課程として、災害看護プログラムを導入し、さらに、平成23年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、平成24年度から保健師課程

を選択制とし、養護教諭教職課程を引き続き選択制としてカリキュラムの改正を行い、専門基礎科目と専門基礎科目を以下のような単位数とした。

- ・専門基礎科目の必修科目は、看護師課程 23 単位、保健師課程 27 単位、教職課程 27 単位である。選択科目は 20 単位で、そのうち、保健師課程で必修の 4 単位、教職課程で必修の 4 単位を含んでいる。

- ・専門科目の必修科目は、看護師課程 76 単位、保健師課程 89 単位、教職課程 83 単位である。専門科目の選択科目は 24 単位で、そのうち、保健師課程で必修の 15 単位が含まれている。

共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目のすべての科目において、必修、選択の別を明示している。看護学部の科目区分、必修・選択、単位数、授業科目等の詳細は看護学部履修規程、履修ガイドに明示している（資料 4(I)-7 看護学部履修規程、資料 4(I)-8 履修ガイド、資料 4(I)-26 災害看護プログラム（履修パック）の概要）。

<3>事業構想学部

事業構想学部ではカリキュラムポリシーを平成 22 年度に策定し、概略次のように定めている（資料 4(I)-9 事業構想学部教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed91.html> 教育情報 > 事業構想学部教育ポリシー）。

事業構想学部カリキュラムポリシー

地域社会のみならずグローバルに活躍できる実践的人材を養成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

- 1) 専門教育科目を概論科目、基本科目、基幹科目、関連科目で構成し、事業構想の知識と技術を身につけるための多彩な科目を階層的に配置
- 2) 概論科目および基本科目に事業計画学科とデザイン情報学科の科目を共通に配置することによって両学科の融合学習を図る
- 3) 基本科目の中に、地域人材養成のために産業集積人材養成プログラム科目、国際教育のためのビジネス英語等を置く
- 4) 地域・社会に密着した少人数実践教育のために、チームプロジェクト研究、インターンシップ、演習を置く

事業構想学部カリキュラムポリシーに沿って、概略次のような授業科目の構成となっている。専門基礎科目及び専門科目は、必修科目、必修選択科目、選択科目の 3 つに分類される。

- 1) 共通教育科目は<1>大学全体を参照。
- 2) 専門教育科目は、両学科共通の「専門基礎科目」および各学科の「専門科目」で構成されている。
- 3) 専門基礎科目は、イ) 様々な事業分野と事業構想全般について理解する科目群である「概論科目」と、ロ) 事業構想全般にわたる基礎的な知識の修得を目的とする科目と、実社会で行われている事業の理解を深めるための実践応用科目からなる科目群である「基本科目」で構成されている。配当科目は全学科で共通であるが、必修科目は学科により異なる。修得数は、事業計画学科は 35 単位以上、デザイン情報学科は 30 単位以

上である。また、基礎科目には「産業集積人材養成プログラム」関連科目として、「地域産業集積論」「自動車産業論」「IT産業論」を設け、この3つの科目を履修し、かつ単位を修得した者については、「産業集積人材養成プログラム」を修了したものとし、同プログラムの修了証を授与する（資料4(I)-10 事業構想学部履修規程第16条、資料4(I)-8 履修ガイド p144）。

4) 専門科目は、イ) 専門分野のコアとなる科目群「基幹科目」、ロ) 他の学科・コースの基幹科目のうち、専攻する専門分野に関連がある科目群「関連科目」、ハ) 卒業研究や、専門分野において必要となる技術を修得するための演習を行う科目群「演習科目」で構成されている。専門科目の修得数は、事業計画学科は50単位以上、デザイン情報学科は69単位以上である（資料4(I)-8 履修ガイド p31-34）。

専門基礎科目及び専門科目は、必修科目、必修選択科目、選択科目の3つに分類される。事業構想学部の科目区分、必修・選択、単位数、授業科目等の詳細は事業構想学部履修規程、履修ガイドに明示している（資料4(I)-10 事業構想学部履修規程、資料4(I)-8 履修ガイド p149-156）。

<4>食産業学部

食産業学部ではカリキュラムポリシーを平成22年度に策定し、概略次のように定めている（資料4(I)-11 食産業学部教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed92.html> 教育情報 > 食産業学部教育ポリシー）。

食産業学部カリキュラムポリシー

地域および世界で活躍できる実践的な食産業人材を養成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

- 1) 食産業をシステムとして学ぶため学部共通の専門基礎科目を置く
- 2) ファームビジネス、フードビジネス、環境システムの専門的知識と技術を身につけるために学科ごとの専門科目を置く
- 3) ビジネス教育のために経営系科目、国際教育のためにビジネス英語、地域人材養成のために地域食産業人材養成プログラムを設ける
- 4) 実践力養成のため、実験、実習等の少人数実践教育を重視する。とくにインターンシップを全学生必修科目として設ける

食産業学部カリキュラムポリシーに沿って、概略次のような授業科目の構成となっている。

- 1) 共通教育科目は<1>大学全体を参照。
- 2) 専門基礎科目は、全学科共通の科目で、「食」と「農」に関する幅広い知識と基礎的な素養を身につけるため、生産から消費及びリサイクルまで、また食の安全・安心、食を支える地域や環境との共生などについて考え、実践力を養う科目である。必修科目は学科により異なる。修得数は、ファームビジネス学科とフードビジネス学科は33単位以上、環境システム学科は31単位以上である。
- 3) 専門科目は、卒業後の進路を見据えて専門性を深めた教育を行うための学科別の科目である。さらに、各学科では想定される進路や取得可能な資格に合わせて履修モデルを

設定し、よりきめ細かな教育を行っている。修得数は、ファームビジネス学科とフードビジネス学科は 66 単位以上、環境システム学科は 68 単位以上である（資料 4(I)-8 履修ガイド p55-58）。

4) 専門基礎科目の中に、「地域食産業人材養成プログラム」関連科目として、「宮城の食産業 I」「宮城の食産業 II」「宮城の食産業 III」を設け、この 3 つの科目を履修し、かつ単位を修得した者については、「地域食産業人材養成プログラム」を修了したものとし、同プログラムの修了証を授与する（資料 4(I)-12 食産業学部履修規程第 15 条、資料 4(I)-8 履修ガイド p161）。

5) 必修の「産業実習」において、インターンシップを行う。

専門基礎科目及び専門科目は、必修科目、必修選択科目、選択科目の 3 つに分類される。食産業学部の科目区分、必修・選択、単位数、授業科目等の詳細は食産業学部履修規程、履修ガイドに明示している（資料 4(I)-12 食産業学部履修規程、資料 4(I)-8 履修ガイド p84-92）。

<5>看護学研究科

看護学研究科ではカリキュラムポリシーを平成 22 年度に策定し、概略次のように定めている（資料 4(I)-15 看護学研究科教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed93.html> 教育情報 > 看護学研究科教育ポリシー）。

看護学研究科カリキュラムポリシー

1) 博士前期課程

地域の保健医療福祉に寄与する専門的な看護職を養成するために、研究能力養成コースおよび専門看護師養成プログラムを含む高度専門職業人養成コースを置き、次のようにカリキュラムを編成する。

- ・ 授業科目は、共通選択科目、専門共通科目および専門科目によって構成
- ・ 共通選択科目には、学際的な視点で看護実践・研究を行うために必要となる科目を配置
- ・ 専門共通科目には、看護実践の基本となる理論や研究に関する科目を配置
- ・ 専門科目には、各看護専門分野の実践能力ならびに研究能力を高めるために、講義、演習、実習、ならびに特別研究または課題研究を配置

2) 博士後期課程

高度看護実践指導者または看護教育研究者を養成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

- ・ 授業科目は、基本科目、専門科目および特別研究によって構成
- ・ 基本科目には、看護学における研究方法や評価方法ならびに組織管理や教育の在り方を追究する科目を配置
- ・ 専門科目には、生涯にわたる健康を保障するための看護支援方法の開発を追究する科目を配置
- ・ 特別研究では、博士論文作成のための個別研究指導と集団的研究指導を行う

看護学研究科の教育課程の編成・実施方針として、以下の内容を「平成 24 年度 宮

城大学大学院看護学研究科「履修ガイド」に明示している。

1) 博士前期課程

博士前期課程では、高度な実学を基盤とした教育・実践・研究活動を通して、保健医療福祉に寄与する高度職業人を養成することを目標として、地域保健のニーズ並びに医療施設から生活の場である地域社会へと連続的に広がる看護へのニーズに対応して、「地域看護学」「生活看護学」「看護実践論」の3つの専門領域で教育課程を編成し、「研究能力養成コース」「高度専門職業人養成コース」の2コースを設置している。

イ) 研究能力養成コース：保健医療看護および福祉の現場における看護の質の向上のために、利用者中心の看護の観点からの研究活動を通じて、看護学の現象を科学的に追究できる研究能力を養成する。

ロ) 高度専門職業人養成コース：保健医療の現場における課題を科学的思考及び研究的視点で多角的に分析でき、課題解決のために必要な高度な実践力を備えた看護専門職業人を養成する。本コースに、「専門看護師養成プログラム」と「高度看護実践プログラム」を配置し、専門看護師養成プログラムとして「地域保健看護学」「小児発達看護学」「老年健康看護学」「感染看護学」を、高度看護実践プログラムとして「WOC看護実践」「看護管理学」「先端助産実践」を開設している。（「感染看護学」分野は、平成22年2月に専門看護師教育課程として認定された。）

博士前期課程の教育課程は、専門科目及び共通科目により構成され、共通科目は、さらに専門共通科目及び共通選択科目により構成される。専門科目は、各専門分野の実践能力並びに研究能力を高めるために、講義、演習、実習、特別研究または課題研究を配置している。専門共通科目は、看護の基本理論を学び、研究能力等を高める科目を配置し、共通選択科目は、高度専門職業人に求められる保健・医療・福祉の社会的現実問題に対処できる能力を高める科目を配置している。

2) 博士後期課程

博士後期課程は、修士課程までの教育によって養成された看護の各専門領域の専門性を統合・包括し、人の生涯にわたる健康支援を総体的に捉える「生涯健康支援看護学」分野を柱として教育研究を行う。教育課程は、「生涯健康支援看護学」分野の基本科目と専門科目及び特別研究によって構成する。

看護学研究科の科目区分、必修・選択、単位数、授業科目等の詳細は看護学研究科履修規程、履修ガイドに明示している（資料4(I)-16 看護学研究科履修規程、資料4(I)-14 看護学研究科履修ガイド）。

<6> 事業構想学研究科

事業構想学研究科ではカリキュラムポリシーを平成22年度に策定し、概略次のように定めている（資料4(I)-18 事業構想学研究科教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed94.html> 教育情報 > 事業構想学研究科教育ポリシー）。

事業構想学研究科カリキュラムポリシー

1)博士前期課程

高度専門職業人としての企業経営・地域計画の専門家およびデザイン・情報システムの専門技術者、ならびに高い研究力をもつ博士課程後期課程進学者を養成するために、高度職業人養成コースおよび学術研究コースを置き、次のようにカリキュラムを編成する。

- ・ビジネスプラン、地域プラン、空間デザイン、情報デザインの各領域に講義科目、演習科目を設ける
- ・各領域を横断する共通科目を設けるとともに、高度職業人養成コースおよび学術研究コースそれぞれに必修科目を設ける
- ・修士論文作成または特定課題の研究成果作成のための研究指導科目として、領域ごとの必修の演習科目を設ける

2)博士後期課程

豊かな学識と高度な研究力をもつプロジェクトマネージャー等の高度に専門的な職業人、および自立的な研究能力をもつ教育研究者を養成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

- ・産業・事業システム、地域・社会システムのそれぞれの領域に、事業計画系とデザイン情報系の演習科目を置く
- ・博士論文作成のための研究指導科目として、必修の事業構想学特別研究を設ける

1)博士前期課程

教育目標は、(1)<6>で述べたように、「産業振興や地域振興を対象とした事業構想に関わる高度職業人の養成」であり、「ビジネスマネジメント領域」「ビジネスプランニング領域」では、ビジネスと地域に関する事業プロジェクトの推進を図りうる知識や技術を身につけ、事業の円滑な実施に向けて事業構想を策定できる高度職業人（ビジネスプロフェッショナル）、「空間デザイン領域」「情報デザイン領域」にあつては、それぞれの領域における専門技術者を養成する（資料 4(I)- 17 事業構想学研究科履修ガイド p9）。

平成 20 年度入学生から、教育目標に定める高度職業人の養成に主眼をおいた「高度職業人養成コース」および従来の修士教育の延長上で後期課程への進学も視野においた「学術研究コース」を設け、それぞれに対応した修了要件を設定した。

授業科目は、領域ごとの講義科目と演習科目、および、研究科共通講義科目と演習科目で構成しており、講義科目 14 単位、演習科目 16 単位修得を含め 30 単位以上修得することを修了要件としている（資料 4(I)- 17 事業構想学研究科履修ガイド p11）。

イ)領域別講義科目：各領域の専門科目（選択必修）であり、ビジネスマネジメント領域 8 科目、ビジネスプランニング領域 8 科目、空間デザイン領域 9 科目、情報デザイン領域 8 科目を開講している（各 2 単位）。修了要件として、14 単位以上の修得が必要であり、うち 4 単位以上については所属領域の科目を修得する必要がある（資料 4(I)- 17 事業構想学研究科履修ガイド p11,15,17）。

ロ)領域別演習科目：研究指導科目（選択必修）として、領域ごとに演習 I（1 年前

期)、演習 II (1年後期)、演習 III (2年前期)、演習 IV (2年後期)を開講しており(各4単位)、演習 I~IV 合計 16 単位を修得することを修了要件としている(資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p11,15,17)。

ハ)共通講義科目:英語特論(2単位)、プロジェクト研究(4単位)、ビジネスマネジメント特別講義(2単位)、ビジネスプランニング特別講義(2単位)、空間デザイン特別講義(2単位)、情報デザイン領域特別講義(2単位)、事業構想基礎講座(2単位)を開講している。英語特論は学術研究コースの選択必修科目、プロジェクト研究は高度職業人育成コースの選択必修科目である(英語特論、プロジェクト研究、共通演習科目からの選択必修)(資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p11,12)。

ニ)共通演習科目:空間デザイン特別演習 AI、空間デザイン特別演習 AII、空間デザイン特別演習 BI、空間デザイン特別演習 BII を開講しており(各2単位)、学術研究コースでは英語特論との選択必修、高度職業人育成コースではプロジェクト研究との選択必修である。これらの科目は、一級建築士の受験資格として認められる「実務経験」に関連して開講する科目であり、連携する設計事務所や学内での実務プロジェクトなどでの実務教育を行う(実務経験2年で一級建築士の受験資格を得られる者のみが履修可能)(資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p12)。

平成22年度カリキュラム改正から、社会人学生の受講に配慮した夜間、仙台市中心部における特別講義の開講、多種多様な学部・分野出身者に対応した「事業構想学基礎講座」を設けている(資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p13)。

2)博士後期課程(平成20年度開設)

授業科目は、すべて必修科目又は選択必修科目であり、選択科目はない。

イ)必修科目:博士論文に直結する事業構想学特別研究(研究指導科目)を必修科目としている(8単位)(資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p29)。

ロ)選択必修科目:博士論文をまとめる上での補助科目に相当する産業・事業システム特別演習 I (事業計画系)及び地域・社会システム特別演習 I (事業計画系)、産業・事業システム特別演習 II (デザイン情報系)及び地域・社会システム特別演習 II (デザイン情報系)を設けている(各4単位)。学生が専攻する領域の正指導教員の特別演習 I 又は II と事業構想学特別研究、および正指導教員とは領域は同じであるが系が異なる副指導教員の特別演習 II 又は I を履修し、系の異なる2名の教員(正指導教員、副指導教員)が有機的に履修、演習研究指導に当たる点が本研究科博士後期課程の大きな特徴である(資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p28)。

事業構想学研究科の科目区分、必修・選択、単位数、授業科目等の詳細は事業構想学研究科履修規程、履修ガイドに明示している(資料 4(I)-19 事業構想学研究科履修規程、資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p11-14,17,27-29,77-78)。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科ではカリキュラムポリシーを平成22年度に策定し、概略次のように定めている(資料 4(I)-21 食産業学研究科教育ポリシー 大学 HP)

<http://www.myu.ac.jp/education/ed95.html> 教育情報 > 食産業学研究科教育ポリシー)。

食産業学研究科カリキュラムポリシー

修士課程

食産業の高度専門職業人を養成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

- ・ 共通科目として、必修の食産業特論を置く
- ・ 食品イノベーション、農・環境イノベーションの領域それぞれに、演習 4 科目と特論 10 科目以上を置く
- ・ 複合分野にグローバル・ビジネス・コミュニケーション等を置く
- ・ 修士論文作成、課題研究のための研究指導科目として、それぞれ必修の食産業学特別研究とプロジェクト研究を置く

教育課程の編成は履修ガイドの中に履修モデルおよび配当科目一覧 (資料 4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド p86-87) に明示されている。教育目標に基づき、導入科目、専門科目及び総合科目を配置している。

1)導入科目：「共通科目」、「食品イノベーション領域」、「農・環境イノベーション領域」に区分される。共通科目は食産業学特論の 1 科目のみで、領域ごとに「キャリアアップ演習」「食産業学演習Ⅰ～Ⅲ」を配置している。

2)専門科目：「食品イノベーション領域」、「農・環境イノベーション領域」、「複合分野」に区分される。「食品イノベーション領域」はさらに、「食品ビジネスマネジメント」の 6 科目と「食品技術開発」の 12 科目、合計 18 科目を配置している。「農・環境イノベーション領域」さらに、「ファームマネジメント」の 11 科目、「農村地域デザイン」の 8 科目、「環境マネジメント」の 3 科目、合計 22 科目を配置している。「複合科目」にはグローバル・ビジネス・コミュニケーションなど 5 科目を配置している。

3)総合科目：インターンシップ、プロジェクト研究、食産業学特別研究の 3 科目を配置している。

授業科目は、必修科目、必修選択科目、選択科目の 3 つに分類されており、このうち必修科目としては「食産業学特論」の 1 科目を置いている。食産業学研究科の科目区分、必修・選択、単位数、授業科目等の詳細は食産業学研究科履修規程、履修ガイドに明示している (資料 4(I)-22 食産業学研究科履修規程、資料 4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド p86-87)。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1> 大学全体

大学の教育目標は「高度な実学を身につけた実践的人材の育成」であり、「大学の理

念」に明示している。「大学の理念」は、大学案内、大学院案内や学生便覧、学生募集要項といった公的な刊行物に明示されているほか、法人基本規則やホームページでも公表している（資料 4(I)-1 大学案内 p3、資料 4(I)-13 大学院案内 p1、資料 4(I)-27 学生便覧 p1、資料 4(I)-28 学生募集要項 p1、資料 4(I)-2 法人基本規則第 5 条、資料 4(I)-29 教育研究上の目的 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html> 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項） > 教育研究上の目的）。

学部・大学院の学位授与方針はディプロマポリシーとして、ホームページで公表している（資料 4(I)-4 教育情報 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/index.html>）。

学部・大学院および共通教育（学部教育）の教育課程の編成・実施方針はカリキュラムポリシーとして、ホームページで公表している（資料 4(I)-4 教育情報 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/index.html>、資料 4(I)-24 共通教育教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed99.html> 教育情報 > 共通教育教育ポリシー）。卒業要件、教育課程の考え方・特色は、履修ガイドに掲載している（資料 4(I)-8 履修ガイド p1-2）。

さらに、アカデミックインターンシップなど高大連携を一層強化することで各学部の目指す教育目標とそれに基づく教育課題の編成・実施方針の一層の周知を図っている。

<2>看護学部

看護学部の教育目標（人材養成目標）は「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を養成すること」であり、大学案内、大学院案内や学生便覧、学生募集要項といった公的な刊行物に明示されているほか学則、法人基本規則、ホームページでも公表している（資料 4(I)-1 大学案内 p10、資料 4(I)-13 大学院案内 p26、資料 4(I)-27 学生便覧 p72、資料 4(I)-28 学生募集要項 p1、資料 4(I)-5 学則第 5 条、資料 4(I)-2 法人基本規則第 25 条、資料 4(I)-29 教育研究上の目的 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html> 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項） > 教育研究上の目的）。

看護学部の教育課程の考え方・特色、卒業要件は『履修ガイド』に明示している（資料 4(I)-8 履修ガイド p13-14）ほか、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは、ホームページで公表している（資料 4(I)-6 看護学部教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed90.html> 教育情報 > 看護学部教育ポリシー）。

<3>事業構想学部

事業構想学部の教育目標（人材養成目標）は「事業構想の知識とスキルを備えた、技術のわかる事業者、事業のわかる技術者を養成すること」であり、大学案内、大学院案内や学生便覧、学生募集要項といった公的な刊行物に明示されているほか学則、法人基本規則、ホームページでも公表している（資料 4(I)-1 大学案内 p18、資料 4(I)-13 大学院案内 p26、資料 4(I)-27 学生便覧 p72、資料 4(I)-28 学生募集要項 p1、資料 4(I)-5 学則第 5 条、資料 4(I)-2 法人基本規則第 25 条、資料 4(I)-29 教育研究上の目的 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html> 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項） > 教育研究上の目的）。

事業構想学部教育課程の考え方・特色、卒業要件は『履修ガイド』に明示している（資料4(I)-8履修ガイド p24-27）ほか、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは、ホームページで公表している（資料4(I)-9事業構想学部教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed91.html> 教育情報 > 事業構想学部教育ポリシー）。

<4>食産業学部

食産業学部の教育目標（人材養成目標）は「食材生産、食品・飲料の製造・流通・消費の産業、並びにリサイクル等環境対応について、幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネスマインドにあふれる人材を養成すること」であり、大学案内、大学院案内や学生便覧、学生募集要項といった公的な刊行物に明示されているほか学則、法人基本規則、ホームページでも公表している（資料4(I)-1大学案内 p28、資料4(I)-13大学院案内 p26、資料4(I)-27学生便覧 p72、資料4(I)-28学生募集要項 p1、資料4(I)-5学則第5条、資料4(I)-2法人基本規則第25条、資料4(I)-29教育研究上の目的 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html> 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項）> 教育研究上の目的）。

食産業学部の教育課程の考え方・特色、卒業要件は『履修ガイド』に明示している（資料4(I)-8履修ガイド p24-27）ほか、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは、ホームページで公表している（資料4(I)-11食産業学部教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed92.html> 教育情報 > 食産業学部教育ポリシー）。

<5>看護学研究科

看護学研究科の教育目標（人材養成目標）は「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自立的な研究能力を持つ教育研究者を養成すること」であり、大学案内や学生便覧といった公的な刊行物に明示されているほか学則、法人基本規則、ホームページでも公表している（資料4(I)-1大学案内 p66、資料4(I)-27学生便覧 p72、資料4(I)-5学則第5条、資料4(I)-2法人基本規則第25条、資料4(I)-29教育研究上の目的 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html> 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項）> 教育研究上の目的）。博士前期課程・博士後期課程の教育目標（人材養成目標）は、大学院案内、履修ガイドに明示している（資料4(I)-13大学院案内 p4、資料4(I)-14看護学研究科履修ガイド p9,25）。

看護学研究科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは、ホームページで公表している（資料4(I)-15看護学研究科教育ポリシー 大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed93.html> 教育情報 > 看護学研究科教育ポリシー）。

<6>事業構想学研究科

事業構想学研究科の教育目標（人材養成目標）は「ビジネスプラン・地域プラン及び空間デザイン・情報デザインの高度専門職業人並びに高度に専門的な研究能力を持つ職業人及び自立的な研究者を養成すること」であり、大学案内、大学院案内や学生便覧といった公的な刊行物に明示されているほか学則、法人基本規則、ホームページでも公表し

ている（資料 4(I)-1 大学案内 p66、資料 4(I)-13 大学院案内 p10、資料 4(I)-27 学生便覧 p72、資料 4(I)-5 学則第 5 条、資料 4(I)-2 法人基本規則第 25 条、資料 4(I)-29 教育研究上の目的 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html> 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項） > 教育研究上の目的）。博士前期課程・博士後期課程の教育目標（人材養成目標）は、履修ガイドに明示している（資料 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p9,25）。

事業構想学研究科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは、ホームページで公表している（資料 4(I)-18 事業構想学研究科教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed94.html> 教育情報 > 事業構想学研究科教育ポリシー）。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科の教育目標（人材養成目標）は「食産業に関する広い視野、高度な専門知識・技術及び研究能力を持つ職業人を養成すること」であり、大学案内、大学院案内や履修ガイド、学生便覧といった公的な刊行物に明示されているほか学則、法人基本規則、ホームページでも公表している（資料 4(I)-1 大学案内 p66、資料 4(I)-13 大学院案内 p16、資料 4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド p8、資料 4(I)-27 学生便覧 p72、資料 4(I)-5 学則第 5 条、資料 4(I)-2 法人基本規則第 25 条、資料 4(I)-29 教育研究上の目的 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html> 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項） > 教育研究上の目的）。

食産業学研究科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは、ホームページで公表している（資料 4(I)-21 食産業学研究科教育ポリシー 大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed95.html> 教育情報 > 食産業学研究科教育ポリシー）。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、平成 16 年度に「大学の理念」、平成 17 年度に学部・研究科の「目的」・「教育目標」を見直し、学長室が中心となって、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを平成 22 年度に定めた。平成 21 年度の法人化以降は、中期目標・中期計画が 6 年ごとに策定されるので、その時期に合わせて、学部・研究科の教務委員会・教授会、全学の学務入試委員会で教育目標等の見直しを行うこととしている。

また、学務入試委員会による 4 年ごとに行う授業科目の大幅見直しおよび毎年度行う学生による授業評価、また、評価委員会による事業年度報告、県による事業年度評価の中で、教育課程等についても定期的に検証している。

<2>看護学部

<1>大学全体を参照。

<3>事業構想学部

<1>大学全体を参照。

<4>食産業学部

<1>大学全体を参照。

<5>看護学研究科

<1>大学全体を参照。

<6>事業構想学研究科

<1>大学全体を参照。

<7>食産業学研究科

<1>大学全体を参照。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<2>看護学部

平成 21 年度のカリキュラム改定で、災害看護プログラムを新設し、さらに、平成 24 年度、保健師課程を選択制としてカリキュラムの改定を行い、教職課程が選択制と合わせて、履修ガイド、宮城大学案内に明示している。地域社会のニーズに対応した当看護学部の特徴あるカリキュラムとして、周知されることとなった。

（資料 4(I)-30 保健師・看護師学校変更承認申請書、4(I)-7 看護学部履修規程、資料 4(I)-8 履修ガイド、資料 4(I)-1 大学案内 p 15-16 ）

<3>事業構想学部

履修ガイドでの明記および大学案内やホームページでの周知の努力により、日本で唯一の学部であるにも関わらず学部の特色が広く認知されることとなっている。

<4>食産業学部

履修ガイドでの明記、大学案内やホームページおよび高校訪問などでの周知の努力により、教育目標、学位授与方針における農学部との差別化が図られている。

<5>看護学研究科

平成 20 年度には、専門看護師教育課程を「地域保健看護分野」「小児発達看護分野」「感染看護分野」に導入し、平成 22 年度には、高度専門職業人養成コースを設置して「専門看護師養成プログラム」と「高度看護実践プログラム」を配置した。さらに、社会の情勢、特に地域社会の状況からくる新たな看護支援方法開発の要求に応える教育研究を行うために、平成 22 年度より本学大学院看護学研究科を改編し、博士課程前期 2 年の課程、および博士課程後期 3 年の課程を設置した。平成 24 年度には、「老年健康看護学分野」に専門看護師養成プログラムを新設し

た。このように、看護系大学の教員や臨床現場における看護管理者および教育的・指導的役割を担う看護職を養成し、大学の理念の一つである「高度な実学による地域貢献」の使命を果たしてきている。

<6>事業構想学研究科

事業構想学研究科博士前期課程において、平成20年度入学生から、教育目標に定める「高度職業人養成コース」および後期課程への進学を視野においた「学術研究コース」のそれぞれに対応した修了要件を設定しており（資料4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド p11-12）、学生の修学目的に応じたコース選択ができるようになっている（資料4(I)-31 事業構想学研究科博士前期課程年度別・コース別学生数）。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科修士課程においては、「高度専門職業人」を養成するため、5つの履修モデルを設定している（資料4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド p20-25）。開設後3年目であるが、第1期生の就職先はほぼモデルに沿っている（資料4(I)-13 大学院案内 p16）。

② 改善すべき事項

<2>看護学部

保健師課程、教職課程、及び看護学部の特色あるカリキュラムとして災害看護プログラムについては、学生の自主性を重視して選択制として周知しているが、教務委員会が中心となって履修に向けた動機付けを行い、具体的な履修方法を説明する機会をつくる必要がある。（資料4(I)-8 履修ガイド p21）。

<3>事業構想学部

- 1) 教育目標に基づく履修モデルとして学位授与方針が明示されているものの、履修要件や必修の設定が伴っていない部分があり履修モデルと必ずしも一致しなくても学位が授与されている場合がある。
- 2) 開学後十数年を経た学内外情勢の変化や、今後一層加速するであろう大学再編の動きに、学位授与方針を具現化する科目配置が対応しきれていない部分がある。

<4>食産業学部

教育目標に基づき履修モデルは設定されているものの、期待する教育効果が発揮されていない場合がある。

<5>看護学研究科

博士前期課程は、専門領域・専門分野が細分化され、高度専門職業人養成コースには、「専門看護師養成プログラム」と「高度看護実践プログラム」を配置してお

り、多様な人材の養成に対応しているが、分かりづらい編成となっている。また、社会人入学がほとんどを占めているものの、高度専門職業人養成コースを選択するものは少なく、平成20年度に専門看護師養成プログラムに2名在籍した以降、平成23年度まで選択者はいなかった。高度専門職業人コースの募集強化により、平成24年度の入学生では、「専門看護師養成プログラム」4名（感染看護3名、老老年看護1名）、「高度看護実践プログラム」1名（WOC看護）であったが、今後教務委員会を中心として38単位申請に向けて準備を進める必要がある。（資料4(I)-32 看護学研究科高度職業人養成コースにおける社会人の在籍状況）

<6>事業構想学研究科

平成20年度に開設し、5年目を迎えた事業構想学研究科博士後期課程では、修了要件単位数を満たしながら、博士論文の提出に至らず、退学（単位修得満期退学）や休学する学生がおり、研究科としての論文指導のプロセスや方法を改善する必要がある。（資料4(I)-33 事業構想学博士後期課程平成24年度修学状況）

<7>食産業学研究科

開設後まだ3年しか経っていないが、平成25年度から後期課程が新設されるにあたり、前期課程と後期課程の教育内容の連続性の検証が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<2>看護学部

災害看護プログラムや保健師課程・教職課程の選択制等について、引き続き履修ガイドや大学案内等により周知を図る。また災害看護プログラムについては、平成25年度に「災害看護支援論」（4年生、選択）が開始になり、履修パックとして完成する。東日本大震災の被災県であることを受けて、1年次から開講している災害看護プログラムの連動性を確認し、「災害看護支援論」では、急性期における看護に加えて、復興期を支える中長期的視点の強化を図り、演習や現地における実際の支援を組み込んだ内容とし、地域社会のニーズに対応するカリキュラムとしての充実を図る。（資料4(I)-34 中期計画、資料4(I)-35 平成25年度授業計画、資料4(I)-26 災害看護プログラム（履修パック）の概要）

<3>事業構想学部

教育目標自体は今後にわたり有効なものであると考えるので、これを支え具体化するカリキュラムをより効果的なものとしていくよう努力する。（資料4(I)-36 平成25年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要（学則・事業構想学部履修規程））

<4>食産業学部

教育目標、学位授与方針における農学部との差別化は図られているので、教務委員会を中心として、これを具体化するためのカリキュラムを編成する（資料4(I)-37 平成25年度食産業学部カリキュラム案）。

<5>看護学研究科

医療の高度化、疾病構造の変化、医療システムの多様化などの社会情勢に対応して、従来にも増して利用者のニーズに合った高度な看護実践が求められている。平成24年度には専門看護師養成課程に老年看護学分野を新設したが、地域においては、がん看護学分野の期待が大きいことから、平成25年度に看護実践論領域にがん看護学分野を新設する。（資料4(I)-38 授業科目の概要（看護学研究科博士前期課程））

<6>事業構想学研究科

高度職業人養成コースに所属する社会人が多いことから、学術研究コースだけでなく、より高度なプロジェクトマネージャー育成のための後期課程進学も視野に入れた教育指導のあり方を検討する必要がある。（資料4(I)-39 高度職業人養成コースにおける社会人入学者）

<7>食産業学研究科

3年経過した段階での問題点を抽出し、履修モデルおよびカリキュラムの再編し、よりモデルに沿った就職先の開発を行う。（資料4(I)-40 食産業学研究科平成25年度カリキュラム改正案）

② 改善すべき事項

<2>看護学部

災害看護プログラムは、目玉のプログラムとして周知されているが、1年次の災害活動論の履修生が平成23年度は59名(64.1%)と導入年と比べ約30%減少した。入学時のオリエンテーションに加えて、再度、時間を設け説明会を行い周知したところ、平成24年度は、87名(94.7%)と約30%増となった。今後も、入学時のオリエンテーションのみならず、動機づけを行っていく必要がある。また、平成24年度のカリキュラムの改正を受けて、保健師課程を選択制とし、時間割を配置した。保健師課程についても、3年次の選択に向けてのオリエンテーションでの周知を図る。（資料4(I)-8 履修ガイド p21、資料4(I)-41 平成24年度時間割、資料4(I)-42 平成24年度教務委員会第10回議事録）

<3>事業構想学部

- 1) 平成25年度からのカリキュラム改正の中で、必修の設定を見直すとともに他学科科目の履修限度を新たに設定し、ディプロマポリシーに向けた学修の流れを明確化する。
- 2) 平成25年度からのカリキュラム改正の中で共通教育科目の強化とともに専門科

目を整理統合し、「事業構想」のディプロマポリシーのより明確な具現化を図りつつ、平成26年度からを目標とする組織改編の中で大学再編にも対応していく予定である。（資料4(I)-36 平成25年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要（学則・事業構想学部履修規程））

<4>食産業学部

教務委員会を中心に、平成25年度のカリキュラム改正とともに履修モデルの見直しも行っている（資料4(I)-37 平成25年度食産業学部カリキュラム案）。

<5>看護学研究科

博士前期課程の専門領域・専門分野およびコース・プログラムについて、学士課程との関係をより明確にし、博士後期課程との連続性についても考慮した編成を検討する必要がある。また、本研究科においては、全分野が26単位の課程であるが、38単位の申請に向けた対応を行っていく。

<6>事業構想学研究科

事業構想学研究科博士後期課程においては、学生の修学状況を把握した上で（資料4(I)-33 事業構想学博士後期課程平成24年度修学状況）、論文投稿などの修学工程計画を設定し、研究指導を行っているが、さらに論文執筆のための指導プログラム（研究分野毎の学会発表、論文投稿のプロセスモデルなど）を充実するとともに、研究費等の支援を拡充することを図る。

<7>食産業学研究科

平成25年度から開設される後期課程のカリキュラムとの整合性を図るため、前期課程カリキュラムの見直しを行っている（資料4(I)-40 食産業学研究科平成25年度カリキュラム改正案）。

4. 根拠資料

- 4(I)-1 大学案内2013（既出1-2）
- 4(I)-2 公立大学法人宮城大学基本規則（既出1-3）
- 4(I)-3 中期目標（既出1-14）
- 4(I)-4 教育情報（大学HP <http://www.myu.ac.jp/education/index.html>）
- 4(I)-5 宮城大学学則（既出1-1）
- 4(I)-6 看護学部教育ポリシー（大学HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed90.html>）
- 4(I)-7 看護学部履修規程
- 4(I)-8 履修ガイド（平成24年度）（既出1-4）
- 4(I)-9 事業構想学部教育ポリシー（大学HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed91.html>）

- 4(I)-10 事業構想学部履修規程
- 4(I)-11 食産業学部教育ポリシー (大学 HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed92.html>)
- 4(I)-12 食産業学部履修規程
- 4(I)-13 大学院案内 2013 (既出 1-6)
- 4(I)-14 看護学研究科履修ガイド (平成 24 年度) (既出 1-7)
- 4(I)-15 看護学研究科教育ポリシー (大学 HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed93.html>)
- 4(I)-16 看護学研究科履修規程
- 4(I)-17 事業構想学研究科履修ガイド (平成 24 年度) (既出 1-8)
- 4(I)-18 事業構想学研究科教育ポリシー (大学 HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed94.html>)
- 4(I)-19 事業構想学研究科履修規程
- 4(I)-20 食産業学研究科履修ガイド (平成 24 年度) (既出 1-9)
- 4(I)-21 食産業学研究科教育ポリシー (大学 HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed95.html>)
- 4(I)-22 食産業学研究科履修規程
- 4(I)-23 食産業学研究科 (大学 HP http://www.myu.ac.jp/syoku_ma/index.html)
- 4(I)-24 共通教育教育ポリシー (大学 HP
<http://www.myu.ac.jp/education/ed99.html>)
- 4(I)-25 共通教育運営規程
- 4(I)-26 災害看護プログラム (履修パック) の概要
- 4(I)-27 学生便覧 (平成 24 年度) (既出 1-10)
- 4(I)-28 学生募集要項 (平成 24 年度 一般選抜) (既出 1-11)
- 4(I)-29 教育研究上の目的 (大学 HP <http://www.myu.ac.jp/education/ed80.html>)
(既出 1-12)
- 4(I)-30 保健師・看護師学校変更承認申請書
- 4(I)-31 事業構想学研究科博士前期課程年度別・コース別学生数
- 4(I)-32 看護学研究科高度職業人養成コースにおける社会人の在籍状況
- 4(I)-33 事業構想学博士後期課程平成 24 年度修学状況
- 4(I)-34 中期計画 (既出 1-15)
- 4(I)-35 平成 25 年度授業計画
- 4(I)-36 平成 25 年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要 (学則・事業構想学部履修規程)
- 4(I)-37 平成 25 年度食産業学部カリキュラム案
- 4(I)-38 授業科目の概要 (看護学研究科博士前期課程)
- 4(I)-39 高度職業人養成コースにおける社会人入学者 (事業構想学研究科)
- 4(I)-40 食産業学研究科平成 25 年度カリキュラム改正案
- 4(I)-41 平成 24 年度時間割 (看護学部)
- 4(I)-42 平成 24 年度教務委員会第 10 回議事録

- 4(I)-43 平成 24 年度時間割 (事業構想学部)
- 4(I)-44 平成 24 年度時間割 (食産業学部)
- 4(I)-45 平成 24 年度時間割 (看護学研究科)
- 4(I)-46 平成 24 年度時間割 (事業構想学研究科)
- 4(I)-47 平成 24 年度時間割 (食産業学研究科)

Ⅱ 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>大学全体

授業科目は、全学部共通の「共通教育科目」および学部ごとの「専門教育科目」に大別される。「専門教育科目」はさらに「専門基礎科目」と「専門科目」に区分されている。教育課程の各科目区分における開設授業科目は次のとおり。

1)共通教育科目

全学部で原則共通の科目を開設し、共通教育科目として教養教育を実施している。専門教育に入るための準備や専門分野以外への知的好奇心を呼び起こし、人間としての幅広さや、総合的な判断力を身につけるための科目群である。

イ)リテラシー

学生・社会人に必要とされる基本的能力として、情報処理能力、国際コミュニケーション力および表現力を養う科目で構成されている。

- ・ 語学 英語 I、II、III の計 6 単位を必修科目とし、英語 IV を選択科目としている。また、中国語 I、II、韓国語 I、II を開設している。
- ・ 英語講義 選択科目として、英語講義 I、II を配置し、英語による授業を行っている。
- ・ 情報・統計 「情報処理」「基礎統計学」の 2 科目 4 単位を必修科目とし、コンピュータの操作と統計処理について学ぶ。

ロ)人間形成科目

本学の学生としてのアイデンティティを確立できるよう、すべての学部の学生が共有すべき基礎的・準備的な要素を併せ持つ科目で構成されている。「健康学」「食育」「コミュニケーション論」「スポーツ実技」「音楽」「美術」「基礎ゼミ」を開設している。

- ・ 基礎ゼミ 必修科目とし、高校教育から大学教育への円滑な意識転換を図り、教育上必要とされる基礎的なスキル（情報収集・整理、プレゼンテーション、ディスカッションなど）を学ぶ。

ハ)基礎科学科目

各学部の専門教育科目を学ぶ上で基礎となる科学的知識を身につけるとともに、広い視野から物事を考える能力を培う科目で構成されている。

- ・ 人文・社会科学 「地域社会論」「哲学・倫理学」「心理学」「憲法」「法学概論」「経済学概論」を開設している。
- ・ 自然科学 「数学概論」「物理概論」「化学概論」「生物概論」を開設している。
- ・ 平成 25 年度から共通教育全体のカリキュラムの改正を行い、より自然科学の理解を進めることができるように、「物理基礎」「数学基礎」「化学基礎」「生物基

礎」のリメディアル科目を設定した。また、同じく平成 25 年度から人文・社会科学を整理し、「宗教学」「日本の歴史・文化」「東南アジアの歴史・文化」を新設した。

ニ)留学生対応科目

外国人留学生を対象として、日本語運用能力を高めるとともに、多角的な視点から日本を捉え、理解するための科目で構成されている。

- ・ 「日本事情」および日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを開設している。

2)専門教育科目

専門教育は、共通教育で身に付けた基礎の上に、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学部の教育目標や特色を生かした教育課程として編成している。基礎段階で履修する「専門基礎科目」及び専門分野のコアとなる「専門科目」（総合実習・卒業研究を含む）の2つの科目群で構成されている。詳細は、<2>～<7>各学部・研究科を参照。

順次性のある授業科目の体系的配慮については、共通教育科目のうち、専門教育に入るための準備に当たる科目（基礎ゼミ、自然科学）は1年次に、専門分野以外への知的好奇心を呼び起こし、人間としての幅広さや、総合的な判断力を身につけるための科目は1～2年次に配置している。

また、専門教育科目のうち、基礎段階の「専門基礎科目」は主に1年次後期～2年次に、専門分野のコアとなる「専門科目」は主に2～4年次（卒業研究は4年次）に担当し、それらの中でも必修科目はできるだけ若い年次に担当している。

<2>看護学部

看護学部は、教育目標の達成をめざして、保健師助産師看護師学校養成所指定規則および大学設置基準に基づき、授業科目を「共通教育科目」と「専門教育科目」を大別し、さらに、「専門教育科目」は、「専門基礎科目」と「専門科目」とに分けて設定している（資料4(Ⅱ)-1履修ガイドp13-15、73-74）。

「共通教育科目」と「専門教育科目」は、各科目の連動性と順序性を検討し、開講時期を定めている（資料4(Ⅱ)-1履修ガイドp21）。

「共通教育科目」は、人間的成長の糧となる教育として、三学部共通性の確保と学部の連続性の確保の観点から、1～2年次に配置している。

「専門基礎科目」は、人間の生命と活動に関する事象を客観的にとらえ、論理的に探究する能力を養う目標に従い、1年次後期～2年次に配置している。

「専門科目」は、対象者のニーズに即したケアを創造的に実践する技術を養うため、2年次後期～3年次前期に各領域の援助論を配置している。

「看護学実習」については、1年次後期に「基礎実習Ⅰ」、2年次後期に「基礎実習Ⅱ」、3年後期に「各領域実習」、4年次前期に「総合実習」と、段階的に実施している（資料4(Ⅱ)-1履修ガイドp16、21、資料4(Ⅱ)-2実習の手引きp1-2）。

教養教育として位置付けている「共通教育科目」と専門科目との関係性を充実させるために、平成 21 年度に、カリキュラムの改正を行った資料4(Ⅱ)-1履修ガイドp13-15、73-74、資料4(Ⅱ)-3授業計画）。

「共通教育科目」は、人間的成長の糧となる教育として、1～2年次に配置し、三学部共通性の確保と学部の連続性の確保の観点から「リテラシー」「人間形成科目」「基礎科学」「留学生対応」の4分野に再編した（。

「リテラシー」は、語学、情報、統計の三科目で編成し、専門科目への導入につなげている。

「人間形成科目」は、健康、食、対人関係等、豊かな人間性と情操を養う科目として構成し、専門科目への連動を図っている。

<3>事業構想学部

事業構想学部では、ディプロマポリシーに向けた学部横断的な科目配置に重点を置いている。各学科および学科内の領域・コースの専門性は必修科目および演習で担保しつつ、専門科目においても他学科科目が原則自由に履修できより学際性を高めている。さらに3年次後期には『チームプロジェクト研究』という学部横断のPBL授業を配置し、7名程度の学科混成チームが一つのプロジェクトを遂行する（資料4(Ⅱ)-1履修ガイド p76-83）。

共通教育科目から始まり、基礎科目、専門科目を経て、4年生の卒業研究に向けて順次専門性を持たせる配置としている。特に、デザイン情報学科の演習では、コース配属を2年次からとし、1年前期では全員が3コースの演習のすべてを、1年後期と2年前期には3コースの演習のうち必要に応じて2コースの演習を選択し、2年後期から初めて所属コースのみの演習を履修する、というように学生が自身の興味関心を見定めながら関連する広い裾野の上に順次専門を絞り込み、ゼミ活動（卒業研究）につなげていける配置としている（資料4(Ⅱ)-1履修ガイド p31-34）。

教養科目として位置付けている「共通教育科目」は、平成21年度に再編し、「リテラシー」「人間形成科目」「基礎科学」「留学生対象」の4つの分野からなっている（資料4(Ⅱ)-1履修ガイド p26-27）。この中で、リテラシー科目はまさに専門科目に通ずる必須の教養として語学と情報処理（コンピュータ）・統計に関する科目を配置し必修としている。さらに、人間形成科目には初年次教育プログラムとして「基礎ゼミ」を配置して、ゼミ形式で大学での学びのための態度変換を促す機会としている（資料4(Ⅱ)-4基礎ゼミガイダンス資料）。

専門の位置づけは2つの学科で少し異なる。事業計画学科では一部演習以外で必修はもうけず、ジェネラリスト養成のための配置となっている。一方、デザイン情報学科では「情報システム」「デザイン情報」「空間デザイン」の3つのコースに分けると同時に、それぞれのコース内での履修モデルのコア科目を必修として設定し、学部横断的な広い裾野の上に、より高い専門性の獲得を目指した配置となっている（資料4(Ⅱ)-1履修ガイド p35-41）。

<4>食産業学部

食産業学部では、「共通教育科目」と「専門科目」の間に、専門基礎科目を配置し、食産業についての共通した教育を行い、3学科共通科目として開講している。そのうち、必修科目として「食産業論」「食の安全・安心」「ネットワークとデータベース」「応

用統計学」「食産業基礎演習」「科学基礎実験」を開講している。その他の科目は、学科ごとに必修科目、選択科目に分けているが、全学科対象に開講している（資料4(Ⅱ)-1履修ガイドp84-92）。

また、将来の進路に合わせて選択できる履修モデル制を取っている。科目の配置は、1・2年次に共通教育科目、専門基礎科目、3・4年次に専門科目、4年次に卒論と順次専門性を持たせる配置としている（資料4(Ⅱ)-1履修ガイドp55-63）。

教養科目として位置付けている「共通教育科目」は、平成21年度に再編し、「リテラシー」「人間形成科目」「基礎科学」「留学生対象」の4つの分野からなっている。

専門科目は、各学科の教育目標に合わせ配置され、3年後期には卒論の準備段階としてファームビジネス基礎研究、フードビジネス基礎研究、環境システム基礎研究を配置し、より細やかな指導を目指した少人数体制を取っている。

<5>看護学研究科

教育課程の各科目区分及び開設授業科目は、以下に示すように、教育課程の編成・実施方針と整合するよう体系的に編成している。

博士前期課程の教育課程は、専門科目及び共通科目により構成され、共通科目は、さらに専門共通科目及び共通選択科目により構成している（資料4(Ⅱ)-5看護学研究科履修ガイドp13）。

○専門科目

学生の教育・研究の根幹をなすものであり、看護学が中核となる。各専門分野の実践能力並びに研究能力を高めるために、講義、演習、実習、特別研究または課題研究を配置している。

- ・講義は、各専門分野における基本的理論と方法論の学習に重点を置く。
- ・演習は、各専門分野の最先端の研究成果を学ぶとともに、フィールドワーク等を通して、実践的方法とその成果の学習に重点を置く。
- ・実習は、専門看護師養成プログラムの科目であり、高度な実践、教育、相談、連携調整等の能力、さらに研究や倫理的な判断に基づく看護実践能力を育成する。
- ・特別研究は、研究能力養成コースの科目であり、3領域毎に「地域看護学特別研究」「生活看護学特別研究」「看護実践論特別研究」を配置し、論理的・総合的思考力と研究実践能力を育成する。
- ・課題研究は、高度専門職業人養成コースの科目であり、高度な看護実践に際し課題となることを科学的視点、理論的根拠に基づいて解決する能力を育成する。

○専門共通科目

看護の基本理論を学び、研究能力等を高める科目を配置している。平成23年度には、看護研究を展開できる能力の強化を図るため、「看護研究特論」に加え「看護研究特論Ⅱ」を配置した。平成26年度より、選択の拡充を図るため「看護教育学」「看護歴史学」を追加することを決定した（平成25年度）。

○共通選択科目

高度専門職業人に求められる保健・医療・福祉の社会的現実問題に対処できる能力を

高める科目を配置している。

履修方法は、「研究能力養成コース」と「高度専門職業人養成コース」（「専門看護師養成プログラム」及び「高度看護実践プログラム」の2つのプログラムがある）により、以下のような3つに分かれている。

《研究能力養成コース》

【必修科目】 専門科目のうち、各専門分野に係る講義4単位、演習4単位、特別研究8単位の合計16単位

【選択科目】 専門科目のうち必須科目以外の講義科目と共通科目から合計14単位以上

《高度専門職業人養成コース 専門看護師養成プログラム》

【必修科目】 専門科目のうち各専門分野に係る講義6単位、演習4単位、実習6単位、課題研究4単位、専門分野毎に指定された講義の合計22単位

【選択科目】 看護管理学特論Ⅰ、看護管理学特論Ⅱ、専門共通科目から合計8単位以上

《高度専門職業人養成コース 高度看護実践プログラム》

【必修科目】 専門科目のうち各専門分野に係る講義4単位、演習8単位、課題研究4単位の合計16単位

【選択科目】 専門科目のうち必修科目以外の講義科目と共通科目から合計14単位以上

博士後期課程の教育課程は、「生涯健康支援看護学」分野の基本科目と専門科目及び特別研究によって構成している（資料4(Ⅱ)-5 看護学研究科履修ガイド p27）。

○基本科目

看護実践の改革や質の向上を目指す上で基本となる研究方法や評価方法ならびに組織管理や教育の在り方を追究する授業科目で構成し、必修科目として「生涯健康支援看護学研究方法特論」の1科目、選択科目として「生涯健康支援評価特論」「生涯健康支援看護管理特論」「生涯健康支援看護教育特論」の3科目を配置している。

○専門科目

利用者の生涯にわたる健康を保障するための効果的な看護支援方法の開発を追究する授業科目で編成し、必修科目として「生涯健康支援看護学特論」の1科目、選択科目として3つの演習（「次世代育成健康支援看護学演習」「成熟期健康支援看護学演習」「在宅・地域健康支援看護学演習」）を配置している。演習においては、履修者と担当教員による合同ゼミを実施し、生涯健康支援の統合的視点を強化している。

○特別研究

「生涯健康支援看護学特別研究」1科目を置き、主研究指導教員及び副研究指導教員による個別研究指導と特別研究担当教員全員による集団的研究指導とを組み合わせることにより、「生涯健康支援看護学」の視点に立った研究と論文作成を推進している。

博士前期課程では、コースごとに、以下のように講義、演習、実習、特別研究（課題研究）を連動性と順序性を検討し、開講時期を定めている。

各専門分野に係る講義科目は、1年次前期・後期に配置（4単位）し、「研究能力養

成コース」では演習を1年次後期～2年次前期(4単位)、特別研究(8単位)を2年次に配置している。「高度専門職業人養成コース」の「専門看護師養成プログラム」では、演習(4単位)を1年次～2年次に、実習(6単位)を2年次前期・後期に配置し、課題研究(4単位)を2年次に配置している。「高度看護実践プログラム」では、演習(8単位)を1年次後期・2年次前期および2年次前・後期に、課題研究(4単位)を2年次に配置している。

博士後期課程では、基本科目および専門科目の必修科目を1年次前期、演習科目を1年次後期に配置し、特別研究は1年次から3年次までを通して指導を行う(資料4(Ⅱ)-5看護学研究科履修ガイド p28)。選択科目のうち、高度看護実践指導者あるいは看護教育研究者など、修了後の進路により履修を推奨する科目を「選択推奨科目」、またキャリア形成との関係で学生が自主的に判断して履修する科目を「選択関連科目」として進路別履修モデルに示している。

博士前期課程、博士後期課程ともに、専門領域と目指す人材養成に応じた授業科目を前述のように開設しており、コースワークとリサーチワークのバランスが取れた教育課程を編成している。

<6>事業構想学研究科

博士前期課程の授業科目は履修ガイド、ホームページなどに公表している。ビジネスマネジメント・ビジネスプランニング・空間デザイン・情報デザインといった4領域ごとの講義科目と演習科目、研究科共通講義科目と演習科目で構成している(資料4(Ⅱ)-6事業構想学研究科履修ガイド p11-15,17,21-23)。

領域別講義科目:ビジネスマネジメント領域8科目、ビジネスプランニング領域8科目、空間デザイン領域9科目、情報デザイン領域8科目

領域別演習科目:領域毎の演習Ⅰ(1年前期)、演習Ⅱ(1年後期)、演習Ⅲ(2年前期)、演習Ⅳ(2年後期)

共通講義科目:英語特論、プロジェクト研究、ビジネスマネジメント特別講義、ビジネスプランニング特別講義、空間デザイン特別講義、情報デザイン領域特別講義、事業構想基礎講座

共通演習科目:空間デザイン特別演習AI、空間デザイン特別演習AII、空間デザイン特別演習BI、空間デザイン特別演習BII(実務経験2年で一級建築士の受験資格を得られる者のみが履修可能)

博士後期課程の授業科目は履修ガイド、ホームページなどに公表している(資料4(Ⅱ)-6事業構想学研究科履修ガイド p27-29,31)。全て必修科目又は選択必修科目とし、選択科目はない。

必修科目:事業構想学特別研究(研究指導科目)

選択必修科目:産業・事業システム特別演習Ⅰ(事業計画系)及び地域・社会システム特別演習Ⅰ(事業計画系)、産業・事業システム特別演習Ⅱ(デザイン情報系)及び地域・社会システム特別演習Ⅱ(デザイン情報系)

博士前期課程では、4つの領域毎に演習科目を設けており、演習Ⅰ(1年前期)、演習Ⅱ(1年後期)、演習Ⅲ(2年前期)、演習Ⅳ(2年後期)というように、入学時か

ら修了時までの研究進行に即した研究指導を行えるようにしている(資料4(Ⅱ)-6 事業構想学研究科履修ガイド p21-23)。

博士前期課程、博士後期課程ともに、専門領域と目指す人材養成に応じた授業科目を前述のように開設しており、コースワークとリサーチワークのバランスが取れた教育課程を編成している(資料4(Ⅱ)-6 事業構想学研究科履修ガイド p21-23,33-37)。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科では、食産業に係る専門領域を広くカバーしている食産業学部の特徴を生かし、食産業学部内からの進学者やすでに食産業の現場での経験を積んだ社会人入学者など、予想される多様な個別ニーズに効果的に応えることができるように、いわばテーラーメイド型の、大学院生個人々のニーズに応じてきめ細かな個別の履修指導を行っている(資料4(Ⅱ)-7 食産業学研究科履修ガイド p12-14)。

導入科目：「食産業学特論」を共通科目とし、領域ごとに「キャリアアップ演習」「食産業学演習Ⅰ～Ⅲ」を配置している。1年前期に「キャリアアップ演習」と「食産業学特論」を、後期に「食産業学演習Ⅰ」を、2年前期に「食産業学演習Ⅱ」を、2年後期に「食産業学演習Ⅲ」を配置している。

専門科目：「食品イノベーション領域」には18科目、「農・環境イノベーション領域」には22科目を配置している。その内、食品イノベーション領域では「食産業政策特論」、「食品開発学特論」、「栄養学特論」の3科目が、農・環境イノベーション領域では「地域農業戦略特論」、「農地工学特論」、「環境マネジメント特論」の3科目が選択必修となっており、それぞれの科目群のうち2科目を必ず履修する。

総合科目：導入科目と専門科目の履修に引き続き、あるいは同時並行的に履修する。インターンシップ、プロジェクト研究、食産業学特別研究の3科目を配置している(資料4(Ⅱ)-7 食産業学研究科履修ガイド p16-19)。

修士課程におけるコースワークとリサーチワークについては、「入学から終了までの研究指導」および履修モデルによってバランス良く配置されている(資料4(Ⅱ)-7 食産業学研究科履修ガイド p20-25)。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1>大学全体

学部については、共通教育科目、専門教育科目、教職に関する科目(看護学部のみ)に区分し、カリキュラムポリシーに基づき、必要な科目を開設している。

共通教育科目の改正を行い、「宗教学」「日本の歴史・文化」「東南アジアの歴史・文化」の新設による人文・社会科学科目の充実、基礎科学のリメディアル教育の実施、3・4年生を対象とした英語の充実等を平成25年度から実施する。

[グローバル人材育成に向けた取組]

本学では、「地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与すること」を教育理念とし、

それを具現化するためのグローバル人材育成に向けた取り組みを行っている。(資料 4(II)-8 グローバル人材育成 WG 議事録メモ)

今、各国固有の歴史や文化を尊重し、地球社会、アジア社会に住む人間同士としてつながり、共存できる力が求められている。こういった社会要請の中、本学は優れた国際感覚や語学力・コミュニケーション能力、異文化への理解力・適応力、地域人・日本人としてのアイデンティティーなどを身につけ、世界（とくにアジア）のダイナミズムを地域に招き入れ、地域社会や日本の発展と連結させ、国際的視座のもとで新しい活力を創出できる人材の輩出をグローバル人材育成の目標としている。

復興への期待をもって世界が宮城・東北に注目している今、地域と世界の新しい関係を実験・実証し、本学での取り組みが地域大学によるグローバル人材育成のモデルケースとなるべく、単に学生の質、教員・大学組織の質を変えるだけでなく、世界（とくにアジア）の活力を、長期にわたり低迷する我が国に取り込み、その活動を地域の企業・自治体などにも波及させ、再生と繁栄につなげ、グローバル化が必至な地域社会における人材ニーズとの新しいマッチングを創出すること、すなわち「地域に根ざしたグローバル人材の育成」のための教育環境を整備している。

本学の充実した語学教育や国際通用力を養う専門教育、留学・国際インターンシップなどの経験をとおして、学生の意識を「外向き」に改革し、積極的に異文化と交流することで、地域と世界（とくにアジア）を繋ぐ「ブリッジ ビルダー（橋渡し役）」として活躍できるグローバル人材の育成を推進している。

このファーストステップとして、H24年度よりリアル・アジア（アジア研修プログラム）を新設した。(資料 4(II)-9 リアル・アジア（ベトナム研修）応募要項)

これは、「就活ゼロ、就職 100%」を目指し、アジア経験を持つ学生を輩出するプログラムであり、学生の異文化理解力、多様性を認識し受け入れるマインド、コミュニケーション能力、タフネスなどグローバル社会における基本的素養を培い、個々の新しい可能性を掘り起こし、グローバル時代に生きる自分と向き合う機会を提供している。H24年度は2回の短期研修と約1ヶ月のアジア現地企業でのインターンシップを実施した（予定含む）。的確な目標設定、事前研修、現地研修、事後研修、成果物発表を通して得た経験が在学中のみならず将来にわたって自身の内的動機づけとなるようなプログラム設計を目指している。

また、地域企業とも積極的に連携し、その国際化ニーズに柔軟に対応できる人材を育成し、卒業生が活躍する舞台を拡げていくことも進める計画であり、H25年度を目標にベトナムのフエ農林大学（協定校）に連携活動拠点を構築し、単位取得を伴う国際インターンシップ新設を目指している。これに参加する学生は、日本および現地での事前学習（ベトナム言語文化、ベトナム事情・ビジネス習慣など）を経て、現地の企業・教育機関・地方政府などでインターンシップに従事する。H26年度以降は、フエ農林大学との連携をモデルとして、ハノイ（国民経済大学）やホーチミンにもインターンシップ先を拡大する計画である。

さらに、教育プログラムの拡充だけでなく教職員をベトナムや米国・豪州に積極的に派遣し教育環境の整備に努め併せて大学組織を国際通用力のある体制へと改組している。H24年度はベトナムに教職員のべ12名、欧州に教員1名、豪州に教員2名派遣した。

〔初年次教育の取組〕

1年次には、共通教育科目を主に配置し、高校教育から大学教育への円滑な意識転換を図り、教育上必要とされる基礎的なスキル（情報収集・整理、プレゼンテーション、ディスカッションなど）を向上させるため、必修科目として、1年次前期に「基礎ゼミ」を実施している。また、新入生オリエンテーションを実施し、大学での学習・生活に適應できるようガイダンス等を行っている。

共通教育科目のうち、自然科学（数学概論、物理概論、化学概論、生物概論）については、高校であまり履修してこなかった者にも配慮し、高校の復習レベルの内容も交えながら授業を行っている。

また、高校に対して、大学教員を派遣して講義を行う「出前講義」を実施しているが、これに加えて、高校生に大学で普段行われている講義や実験等をじっくり経験してもらうため、少人数グループによる体験型のアカデミックインターンシップを平成23年度から実施している。

<2>看護学部

看護学部は、開学当初より「保健師教育課程」と「看護師教育課程」の統合カリキュラムとして教育内容を構成してきた。平成24年度より、指定規則の変更を受けて、保健師課程を学生の自主性を重視し選択制とした（資料4(Ⅱ)-10 保健師・看護師学校変更承認申請書、資料4(Ⅱ)-11 指定規則内容／本学教育内容対比表）。しかし、東日本大震災の被災県であることから、保健師の資格を有する看護職の育成の重要性より、「公衆衛生看護学実習」以外は、全員が選択できることとした。また、公衆衛生看護学実習の上限も、実習場の確保を行い、70名に設定した。

本学部は養護教諭一種免許状を取得することができる教職課程も備えている（資料4(Ⅱ)-1 履修ガイド p22-23,75）。

国際的な視点を強化するために、平成24年度よりフィンランドのタンペレ大学と提携を結び、「看護実践英語演習」として、現地での演習を取り入れている（資料4(Ⅱ)-3 授業計画 p84）。

平成22年度に、宮城大学の目玉となる専門教育として、「災害看護プログラム履修パック」（選択性）を創設した。1年次～4年次と順次積み上げをしながら、災害サイクル各期において支援ができる看護の基礎的知識と技術を理解することを目指している。平成23年3月の東日本大震災を被災県としての体験を受けて、4年次の災害看護支援論では、被災地への中長期的支援実習も組み込み実践的なプログラムとして強化した。

（資料4(Ⅱ)-1 履修ガイド 15,21,74、資料4(Ⅱ)-3 授業計画 p82,83,105、資料4(Ⅱ)-12 災害看護プログラム（履修パック）の概要、資料4(Ⅱ)-13 災害看護プログラム説明会資料）

初年次教育の導入科目として、「基礎ゼミ」を1年前期に配置している。基礎ゼミは、「レポートの書き方」「情報リテラシー」「防災教育」等の全体レクチャーとグループゼミ、成果発表会で構成している。ゼミは、8人程度で1グループを編成し、助教以上の教員を担当者として、1グループに1教員を配置している。学生主体のゼミであ

り、一連のプロセスを経る中で、「大学生活の基盤となる人間関係を形成する能力を高める」「他者の価値観や考えの多様性を理解する」「大学教育で求められる基礎技能」として、「自主的學生」「情報収集と整理」「ディスカッション」「プレゼンテーション」「レポート作成」等を高めるといふ教育目標を目指している（資料 4(Ⅱ)-3 授業計画 p29、資料 4(Ⅱ)-14 平成 24 年度基礎ゼミ開催概要、資料 4(Ⅱ)-15 基礎ゼミオリエンテーション資料、資料 4(Ⅱ)-16 平成 24 年度基礎ゼミ発表会概要）。

平成 23 年度の共通教育の F D を受けて、三学部の特徴を共通で行うことで、効果を期待できることとして、学長講義として、「学習のしかた」を取り入れた。

また、高大連携事業として、オープンキャンパスでの模擬授業や大学教員による高校での出張授業を行ってきた。平成 24 年度より、高大連携事業として、新たに、アカデミックインターンシップを取り入れ、看護学部では「“地域で看護する”ってどういうこと」をテーマに実施した（資料 4(Ⅱ)-17 オープンキャンパス関連資料、資料 4(Ⅱ)-18 アカデミックインターンシップ実施要領）。

<3>事業構想学部

教育課程の編成・実施方針は履修ガイドの中に履修モデル（資料 4(Ⅱ)-1 履修ガイド p35-41）および科目年次配当表（資料 4(Ⅱ)-1 履修ガイド p31-34）として明示されている。

教育目標の達成に向けた教育課程の編成・実施方針の特色として、初年次教育の導入科目としての基礎ゼミが設置されていること、学科間で一部の演習科目等を除きほぼすべての専門科目が横断的に履修できること、教育目標にうたわれている「各種事業を総合的にプロデュース」する能力を養うためのプロジェクトベースの授業として『チームプロジェクト研究』授業が設置されていること、が挙げられる。

また、高大連携として、高校に出向いての出前授業に加え、平成 24 年度からアカデミックインターンシップを開催し、地域の高校生を大学に招いて模擬授業やゼミを体験させることでより密接な連携を図っている（資料 4(Ⅱ)-19 2012 年度アカデミックインターンシップ資料）。

<4>食産業学部

食産業学部では、地域および世界で活躍できる実践的な食産業人材を養成するために、次のようにカリキュラムを編成している。

- ・食産業をシステムとして学ぶため学部共通の専門基礎科目を置いている。
- ・ファームビジネス、フードビジネス、環境システムの専門的知識と技術を身につけるために学科ごとの専門科目を置いている。
- ・ビジネス教育のために経営系科目、国際教育のためにビジネス英語、地域人材養成のために地域食産業人材養成プログラムを設けている。
- ・実践力養成のため、実験、実習等の少人数実践教育を重視している。とくにインターンシップを全学生必修科目として設けている。

さらに、将来の進路に合わせて選択できる履修モデル制を取っている。ファームビジネス学科では、アグリビジネスリーダーモデル、ファーマーズリーダーモデル、エコフ

アーチャーモデル（植物系、動物系）の3つのモデルを、フードビジネス学科では、食品流通・フードサービスモデルと食品加工・衛生モデルの2つのモデルを、環境システム学科では環境工学モデルと地域デザインモデルの2つのモデルを用意し、それぞれに相応しい科目を配置し、入学時および2年次のオリエンテーションにおいて周知している。

地域食産業人材養成プログラム：「地域食産業人材養成プログラム」関連科目（宮城の食産業Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）をすべて履修し、かつ単位を修得した者については、「地域食産業人材養成プログラム」を終了したものとし、同プログラムの修了証を授与している。

（資料4(Ⅱ)-20 食産業学部履修規程第15条）

初年次教育の導入科目として、「基礎ゼミ」を1年前期に配置している。・・・共通1年後期には食産業基礎演習を配置し、専任教員1人が5名程度の学生を指導する。目的は、食産業の現状分析や調査レポートの作成を行いながら、自ら問題を発見してその解決方法を導き出すための素養を身に付けさせるところにある。

出前授業は平成21年度には9件、平成22年には10件、平成23年度には10件、平成24年には11件と増加傾向にある（資料4(Ⅱ)-21 出前授業実施記録）。

アカデミックインターンシップを平成23年度から開始した。平成23年度は向山高校の生徒14名を受け入れ行い好評であったことから、平成24年度は大学独自にプログラムを作成し公募制で行った。その結果、向山高校や聖ウルスラ学院高校の2校から21名の参加を得た（資料4(Ⅱ)-22 アカデミックインターンシップ資料）。

<5>看護学研究科

看護学研究科における開設科目は、以下のような内容としており、教育課程の編成・実施方針と整合している。

（看護学研究科博士前期課程）

「地域看護学」「生活看護学」「看護実践論」の3つの領域、「研究能力養成コース」「高度専門職業人養成コース」の2つのコース、さらに「高度専門職業人養成コース」の「専門看護師養成プログラム」「高度看護実践プログラム」における開設授業科目は、それぞれの人材養成目標に沿った内容としている。学生には、領域・分野別履修モデルを18パターン示し、修了後に期待される成果を明示するとともに、その成果が達成できるような教育内容を各科目の授業計画に記載している。

地域看護学領域と生活看護学領域は、学部での教育と連動した専門分野を扱い、看護実践論領域では博士前期課程に特化した内容を扱っている。

（看護学研究科博士後期課程）

博士後期課程における開設授業科目は、看護の各専門領域の専門性を統合・包括し、人の生涯にわたる健康支援を柱とした教育内容で一貫させ、「高度看護実践指導者」を目指すものでは医療機関等の進路別に、「看護教育研究者」を目指すものでは選択領域別に、6パターンの履修モデルを示し、その成果が達成できるような教育内容を各科目の授業計画に記載している。

これらのほか、専門分野の高度化に対応できる非常勤講師やゲストスピーカーを適切に確保している（資料4(Ⅱ)-23 非常勤講師任用一覧）。

また、専門看護師の専門看護分野の拡充を行ってきている（平成24年度：老年看護専攻教育課程、平成25年度：がん看護専攻教育課程）。

<6>事業構想学研究科

（事業構想学研究科博士前期課程）

平成23年度からの現行カリキュラムにおいて、従来の「ビジネスプラン領域」「地域プラン領域」「空間デザイン領域」「情報デザイン領域」の教育体制・教育手法を見直し、領域連携を進めるために、「ビジネスプラン領域」「地域プラン領域」を、それぞれ「ビジネスマネジメント領域」「ビジネスプランニング領域」と呼称変更し、すべての領域で専門分野区分を廃止、領域を横断した特別講義の共通科目化を進めている。また、社会人学生に対する教育体制や方法を見直し、効率的かつ効果的な学習環境提供のために、「通学の利便性が高い学外施設での開講」「夜間・休日、集中講義の方法と体制整備」「専門補完科目としての事業構想基礎講座の開講」を行っている（資料4(Ⅱ)-6 事業構想学研究科履修ガイド p17,18）。

専門分野の高度化に対応して、実務インターシップを基本とする「プロジェクト研究」（高度人材養成コースの必修科目）、専門資格の取得に対応した「空間デザイン特別演習」「会計士・税理士対応科目」を設けている（資料4(Ⅱ)-6 事業構想学研究科履修ガイド p12,13,19,20）。

修士研究（または特定課題研究）については主指導教員（主査1名）と副指導教員（副査2名以上）、プロジェクト研究については主指導教員と副指導教員（各1名）といったように、複数教員による高度かつ多角的な教育、研究指導を行っている（資料4(Ⅱ)-24 修士研究（修士論文あるいは特定課題）テーマ一覧（事業構想学研究科）、資料4(Ⅱ)-25 プロジェクト研究テーマ一覧）。

（事業構想学研究科博士後期課程）

正指導教員の特別演習と事業構想学特別研究、正指導教員と同じ領域で系が異なる副指導教員の特別演習を履修し、2名の教員（正指導教員、副指導教員）が有機的に履修、演習研究指導に当たっている（資料4(Ⅱ)-6 事業構想学研究科履修ガイド p28）。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科修士課程では、食産業の高度専門職業人を養成するために、次のようにカリキュラムを編成している。

- ・ 共通科目として、必修の食産業特論を置いている。
- ・ 食品イノベーション、農・環境イノベーションの領域それぞれに、演習4科目と特論10科目以上を置いている。
- ・ 複合分野にグローバル・ビジネス・コミュニケーション等を置いている。
- ・ 修士論文作成、課題研究のための研究指導科目として、それぞれ必修の食産業学特別研究とプロジェクト研究を置いている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

グローバル人材育成

既存の海外協定校派遣プログラムに加えて、平成24年度、新たにベトナムを実践フィールドとしたグローバル人材育成プロジェクト実施のため、フエ農林大学と国民経済大学（ハノイ）と交流協定を締結し、「リアル・アジア」（約2週間の短期研修と約4週間の現地日系企業でのグローバル・インターンシップ）を実施した。12月と2月の2回実施したベトナム短期研修には計19名の学生が参加した。3月には2名の学生がベトナムで事業展開する日系企業2社（ハノイ、ホーチミン）で約4週間のインターンシップを行った。

また、同年度中、東日本大震災による被災学生支援を提供したアーカンソー大学フォートスミス校（米国）とも正式に交流協定を締結し、学生2名が長期留学した。

また、国際交流・留学生センターでは、他機関が実施する海外交流プログラムを積極的に情報提供し、また、他機関との連携による国際交流事業に積極的に取組み、平成24年度中、延100名超の学生が外務省の「アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流（キズナ強化プロジェクト）」や豪州首相日本対象教育支援プログラムなどに参加し海外を経験したほか、キズナ強化プロジェクト招聘事業で来日した韓国大学生一行（約60名）との交流機会として「韓国の大学生と宮城大学学生間の交流ワークショップ」を開催し、本学よりは約100名の学生・教職員が参加した。

<2>看護学部

- 1) 初年次教育のスタートとして、小グループ制の「基礎ゼミ」を実施している。学生の自主性を尊重したテーマ設定から、資料検索、成果発表会、レポート作成という1連のプロセスを経て、効果的に学習が行われている。また、発表会終了時には、学生および担当教員のアンケートを行い、有機的に活用している。（資料4(Ⅱ)-15 基礎ゼミオリエンテーション資料、資料4(Ⅱ)-26 基礎ゼミ終了時学生、教員アンケート結果）
- 2) グローバル人材の育成の一端として、平成24年度よりフィンランドのタンペレ大学と提携を結び、「実践看護英語演習」を開始した（資料4(Ⅱ)-3 授業計画 p84、資料4(Ⅱ)-27 平成24年度実践看護英語演習学生の選抜について、資料4(Ⅱ)-28 平成24年度実践看護英語実施スケジュール、資料4(Ⅱ)-29 平成24年度実践看護英語報告会概要）。現地での演習を取り入れ、平成24年度の3名の参加があった。
- 3) 平成22年度より、1年生から4年生までに災害看護に関する科目を配置し、段階的に積み上げながら、災害に関する基本的な知識、技術を習得できるように、災害看護履修パックとして立ち上げた。本学への入学志望理由にあげる学生も多い。（資料4(Ⅱ)-12 災害看護プログラム（履修パック）の概要）

<3>事業構想学部

『基礎ゼミ』では、レポートの書き方等の大学で学ぶ上での基本的リテラシーや情報セキュリティについて講義で学ぶと同時に、学科毎に6～7人が助教を除く全

教員に割り当てられてゼミとしてグループワークを行うことで初年次におけるきめ細やかなケアが行われている。また 3 年後期の『チームプロジェクト研究』では、両学科の学生による 6～8 名の混成チームが助教を含む全教員に割り当てられ、それぞれが 3 年の学習を通じて培ってきた専門性を持ち寄って一定の課題に対しプロジェクトを遂行することで、教育目標でうたわれている能力を直接的に涵養しまた教育目標に対する達成度を評価するよい機会となっている。（資料 4(Ⅱ)-4 H24 年度基礎ゼミガイダンス資料、資料 4(Ⅱ)-30 H24 年度チームプロジェクト研究テーマ一覧）

<4>食産業学部

初年次教育としての「基礎ゼミ」ではレポートの書き方等の大学で学ぶ上での基本的リテラシーを、「食産業基礎演習」では“食産業とは”と専門への入門として、学科毎に 5～7 人に 1 人の教員が対応し、きめ細やかなケアがなされている。その結果、リタイアする学生は極めて少ない。（資料 4(Ⅱ)-31 1 年次退学率）

<5>看護学研究科

専門看護師養成プログラムに「老年健康看護学」を新設（平成 24 年度）したが、この新設に向けて、平成 23 年度には老年健康看護学分野の教育課程の再編成を行い、科目の追加を行った。併せて、各専門分野名・科目名を総点検し、一部の各専門分野名・科目名を変更した。また、平成 25 年度より「がん看護」教育課程（26 単位）設置に向けて科目追加、教員配置、シラバス内容の検討を行い、教授会で決定した。さらに、学部教育との連動性から、平成 25 年度より看護実践論領域に「基礎看護学分野」の立ち上げを検討し、科目追加、教員配置、シラバス内容の検討を行い、教授会で決定した（資料 4(Ⅱ)-32 平成 24 年度看護学研究科教授会議事録（10 月 3 日定例））。このように、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成が図れるよう、教育課程の整備に取り組んでいる。

<6>事業構想学研究科

- 1) プロジェクト研究では、県内外の地域に密着した研究テーマが多く（平成 20 年以降の 38 テーマ中 23 テーマが該当、資料 4(Ⅱ)-25 プロジェクト研究テーマ一覧）、地域に貢献できる人材の育成に向けた教育が根付いてきている。
- 2) 専門資格の取得に対応した「空間デザイン特別演習」「会計士・税理士対応科目」については、対象者の多くが履修しており、学生のニーズに応えることができている。（資料 4(Ⅱ)-33 平成 23 年度資格取得対応科目の履修状況、資料 4(Ⅱ)-6 事業構想学研究科履修ガイド p19,20）

<7>食産業学研究科

導入科目として講義形式の食産業学特論と演習形式のキャリアアップ演習および食産業学演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを食品イノベーション領域と農・環境イノベーション領域とに配置することにより、より細やかな指導が可能である。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

1) グローバル人材育成

グローバル人材育成には、各部署や学内委員会がそれぞれ役割を持ち、密に連携しながら全学的に取り組む必要があるが、現段階では役割分担・連携が十分とはいえない面もあるため、全学的な取組とするための体制整備が必要である。

2) リメディアル教育の実施

共通教育科目のうち、自然科学（数学概論、物理概論、化学概論、生物概論）について、高校であまり履修してこなかった者に別プログラムを用意し、学生の理解を進める必要がある。

<2>看護学部

基礎ゼミの進め方等に担当教員により違いがあることから、基礎ゼミ運営の方向性を統一するための体制が必要である。

（資料 4(Ⅱ)-34 平成 23 年度第 14 回教務委員会会議録、資料 4(Ⅱ)-35 平成 23 年度第 15 回教務委員会会議録）

<3>事業構想学部

平成 21 年度からのカリキュラム改正により一部の演習科目等を除きほぼすべての専門科目が自由に履修できるようになったことは、教育目標に対する教育課程の編成方針をより明確なものにし、また社会的にもさまざまなレベルでジャンルの垣根が取り払われつつある動きにも対応できる人材を育てる一助ともなった。しかし一方で、履修要件の定めがないために「とりやすい授業・演習をとる」というような消極的な履修を生んでしまっている側面も否めない。

<4>食産業学部

履修モデル制により、ほぼすべての専門科目が自由に履修できるため、履修モデルに基づかない選択も可能であり、期待する教育効果が発揮されていない場合が散見される。

<5>看護学研究科

平成 25 年度には老年看護専攻教育課程（26 単位）、平成 26 年度にはがん看護専攻教育課程（26 単位）の申請を行う予定であり、確実に課程認定を受けることができるよう実習施設の開拓・調整等を含めて準備を進める必要がある。

<6>事業構想学研究科

高度職業人養成コースを設けた平成 20 年度は、高度職業人養成コース選択者が半数を超えていたが、以後は学術研究コース選択者が多くなる傾向にある（資料 4(Ⅱ)-36 事業構想学研究科博士前期課程年度別・コース別学生数）。一方では、修

了生の進学者は、いずれの年度も1名のみである（資料4(Ⅱ)-37年度別入学者の進路状況（事業構想学博士前期課程））。

<7>食産業学研究科

履修者数の極端に少ない科目がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

グローバル人材育成

ベトナムをフィールドとして実施しているグローバル人材育成プロジェクト「リアル・アジア」の短期研修とグローバル・インターンシップを一体化させ、長期の協定校留学プログラムを目指すとともに、多くの学生を派遣できるようインターンシップ受入先（現地日系企業）の拡大を図る。

ベトナムのみならず、発展著しい他のアセアン諸国（特にミャンマー）でのグローバル人材育成プロジェクト展開を図る。

<2>看護学部

- 1) 基礎ゼミで実施したアンケート結果を活かして教務委員会が中心となり、基礎ゼミの充実を図る。（資料4(Ⅱ)-15基礎ゼミオリエンテーション資料、資料4(Ⅱ)-26基礎ゼミ終了時学生、教員アンケート結果）
- 2) 平成25年度は、タンペレ大学からの学生の受け入れを行う予定であり、協定校同士の相互の連携を強化し、専門科目における英語力を養う科目として充実を図っていく。
- 3) 災害看護プログラムを地域社会の減災につながる工夫を行う。例えば平成24年度の宮城県下の教職免許更新講習会では、地域住民が知っておきたい災害に関する内容を4コマ連続で設定し、受講生から高い授業評価満足を得ており、災害看護プログラムでの教育を地域と協働して実施し、地域社会の減災につながるようにしていく。（資料4(Ⅱ)-38教員免許更新講習会概要）

<3>事業構想学部

『基礎ゼミ』については平成25年度からのカリキュラム改正で共通教育科目がより重視される動きとも連動して一層の効果的な運用を図る。『チームプロジェクト研究』については、平成25年度からのカリキュラム改正の中で外部との連携等のPBLとしてのさらに効果的なあり方を探っていく予定である。（科目配置は従前通り。運用をH25年度の学部FDテーマとして取り上げる予定）。また、新たに「インターンシップⅢ」「グローバル・インターンシップ」「学外研修」等の科目を配置して、外部との連携をさらに強化して効果的な教育課程の構築を図る。

（資料4(Ⅱ)-39平成25年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要（学

則・事業構想学部履修規程）

<4>食産業学部

平成23年度には食産業学部ファームビジネス学科とフードビジネス学科の1年生を対象に、「基礎ゼミ」と「食産業基礎演習」において「6次産業化における知識の習得及び、社会人基礎力の修得」を目的として、外部講師による講義および研修を行い、専門科目に対する動機付けを試みた（資料4(Ⅱ)-40平成23年度基礎ゼミ資料）。さらに共通教育委員会が中心となり「基礎ゼミ」の効果的な運用について検討している。

<5>看護学研究科

専門看護師の38単位の課程申請に向けて教務委員会を中心として準備を進め、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成が図れるよう、教育課程の整備に取り組んでいく。

<6>事業構想学研究科

- 1) プロジェクト研究において、地域貢献対応の教育が根付きつつあるので（資料4(Ⅱ)-25プロジェクト研究テーマ一覧）、さらに専門分野における高度職業人として能力を身につけるために、企業インターンシップを強化し、より高度な実務教育の実践を図る。
- 2) 専門資格取得に対応した科目について、学生の履修が定着してきているので（資料4(Ⅱ)-33平成23年度資格取得対応科目の履修状況）、今後は専門資格の取得状況・実績についてフォローし、指導体制や教育内容などの改善を図る必要がある。

<7>食産業学研究科

教務委員会が中心となり、イノベーションごとに細かく分かれていた食産業学演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを食産業学演習AとBにまとめ、後期入学も視野にいたカリキュラム改正案を検討中である（資料4(Ⅱ)-39食産業学研究科平成25年度カリキュラム改正案）。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

1) グローバル人材育成

グローバル人材育成、大学の国際化を進めるために、教職員のグローバル・マインド及び資質向上・育成に努める。その一環として、海外協定校との共同シンポジウムの開催などを通じた研究レベルでの交流を促進する。また、英語での授業実施など留学生受入に向けた環境整備を行う。さらには、クォーター制導入など学生が海外留学しやすい環境を整備する。

2) リメディアル教育の実施

自然科学（数学概論、物理概論、化学概論、生物概論）のより基礎的な理解を進めるために、平成25年度から新たに、数学基礎、物理基礎、化学基礎、生物基礎を設ける。

<2>看護学部

基礎ゼミの運営の方向性を統一するための指導体制を、教務委員会が中心となって整備していく。

<3>事業構想学部

平成25年度からのカリキュラム改正で必修の設定を整理するとともに、他学科科目の履修限度を新たに設定し10単位までとすることで、学際性を担保しつつディプロマポリシーに向けた学修の流れを明確化する。（資料4(Ⅱ)-39 平成25年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要（学則・事業構想学部履修規程））

<4>食産業学部

履修モデルの見直しとして、食産業学部ファームビジネス学科では、「アグリビジネスリーダーモデル」「ファーマーズリーダーモデル」「エコファーマーモデル：植物系」「エコファーマーモデル：動物系」の4モデルから、まだ正式な名称は決まっていないが、「経営経済系のモデル」「植物系のモデル」「動物系のモデル」の3モデルに変更する案が出されている（4(Ⅱ)-42 第4回教務委員会議事録、資料4(Ⅱ)-43 平成25年度食産業学部カリキュラム案）。モデルコアからの選択科目を増やすことにより、より教育効果が発揮されることが期待される。

<5>看護学研究科

教務委員会と担当教員が中心となり、専門看護師教育課程申請に向けた教育内容の強化および実習施設の開拓と調整をすすめていく。

<6>事業構想学研究科

現状のコース選択状況と進路状況から、前期課程のコース選択に関して、学生の学習目的や進路等を勘案しながら、適切なコース選択指導を行う必要がある。（資料4(Ⅱ)-36 事業構想学研究科博士前期課程年度別・コース別学生数、資料4(Ⅱ)-37 年度別入学者の進路状況（事業構想学博士前期課程））

<7>食産業学研究科

履修者数の少ない科目を統合整理する（資料4(Ⅱ)-39 食産業学研究科平成25年度カリキュラム改正案）。

4. 根拠資料

4(Ⅱ)-1 履修ガイド（平成24年度）（既出1-4）

- 4(II)-2 実習の手引き (看護学部)
- 4(II)-3 平成 24 年度授業計画 (看護学部)
- 4(II)-4 2012 年度基礎ゼミガイダンス資料 (事業構想学部)
- 4(II)-5 看護学研究科履修ガイド (既出 1-7)
- 4(II)-6 事業構想学研究科履修ガイド (既出 1-8)
- 4(II)-7 食産業学研究科履修ガイド (既出 1-9)
- 4(II)-8 グローバル人材育成 WG 議事録メモ
- 4(II)-9 リアル・アジア (ベトナム研修) 応募要項
- 4(II)-10 保健師・看護師学校変更承認申請書 (既出 4(I)-30)
- 4(II)-11 指定規則内容／本学教育内容対比表 (看護学部)
- 4(II)-12 災害看護プログラム (履修パック) の概要
- 4(II)-13 災害看護プログラム説明会資料
- 4(II)-14 平成 24 年度基礎ゼミ開催概要 (看護学部)
- 4(II)-15 基礎ゼミオリエンテーション資料 (看護学部)
- 4(II)-16 平成 24 年度基礎ゼミ発表会概要 (看護学部)
- 4(II)-17 オープンキャンパス関連資料 (看護学部)
- 4(II)-18 アカデミックインターンシップ実施要領 (看護学部)
- 4(II)-19 2012 年度アカデミックインターンシップ資料 (事業構想学部)
- 4(II)-20 食産業学部履修規程 (既出 4(I)-12)
- 4(II)-21 出前授業実施記録 (食産業学部)
- 4(II)-22 アカデミックインターンシップ資料 (食産業学部)
- 4(II)-23 非常勤講師任任一覧 (看護学研究科)
- 4(II)-24 修士研究 (修士論文あるいは特定課題) テーマ一覧 (事業構想学研究科)
- 4(II)-25 プロジェクト研究テーマ一覧 (事業構想学研究科)
- 4(II)-26 基礎ゼミ終了時学生、教員アンケート結果
- 4(II)-27 平成 24 年度実践看護英語演習学生の選抜について
- 4(II)-28 平成 24 年度実践看護英語実施スケジュール
- 4(II)-29 平成 24 年度実践看護英語報告会概要
- 4(II)-30 H24 年度チームプロジェクト研究テーマ一覧 (事業構想学部)
- 4(II)-31 1 年次退学率 (食産業学部)
- 4(II)-32 平成 24 年度看護学研究科教授会議事録 (10 月 3 日定例)
- 4(II)-33 平成 23 年度資格取得対応科目の履修状況
- 4(II)-34 平成 23 年度第 14 回教務委員会会議録
- 4(II)-35 平成 23 年度第 15 回教務委員会会議録
- 4(II)-36 事業構想学研究科博士前期課程年度別・コース別学生数 (既出 4(I)-31)
- 4(II)-37 年度別入学者の進路状況 (事業構想学博士前期課程)
- 4(II)-38 教員免許更新講習会概要
- 4(II)-39 平成 25 年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要 (学則・事業構想学部履修規程) (既出 4(I)-36)
- 4(II)-40 平成 23 年度基礎ゼミ資料 (食産業学部)

- 4(Ⅱ)-41 食産業学研究科平成 25 年度カリキュラム改正案（既出 4(Ⅰ)-40）
- 4(Ⅱ)-42 第 4 回教務委員会議事録
- 4(Ⅱ)-43 平成 25 年度食産業学部カリキュラム案（既出 4(Ⅰ)-37）

Ⅲ 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

<1>大学全体

授業形態は、大学設置基準の内容を学則に定めており、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とし、講義、演習については、15時間又は30時間、実験、実習、実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位としている。このほか、卒業研究、学位論文等に係る授業科目については、必要な学修等を考慮し、学修成果を評価して単位を授与している。(学則第23条、第24条)

各学部の履修規程に基づき、履修登録できる授業科目の総単位数の上限は次のようになっている。

- ・看護学部 定めはないが、看護師等養成に必要な授業科目および時間割の工夫により実質的に履修登録が制約されている。

- ・事業構想学部 各学年において49単位

- ・食産業学部 各学期において24単位

オフィスアワーについては、各教員が時間を定め、それを学内ホームページ等に記載するなどして周知している。

1年次配当科目である「英語Ⅰ」や「英語Ⅱ」では、プレースメントテストに基づいた能力別クラス編成を行っている。

学生による授業評価をすべての授業科目で行い、学生の意見を参考に教員が授業の自主向上方を回答している。この評価結果および回答は、すべての学生がいつでも閲覧できるよう、事務室の窓口に備え付けている。

<2>看護学部

看護学及び関連分野の専門的知識について基盤となる講義に加え、グループワーク、プレゼンテーション、ナーシングラボ等を使用しての技術演習、実際にPCを使用しての情報処理等を基本軸に授業を展開している。

英語教育では、実践的な授業を展開するために、30人程度のクラスを編成し、担任制による教育を行い、平成24年度からは、選抜制による「実践看護英語演習」として、海外での演習科目が開始された

地域の多彩な施設・専門家の協力を得ながら、少人数グループによる4年間の段階的かつ統合的な臨地実習、地域訪問実習、総合実習、卒業研究等を通して科学的な根拠に基づく創造的・実践的な専門教育を行っている。

(資料4(Ⅲ)-1平成24年度授業計画、資料4(Ⅲ)-2基礎看護学実習要項、資料4(Ⅲ)-3領域別看護学要項、資料4(Ⅲ)-4総合実習要項)

履修登録の上限は特に設けていないが、4年制看護大学は、国家試験受験資格の要件

を満たすことが求められ、指定規則で定められている科目や単位数を盛り込む必要から、自由度の少ない時間割となっている。(資料 4(Ⅲ)-5 平成 24 年度時間割)

共通教育科目は、複数年開講している。しかし、2 年次は、「専門教育科目」を中心に展開されるので、1 年次に修得するように指導している。また、共通教育科目の選択に関しては、専門科目との関係を考慮し、時間割上の配置や奨励科目を提示している。

「専門教育科目」については、科目間の関係性等、専門科目との連動性を考慮し、かつ、過度の負担とならず、充実した学習ができるように、時間割配置の開講時期を定め、定められた開講年次以外での履修は行えないことを原則として、履修科目登録の制限を行っている(資料 4(Ⅲ)-6 履修ガイド p16)。さらに、必修科目のうち 3 科目が不可であった場合や、再履修科目が不可であった場合は、進級できないこととし、個別面接や学習指導を行い、充実した学習ができるように支援している。

授業内容のねらいに応じて、事前課題、グループワーク、発表、課題レポート、小テスト、演習等を組み入れている。

4 年生では、4 年間の集大成として、看護における科学的思考力を高め、マネジメント能力を養うことを通して、対象や場に応じた看護を行うための総合的実践力を習得することを目標に、学生の主体的な計画のもとに総合実習を取り入れている(資料 4(Ⅲ)-1 授業計画 p126)。また、科学的思考力を高め、研究的態度を養えるよう「卒業研究」に取り組む(資料 4(Ⅲ)-1 授業計画 p110)。各学生が主体的に、学習過程で得た知識や体験をもとに、看護に関連する関心領域を選択し、自ら指導教員を決定し、文献検討、看護実践や実験、調査等を通して卒業論文をまとめる。(資料 4(Ⅲ)-7 卒業論文抄録集)

<3>事業構想学部

教育目標の達成に向けた授業形態の配置については、科目年次配当表(資料 4(Ⅲ)-6 履修ガイド p31-34)で明らかにされている。『基礎ゼミ』を含む共通教育科目の上に、専門基礎科目、専門科目が積み上げられており、さらにそれらの講義科目の実践の場として、グループワークやプレゼンテーションを含む演習科目が配置され、卒業研究へのスムーズな接続を図っている。

年次ごとの履修数のアンバランスに対応するために平成 21 年度実施のカリキュラム改正で年度あたりの履修登録単位数を 49 単位までとする上限を設け(資料 4(Ⅲ)-8 事業構想学部履修規程第 5 条)、アンバランスの解消と予習・復習の履行を図っている。

特にデザイン情報学科では 1 年前期から演習科目を配置して、学生の主体的参加を促す工夫をしている。また、関連科目として学科の垣根を越えて講義の履修を可能にしていることも特色の一つである。さらにそれら関連科目で涵養しようとしている総合的プロデュース能力の実践の場として『チームプロジェクト研究』という PBL の科目が 3 年後期に用意されている。このようにバラエティに富む授業形態を用意している。

(資料 4(Ⅲ)-9 H24 年度チームプロジェクト研究テーマ一覧)

<4>食産業学部

授業形態は、大学設置基準第 25 条に定めるところにより、講義、演習、実験、実習

若しくは実技又はこれらの併用によることとしており、教育目標を達成するために編成した教育課程におけるそれぞれの授業科目のねらいに応じて設定している。

食産業学部では、より専門的な講義とするための、オムニバス科目を多く採用している。また、実業家など外部講師による講義を専門科目に取り入れ、より実践に即した講義も行っている。一方、講義と実験を融合させた科目を設定し、知識と実技の融合を図っている。

履修登録単位数の上限は24単位である。(資料4(Ⅲ)-10 食産業学部履修規程第5条)

成績優秀者に対しては、半期につき5単位を限度として履修上限を超えて登録できる。(資料4(Ⅲ)-10 食産業学部履修規程第6条)

卒業研究の履修要件を設定しており、ファームビジネス学科では3年次までの各年次に配当されている必修科目修得単位数が49単位以上で、かつ、合計修得単位数(卒業要件の算入される単位数に限る。)が96単位以上であること、フードビジネス学科では3年次までの各年次に配当されている必修科目修得単位数が51単位以上で、かつ、合計修得単位数(卒業要件の算入される単位数に限る。)が96単位以上であること、環境システム学科では3年次までの各年次に配当されている必修科目修得単位数が33単位以上で、かつ、合計修得単位数(卒業要件の算入される単位数に限る。)が96単位以上であること、としている。

学生の主体的参加を促す授業方法として、少人数によるゼミ形式の授業およびケースメソッドを採用している授業を採用している。少人数によるゼミ形式の授業には、食産業基礎演習、ファームビジネス基礎研究、フードビジネス基礎研究、環境システム基礎研究がある。食産業基礎演習は基礎ゼミに引き続き配置され、1名の専任教員が4～5名の学生を担当し、現代社会で活躍するためのいわば基礎体力ともいべき自主的調査研究スタイルを学生に確立させることを目的とする科目である。また、ファームビジネス基礎研究、フードビジネス基礎研究、環境システム基礎研究は、仮配属された研究室の指導教員のもとで、卒業研究論文の作成に必要な文献の購読、実験等を行い、学生の主体的参加が原則の科目である。

ケースメソッドを採用している科目は食品マーケティング戦略演習Ⅰ、Ⅱおよび食品企業経営戦略演習Ⅰ、Ⅱがある。ケースメソッドに関しては、中期計画に盛り込まれ、「マーケティング戦略や企業戦略などを含め、ケースメソッドでの教育が可能な科目について、実践的なケースを蓄積する。」としており、毎年ケースが蓄積されている。食品マーケティング戦略演習Ⅱでは附属農場で生産された作物をマルシェに出品し、その計画から販売までを学生主体で行っている。

<5>看護学研究科

(看護学研究科博士前期課程)

研究能力養成コースでは、講義科目のほか、各分野に演習科目を配置し、特別研究を修得する。高度専門職業人養成コースの専門看護師養成プログラムでは、講義科目のほか、各分野に演習科目および看護学実習を配置し、課題研究を修得する。また、高度専門職業人養成コースの高度看護実践プログラムでは、講義科目のほか、各分野に演習科

目を配置し、課題研究を修得する。

講義は、各専門分野における基本的理論と方法論の学習に重点を置いている。演習は、各専門分野の最先端の研究成果を学ぶとともに、フィールドワーク等を通して、実践的方法とその成果の学習に重点を置いて開講している。また、実習は、専門看護師養成プログラムの科目であり、高度な実践、教育、相談、連携調整等の能力、さらに研究や倫理的な判断に基づく看護実践能力を育成することを目標としている。特別研究は、研究能力養成コースの科目であり、3領域毎に「地域看護学特別研究」「生活看護学特別研究」「看護実践論特別研究」を配置し、論理的・総合的思考力と研究実践能力を育成する。また、課題研究は、高度専門職業人養成コースの科目であり、高度な看護実践に際し課題となることを科学的視点、理論的根拠に基づいて解決する能力を育成する。

(看護学研究科博士後期課程)

基本科目は講義科目であり、専門科目には必修の講義科目のほか、選択科目として3つの演習科目を配置し、生涯健康支援看護学特別研究を修得する。

看護学研究科は、履修科目の上限設定はしていない。博士前期課程・後期課程ともに社会人学生が多く、長期履修制度を活用している学生も多い。そこで、社会人学生、長期履修学生等の履修状況に応じて、夜間開講、土曜開講、サテライトキャンパスでの開講を実施している。

高度専門職業人養成コースにおける課題研究については、履修スケジュールと到達目標を検討し(平成22年11月)、原則として研究能力養成コースと同じにすることを決定し、計画的に課題研究に取り組む体制とした。また、長期履修学生における研究計画発表会、倫理委員会への審議申請、研究計画書提出のスケジュールを検討し、年に2回の対応を決定した(平成23年度)。

また、博士前期課程への入学と入学後の計画的な履修に向けて、科目等履修生を受け入れている。

一部の講義については、前期課程・後期課程学生の相互聴講、担当教員以外の教員参加により参加自由度を高め、専攻領域を超えたディスカッションの機会を設けている。後期課程の演習科目では合同ゼミ(3科目)を設けている。また、研究遂行能力の向上を目指した研究セミナーを年1回開催している。(資料4(Ⅲ)-11 宮城大学大学院看護学研究科セミナー)

研究指導・学位論文に係る指導体制・指導方法は、「履修ガイド」に関係規程(学則、学位規程、看護学研究科履修規程、看護学研究科学位論文審査要綱等)とともに、研究スケジュールの概要(博士後期課程)および学年暦を明示している(資料4(Ⅲ)-12 看護学研究科履修ガイド p119-138,141-156)。

研究指導教員は、主研究指導教員と副研究指導教員からなり、研究指導体制は、博士前期課程・博士後期課程ともに、主・副研究指導教員による個別研究指導及び研究科担当教員による集団研究指導体制によって行っている。

博士前期課程においては、主研究指導教員は入学直後に決定し、学生は研究指導を受けた上で、年2回(7月、2月)の研究計画発表会で研究科担当教員の集団指導を受ける。研究計画書は宮城大学看護学部・研究科倫理委員会からの承認を得た後に、主研究指導教員に提出する。計画書の提出後、主・副指導教員による個別研究指導が学位論文

作成まで継続的に行われる。

博士後期課程においては、主研究指導教員は入学直後、副研究指導教員は5月に決定する。1年前期の研究方法特論と1年～3年次の特別研究は、主・副研究指導教員による個別研究指導、研究方法特論担当の全教員で行う小集団指導、特別研究担当の全教員で行う大集団指導を組み合わせた体制で行っている。学生個人の進捗状況に応じて、倫理審査、研究計画書の提出、教授会の承認を行っている。

<6>事業構想学研究科

(事業構想学研究科博士前期課程)

講義科目については、各領域の専門科目のほかに、幅広い分野と見識の修得のために、領域を超えた共通科目として、専任教員ならびに学外講師による特別講義を開講する。研究指導のために領域ごとに演習科目を設けている(資料4(Ⅲ)-13 事業構想学研究科履修ガイド p12)。

高度職業人養成コースでは、実務インターンシップを基本とする「プロジェクト研究」、学術研究コースでは、グローバルな研究能力を養う「英語特論」を必修としている(資料4(Ⅲ)-13 事業構想学研究科履修ガイド p11,12)。

履修科目の上限設定はしていない。

社会人学生が多いことから、夜間開講、サテライトキャンパスでの開講を実施している(ビジネスマネジメント特別講義、ビジネスプランニング特別講義)。

他大学出身者、他分野出身者等に対して、専攻領域での知識バランスを補うために、所属教員のオムニバスによる共通科目として、「事業構想基礎講座」を開講している。

これまでの社会での実務経験やインターンシップ経験等をもとに、それぞれの専門とする業界における事業(プロジェクト)を俯瞰的に調査・分析を行うプロジェクト研究では、指導の充実のために、テーマ設定から最終レポートまで指導教員および副指導教員により指導を行う複数指導体制をとっている(資料4(Ⅲ)-13 事業構想学研究科履修ガイド p12)。

また、博士前期課程への入学と入学後の計画的な履修に向けて、科目等履修生の受け入れを行っている。

事業構想学博士前期課程は、4つの専門領域で計20名の定員で構成されているため、講義は少人数の履修生に対するゼミ形式で行われることになり、主体的な参加が重要視される。また、プロジェクト研究や空間デザイン特別演習では、インターンシップなど、実務における実践教育を伴うため、学生の主体性が求められることになる(資料4(Ⅲ)-13 事業構想学研究科履修ガイド p11-14、資料4(Ⅲ)-14 プロジェクト研究テーマ一覧)。

修士研究(修士論文あるいは特定課題)は、指導教員の指導のもとに研究計画を練り、1年次後期終了及び2年次前期終了時に中間発表を行う(資料4(Ⅲ)-15 修士研究(修士論文あるいは特定課題)テーマ一覧)。

修士研究(修士論文あるいは特定課題)の指導およびプロジェクト研究の指導に当たっては、主・副の複数指導教員が担当する。

(事業構想学研究科博士後期課程)

正指導教員の特別演習と事業構想学特別研究、正指導教員と同じ領域で系が異なる副指導教員の特別演習を履修し、2名の教員（正指導教員、副指導教員）が有機的に履修、演習研究指導に当たっている（資料4(Ⅲ)-13 事業構想学研究科履修ガイド p28）。

履修科目の上限設定はしていない。

博士論文をまとめる上での補助科目に相当する産業・事業システム特別演習Ⅰ（事業計画系）及び地域・社会システム特別演習Ⅰ（事業計画系）、産業・事業システム特別演習Ⅱ（デザイン情報系）及び地域・社会システム特別演習Ⅱ（デザイン情報系）を設けている。学生が専攻する領域の正指導教員の特別演習Ⅰ又はⅡと事業構想学特別研究、および正指導教員とは領域は同じであるが系が異なる副指導教員の特別演習Ⅱ又はⅠを履修することで、系の異なる2名の教員によって、より多角的かつ学際的な研究を推進できるような教育指導を可能にしている（資料4(Ⅲ)-13 事業構想学研究科履修ガイド p28）。

研究指導教員の指導のもとに、1年前期末までに博士論文の研究計画書を立案し、博士論文作成、並びに、学会等への査読論文の作成・投稿を行う。2年後期末までには、博士論文の研究中間会開催を義務付け、研究科内から広く意見を求める。3年後期中間には、博士論文予備審査（提出資格審査）を行う（合格者は博士論文提出資格を持つ）。

<7>食産業学研究科

授業形態は、講義と演習に大別される。実験・実習科目はインターンシップの1科目のみである。少人数教育の利点を活かして、演習科目を中心に、専任の指導教員によるきめ細かな指導を行っている。特に、食産業学特別研究では、指導教員と大学院生が緊密な連絡を取り合いながら研究を進めている（資料4(Ⅲ)-16 指導教員名簿）。

履修登録単位数の上限は設定していない。なお、宮城大学学則第69条の規定に基づき、宮城大学大学院長期履修規程を設け、長期履修を認められた者は、在学年限を修士課程においては4年としている。

また、社会人学生の場合、成績優秀な者は1年間の在学期間で修了することができる。成績優秀な者としての認定については研究科教授会で審査する。なお、1年間の在学で終了する場合は「食産業学特別研究」ではなく「プロジェクト研究」の履修によってその研究成果をとりまとめることとなる。

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導については、入学から終了までの研究指導のスケジュールを履修ガイドに明示し、研究指導・学位論文作成指導について教員および学生に周知している（資料4(Ⅲ)-17 食産業学研究科履修ガイド p14）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1>大学全体

シラバスは、全学で統一された様式で、毎年度1年間に開設するすべての授業科目について作成している。作成したシラバスは、年度が始まる前に、ホームページに掲載し、学生及び社会一般からも閲覧可能となっている。

シラバスに記載する事項は、科目名、担当教員、開講学期、単位数、対象年次、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価方法・評価基準、教科書、参考書、備考（履修条件等）である。特に、「授業概要」と最終的な「到達目標」を示した上で、それを達成するための授業 15 回すべてについて概要を明らかにしており、目標と達成方法（講義内容）、評価（達成度評価）を一連の脈絡で提示している。また、評価方法・評価基準では、期末試験、中間テスト、課題レポート等の評価につながるすべての要素の割合も明示している。

同一科目を複数クラスに分けて行う授業については、担当教員が合議して一つのシラバスを作成しており、また、一つの科目を複数回ずつ教員が分担して行う授業については、各回の分担教員名を外部講師も含めて明記し、責任教員が全部の回を調整して取りまとめてシラバスを作成している。

担当教員が作成したシラバスの原案は、各学部・研究科の教務担当教員がすべてチェックし、不備等を担当教員が再作成した上で公表している。

シラバスに記載する事項は、全学の学務入試委員会で、毎年見直しており、到達目標と成績評価基準を明示する、到達目標を3点示す、15回の授業計画を回ごとに示す、など順次改善を行っている（資料 4(Ⅲ)-1,4(Ⅲ)-18,19 授業計画）。

実際に行われた授業内容・方法が、提示したシラバスと整合性がとれていたかについては、授業科目について実施する受講学生による授業評価の質問項目として取り入れて確認している（資料 4(Ⅲ)-20 授業評価の実施・評価結果）。

<2>看護学部

<1>大学全体を参照（全学で共通した取扱のため）。

<3>事業構想学部

<1>大学全体を参照（全学で共通した取扱のため）。

<4>食産業学部

<1>大学全体を参照（全学で共通した取扱のため）。

<5>看護学研究科

<1>大学全体を参照（全学で共通した取扱のため）。

<6>事業構想学研究科

<1>大学全体を参照（全学で共通した取扱のため）。

<7>食産業学研究科

<1>大学全体を参照（全学で共通した取扱のため）。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1>大学全体

本学の授業科目の成績は、シラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度を、原則として試験によって評価し、「秀」「優」「良」「可」「不可」で表示している。（資料 4(Ⅲ)-21 学則第 26 条）

各授業科目の成績評価基準は、シラバスにおいて、定期試験、小テスト、演習課題等の評価項目と配点比率を明記している。

成績は「秀：90点以上」「優：80点以上90点未満」「良：70点以上80点未満」「可：60点以上70点未満」を合格とし、所定の単位を与えている。(資料4(Ⅲ)-22 看護学部履修規程第6条、資料4(Ⅲ)-8 事業構想学部履修規程第7条、資料4(Ⅲ)-10 食産業学部履修規程第8条)

なお、平成21年度以前は、「秀」「優」はすべて区分せずに「優」とする4段階評価であったが、平成22年度から現行の5段階評価に改定している。

単位認定については、学部等の教務委員会による審査、教授会の議を経ることとなっており、厳格に行っている。

学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位、大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等については、学則等の定めるところに従い、学部等の教務委員会による審査、教授会の議を経る、2段階のチェック体制を敷いて単位認定を行っている。(資料4(Ⅲ)-21 学則第53-55条、第67-68条)

なお、既修得単位の認定については、「宮城大学の学生による他学部・他学科等授業科目の履修等実施要領」に定めて、教務委員会の審査と教授会の認定のもとに厳正に運用している。仙台圏の大学での単位互換制度(学都仙台単位互換ネットワーク)を利用した単位については出願時にも審査を行っている。

<2>看護学部

<1>大学全体を参照。

既修得単位の単位認定については、平成19年度より、「既修得単位の認定基準」を整備して、個別認定に関する基準を設け、単位数と時間数の関係、内容が確認できるシラバス等によって、担当教員による審査し決定している。

編入生については、看護師、保健師国家試験受験資格のために必要な科目は、一括認定として、看護師の場合は、専門基礎科目で12単位、専門科目51単位、保健師の場合は、専門基礎科目4単位、専門科目12単位を認定し、卒業要件単位に算入している。

また、他大学等ですでに単位を修得していても「基礎ゼミ」「看護マネジメントⅠ、Ⅱ」「総合実習」「卒業研究」は、必修科目として位置付けている。

なお、「既修得単位の認定基準」については、平成24年度の保健師課程のカリキュラムの変更を受けて、修正を行った。

(資料4(Ⅲ)-23 看護学部編入学生履修要項、資料4(Ⅲ)-24 既修得単位の個別認定に関する基準)

<3>事業構想学部

<1>大学全体を参照。

<4>食産業学部

<1>大学全体を参照。

<5>看護学研究科

<1>大学全体を参照。

<6>事業構想学研究科

<1>大学全体を参照。

<7>食産業学研究科

<1>大学全体を参照。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<1>大学全体

学生による授業評価を演習も含みすべての授業科目で行っている。平成22年度まではウェブの評価システムが用いられていたが回答率が低下したためあえて紙ベースのマークシートと自由記述による方式に変更した。評価項目はシラバスの各項目とも対応づけられた14問の選択式(マークシート)と3問の自由記述からなる(資料4(Ⅲ)-25 授業評価シート(記入例))。評価は匿名で行われ、非常勤講師によるものやオムニバスのもも含め全科目で実施される(オムニバスのものについては講師毎に実施)。評価結果は集計され自由記述部分の記述とともに教員にフィードバックされる。教員はそれらに対し改善案をコメントバックすることが求められる。学生の意見を参考に教員が授業の自主向上方策を回答している。この評価結果とそれに対する教員からのコメントは、すべての学生がいつでも閲覧できるよう、事務室の窓口に備え付けている(資料4(Ⅲ)-20 授業評価)。

また、全学FDを年1回、共通教育FDを年1回、各学部FDを年1回、各研究科FDを年1回行い、専任教員は全員参加することとしている。

<2>看護学部

授業評価は、非常勤講師の科目も含めて、全科目に実施している。自由記述欄に記載された学習する上でプラスになった点、マイナスになった点、意見・参考・要望等について、科目ごとに自己点検し、改善点等を明記し、学内公開とし、学生も自由に閲覧できるように、看護学部受付に配架している。(資料4(Ⅲ)-20 授業評価)

また毎年教務委員会が中心となってFDを企画・実施し、教育課程や教育内容・教育方法の改善に努めている。

<3>事業構想学部

定期的にFDを実施して、教育課程や教育内容・方法の改善に努めている。

<4>食産業学部

定期的にFDを実施して、教育課程や教育内容・方法の改善に努めている(資料4(Ⅲ)-26 食産業学部FD資料)。

<5>看護学研究科

教員の教育・研究指導の改善については、本学全体でのFDとともに、看護学研究科のFDを毎年開催している。FDは研究科を担当する全教員の参加が義務とされ、半日を使って、事前に配付された資料等をもとに、趣旨説明、グループワーク、全体討議を行って報告書にまとめ、成果を改善に繋げている。(資料4(Ⅲ)-27 看護学研究科FD研修会開催実績)

看護学研究科を修了した学生には、学位記授与式の終了後に、修了生アンケートを毎年実施しているが、これに加えて平成23年度より在学生アンケートも実施している(講義科目・内容に関する評価・希望等、研究指導体制について等)(資料4(Ⅲ)-28 修了生アンケート、資料4(Ⅲ)-29 在校生アンケート)。これらのアンケートは、年度当初に結果を分析して教授会で報告している。前期課程のアンケート結果より、研究計画を立てる段階から複数の指導教員による指導強化の必要性が検討され、研究計画書の提出前に副研究指導教員の決定を行えるよう、看護学研究科履修規程の一部改正を行った。(資料4(Ⅲ)-30 宮城大学大学院看護学研究科履修規程の一部改正について)

<6>事業構想学研究科

学外への公開授業としている「ビジネスマネジメント特別講義」「ビジネスプランニング特別講義」については、個々にアンケート調査を行っている。(資料4(Ⅲ)-31 ビジネスマネジメント特別講義アンケート(2011・2012)、資料4(Ⅲ)-32 ビジネスプランニング特別講義アンケート(2011・2012))

<7>食産業学研究科

定期的にFDを実施して、教育課程や教育内容・方法の改善に努めている(資料4(Ⅲ)-33 食産業学研究科FD資料)。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<2>看護学部

具体的な授業の改善については、FDを通して検討している。平成22年度FDでは、学生の「のれる授業」「のれない授業」等のアンケートを分析して、「学ぶべき授業の目的が明確であること」「具体的にイメージできる」「重要なポイントが分かる」「講義の流れにメリハリがある」「学生のレベルに合わせている」「グループワークを入れる等学生参加型である」等が示され、授業の具体的な改善点を支援した資料としている。(資料4(Ⅲ)-34 平成22年度FD報告書)

<3>事業構想学部

- 1) 早い年次からグループワークやプレゼンテーションの体験を積むことで、本学部学生のコミュニケーション能力は学外からも高い評価をうけている。地域企業や自治体への提言を行ったり、各種コンペティションで賞を受けたりと、在学時から外部に対しての活動が盛んに行われていることも一つの効果と考えられる。

- 2) 到達目標とそれをブレイクダウンした授業計画、さらに到達目標に基づく評価方法・評価基準が明示されたことによって、教員と学生の双方が授業内容の適切さや進捗を同じ基準で判断できることとなった。また、全教科で実施している授業評価に対しても明確な根拠が与えられることとなった。
- 3) シラバスで科目毎の評価方法・評価基準を明示し、また2重のチェック体制を敷くことで、より客観的な評価が担保されている。
- 4) 実施率・回収率の改善に向けて取り組んだ結果、平成24年度後期において、非常勤講師も含め前期担当全科目83科目のうち82科目で授業評価を実施、また実施されなかった科目も含め全科目平均で回収率73.4%を達成している。(資料4(Ⅲ)-35 H24年度後期授業評価実施状況一覧)

<4>食産業学部

授業評価の平成23年度の回収率は前期が平均90%、後期が87%と高く、ここ数年ほぼ横ばいである。評価および学生のコメントを基に、教員の授業改善がなされ、授業評価ポイントは確実に高くなっている(資料4(Ⅲ)-36平成23年度授業評価結果)。

<5>看護学研究科

- 1) 修了生および在校生に対してのアンケートを実施し(資料4(Ⅲ)-28修了生アンケート、資料4(Ⅲ)-29在校生アンケート)、教育方法や学習指導の課題を明確にしてきた。この結果、「看護研究特論」(前期)に加えて「看護研究特論Ⅱ」(後期)を配置し、副研究指導教員の選定期を早めて複数教員による指導体制を強化した。また、研究計画発表会・倫理委員会申請・研究計画書の提出等のスケジュールの見直しにつながり、博士前期課程では年2回のスケジュールを設定した(資料4(Ⅲ)-37学位論文研究計画書の提出及び看護学部・看護学研究科倫理委員会の審議申請について)。
- 2) 看護学研究科では、社会人学生がほとんどを占めることから、前期課程においては、授業科目ごとに履修学生の状況に応じて夜間開講を実施し、後期課程においては、土曜開講としている後期1科目を除き、全科目(前期5科目、後期4科目)が夜間開講を行っている。また、前期課程においては3科目、後期課程では1科目が土・日曜日開講を実施している。平成24年度からは、仙台駅に近いサテライトキャンパスでの講義を行っている。
- 3) また、長期履修制度を活用している学生が多く(資料4(Ⅲ)-38長期履修許可申請一覧)、履修の進捗状況を把握するために、在籍する個々の学生の履修状況を一覧表にまとめて管理・指導している(資料4(Ⅲ)-39長期履修学生の履修状況一覧(平成22年度入学生))。

<6>事業構想学研究科

- 1) 博士前期課程における修士研究およびプロジェクト研究といった複数教員による研究指導が定着してきており、専門分野の異なる様々な教員の組合せによって多角

- 的な視点での指導が行える（資料4(Ⅲ)-15 修士研究（修士論文あるいは特定課題）テーマ一覧、資料4(Ⅲ)-14 プロジェクト研究テーマ一覧）。
- 2) シラバスに各回の講義内容を具体的に示すことで、学生にとって講義内容をあらかじめ把握した上で講義に臨めることから、少人数の講義の中でより高密度の議論が行えるようになっている（資料4(Ⅲ)-40 平成25年度シラバス記載要領）。
- 3) 事業構想学研究科博士前期課程の平成23年度前期開講科目の成績分布は、「秀」40%(平成22年度前期40%)、「優」39%(同44%)、「良」8%(同9%)、「可」2%(同2%)、「不可」11%(同5%)、後期開講科目の成績分布は、「秀」45%(平成22年度後期44%)、「優」39%(同37%)、「良」2%(同9%)、「可」3%(同1%)、「不可」12%(同9%)であった。前年度と多少の変動はあるが、分布傾向としては大きな相異が認められるわけではなく、成績評価基準にしたがって評価が行われているとみられ、シラバスに「評価方法・評価基準」を明記したことの効果が考えられる。
- 4) 「ビジネスマネジメント特別講義」「ビジネスプランニング特別講義」で行っているアンケート調査は、学外からの受講者による要望などを把握することができることから、次年度の特別講義の内容やプログラム編成などに活用できる（資料4(Ⅲ)-31 ビジネスマネジメント特別講義アンケート(2011・2012)、資料4(Ⅲ)-32 ビジネスプランニング特別講義アンケート(2011・2012)）。

<7>食産業学研究科

少人数教育の利点を活かして、演習科目を中心に、指導教員によるきめ細かな指導を行っている。その結果、成績は極めて良好である（資料4(Ⅲ)-41 食産業学研究科成績表）。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

- 1) 科目内での評価基準は明らかにされているものの、科目間で比較すると「秀」「優」が逆転している等いまだに基準はまちまちというのが現状である。単位認定基準は個々の科目担当教員の判断がベースとなっており、科目間での基準の統一が必ずしもとれていない。特に、5段階の分布については科目間での統一基準がないのが現状である。
- 2) 既修得単位の認定に関しては、グローバル人材育成を進めていく中での海外インターンシップや海外協定校への留学に対し、制度が整っていない現状がある。

<2>看護学部

学生の成績管理を行っていく上で、評価基準はシラバス等で明記しているが、評価の表現方法や評価配分の記載の有無や内容について科目間での統一が必要である。

<3>事業構想学部

年次科目配当自体は講義科目間あるいは講義科目と演習科目との対応を考えて構

成されているが、履修要件の設定がないため必ずしもそれらの対応どおりに履修されていない面がある。また履修登録単位の上限はもうけたものの、同じく履修要件等の設定がないことにより年次ごとの履修数のアンバランスは完全には解消されていない。また、3年間在学後に卒業研究の履修ができるかのみ審査が行われているだけで進級制度が無いため、学修が遅れている学生へのフォローが後手に回ってしまう点も指摘できる。

<4>食産業学部

履修モデル制により、学科ごとにすべての科目を履修できる体制を取っている。しかし、科目数が多く、すべての科目を取れるように時間割に組み込むことが困難な状況にある。また、内外の状況に合わせ新たな科目を増やした場合、時間割に組み込めない状況にある。

<5>看護学研究科

社会人学生がほとんどを占めることから、夜間開講・土日開講・サテライトキャンパスを活用した学習支援を行っているが、授業の時間割調整が困難であり、全体の授業実施状況が明確にされていない。

<6>事業構想学研究科

- 1) 博士後期課程において、博士論文合格者が1名にとどまっており、一方で、休学者が数多く発生している(資料4(Ⅲ)-42 事業構想学博士後期課程平成24年度修学状況)。
- 2) シラバスにおいて、科目毎の「評価方法・評価基準」は明確にすることができるようになったが、科目間の整合については、未調整である(資料4(Ⅲ)-40 平成25年度シラバス記載要領)。
- 3) 上記成績分布(事業構想学研究科博士前期課程の平成23年度前期開講科目の成績分布:「秀」40%(平成22年度前期40%)、「優」39%(同44%)、「良」8%(同9%)、「可」2%(同2%)、「不可」11%(同5%)、後期開講科目の成績分布は、「秀」45%(平成22年度後期44%)、「優」39%(同37%)、「良」2%(同9%)、「可」3%(同1%)、「不可」12%(同9%))において、「秀」「優」の比率が高い傾向がある。大学院では、定員数(前期課程20名)から、一般に科目毎の受講者が少ないため、必ずしも正規分布するとは考えられないが、成績分布のコントロールについて、検討の余地がある。
- 4) 定員数(前期課程20名)から、一般に各講義科目の受講者数が少ないため、授業評価の結果を統計処理することが困難である。

<7>食産業学研究科

各講義科目の受講者数が少ないため、授業評価の結果を統計処理することが困難である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<2>看護学部

F Dの内容を踏まえた授業改善の実施状況について、教務委員会が中心となって学生による授業評価の変化を点検していく。

<3>事業構想学部

- 1) 引き続き演習やPBLに基づく科目を重視しさらに効果的に運用できるよう工夫していく。とくに、新たに「インターンシップⅢ」「グローバル・インターンシップ」「学外研修」等の科目を配置して、外部との連携をさらに強化して学修指導をより実践的かつ効果的なものとする。(資料4(Ⅲ)-43 平成25年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要(学則・事業構想学部履修規程))
- 2) ウェブ上のシラバス更新・閲覧システムをさらに使いやすいものに改善すべく検討を開始する。
- 3) 今後も、教務委員会および教授会でのチェック体制を堅持し、さらに次の「改善すべき事項」でも挙げる方策等ともあわせより客観的で適切な単位認定制度の維持発展に努める。
- 4) 高い回答率とコメントバック率を維持しつつ、評価項目のアップデートと実施効率の改善を図る。

<4>食産業学部

学生による授業評価の高い回収率を維持しつつ、評価項目の改善を図る。また、教員評価に授業評価の結果を組み入れることで、個々の教員に対して授業改善の意識を促す。

<5>看護学研究科

引き続き、教務委員会による修了生および在校生へのアンケートを実施し、特に博士後期課程は平成24年度に完成年度を迎えることから、教育方法および研究指導体制の課題を明確にして改善を図る。

<6>事業構想学研究科

- 1) プロジェクト研究の成果を修士研究に発展させていくような研究指導を行うことで、実務プロジェクト対応の一貫した教育体系確立を図る(資料4(Ⅲ)-15 修士研究(修士論文あるいは特定課題)テーマ一覧、資料4(Ⅲ)-14 プロジェクト研究テーマ一覧)。
- 2) 大学院の講義において、研究環境、社会環境など、状況の変化に対応して柔軟に講義内容の修正・変更を行い、即時にシラバスに反映することで、より効果的な教育指導を行うよう、教員に促す(資料4(Ⅲ)-40 平成25年度シラバス記載要領)。
- 3) 引き続き成績分布をフォローしながら、成績評価基準のあり方、明示の仕方につ

いて標準化を図っていく。

- 4) 「ビジネスマネジメント特別講義」「ビジネスプランニング特別講義」と同様に、「空間デザイン特別講義」「情報デザイン特別講義」についても、学外公開を進め、学外からのニーズ把握（資料 4(Ⅲ)-31 ビジネスマネジメント特別講義アンケート(2011・2012)、資料 4(Ⅲ)-32 ビジネスプランニング特別講義アンケート(2011・2012)）を行うことで、本研究科の教育課程や教育内容・方法の改善、発展に役立てていきたい。

<7>食産業学研究科

少人数教育の利点を活かして、今後も指導教員によるきめ細かいな指導を続ける。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

- 1) 平成 25 年度からのカリキュラム改正において GPA を本格的に実施する予定であり、科目間の基準の統一を図る。成績分布のコントロール（「秀」割合の制限等）についても検討予定である。
- 2) 海外インターンシップや留学に対する単位認定制度も併せて整備する予定である。海外インターンシップに対しては従事期間に応じて段階的な単位付与を行うことが検討されている。留学先での習得単位についてはこれまで同様、学内に配置された科目との読み替えを行っていくほか、留学体験そのものに対し単位を付与することが検討されている。

<2>看護学部

各授業の評価基準について、外部講師が担当する科目も含めて、具体的な評価項目設定とそれぞれの項目の配分の明示等を行い、記載内容の統一を図る。（資料 4(Ⅲ)-1 授業計画、資料 4(Ⅲ)-40 平成 25 年度シラバス記載要領、資料 4(Ⅲ)-44 シラバス作成注意事項）。

演習や実習科目等、絶対評価の科目もあり、すべて同じ評価基準を適応できない場合もあるが、講義科目においては、成績の配分を考えた試験の実施等を行い、厳正な成績の管理を行うことも含め、平成 25 年度には、GPA 制度を導入する。

（資料 4(Ⅲ)-45 GPA 検討資料、資料 4(Ⅲ)-46 平成 25 年 2 月教授会会議録）

<3>事業構想学部

平成 25 年度からのカリキュラム改正において、科目の統廃合、開講期と必修の再検討を行うと同時に、これまで無制限だった他学科科目の履修を 10 単位までと制限することで履修モデルの実効化と年次毎の履修数のアンバランス解消を図る。またカリキュラム改正の科目の統廃合や新設によって学生ニーズとのミスマッチ解消を図ると同時に、2 年次から 3 年次、3 年次から 4 年次への各段階に進級制度と GPA を導入することにより学修が遅れた学生への早い段階でのフォローを可能にする。（資料 4(Ⅲ)-43 平成 25 年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要

(学則・事業構想学部履修規程)

<4>食産業学部

科目の見直しおよび内外の状況に合わせ新たな科目の増加に対して、科目の時間割での優先度を設定する。平成 25 年度から試験的に実施予定である (資料 4(Ⅲ)-47 平成 25 年度食産業学部カリキュラム案)。

<5>看護学研究科

夜間開講・土日開講・サテライトキャンパスを活用した学習支援は、個々の科目教員の対応では限界があることから、教務委員会を中心として運用システムを検討する。

<6>事業構想学研究科

- 1) 博士後期課程入学時に、研究発表・論文投稿の実績確認、博士論文の準備状況などを確認するとともに、後期課程進学を希望する前期課程学生の研究指導において、学会発表、査読論文投稿を推進、支援する (研究費の配分検討など)。
- 2) 成績分布のフォロー、「評価方法・評価基準」の分析などを行い、「評価方法・評価基準」の標準化を検討する。
- 3) 成績分布をフォローしながら、成績分布のあり方やコントロールの必要性について、検討を行う。
- 4) 受講者が少ない講義科目での評価については、定量的評価ではなく、自由記述コメントを充実するような指導を進めていく。

<7>食産業学研究科

受講者数の少ない科目の授業評価については、定量的評価は困難であるため、教務委員会で自由記述コメントを充実するような方法を検討中である。

4. 根拠資料

- 4(Ⅲ)-1 平成 24 年度授業計画 (看護学部) (既出 4(Ⅱ)-3)
- 4(Ⅲ)-2 基礎看護学実習要項
- 4(Ⅲ)-3 領域別看護学要項
- 4(Ⅲ)-4 総合実習要項 (看護学部)
- 4(Ⅲ)-5 平成 24 年度時間割 (看護学部) (既出 4(Ⅰ)-41)
- 4(Ⅲ)-6 履修ガイド (平成 24 年度) (既出 1-4)
- 4(Ⅲ)-7 卒業論文抄録集 (看護学部)
- 4(Ⅲ)-8 事業構想学部履修規程 (既出 4(Ⅰ)-10)
- 4(Ⅲ)-9 H24 年度チームプロジェクト研究テーマ一覧 (既出 4(Ⅱ)-31)
- 4(Ⅲ)-10 食産業学部履修規程 (既出 4(Ⅰ)-12)
- 4(Ⅲ)-11 宮城大学大学院看護学研究科セミナー

- 4(Ⅲ)-12 看護学研究科履修ガイド (既出 1-7)
- 4(Ⅲ)-13 事業構想学研究科履修ガイド (既出 1-8)
- 4(Ⅲ)-14 プロジェクト研究テーマ一覧 (事業構想学研究科) (既出 4(Ⅱ)-25)
- 4(Ⅲ)-15 修士研究 (修士論文あるいは特定課題) テーマ一覧 (事業構想学研究科)
(既出 4(Ⅱ)-24)
- 4(Ⅲ)-16 食産業学研究科教員名簿
- 4(Ⅲ)-17 食産業学研究科履修ガイド (既出 1-9)
- 4(Ⅲ)-18 平成 24 年度授業計画 (事業構想学部)
- 4(Ⅲ)-19 平成 24 年度授業計画 (食産業学部)
- 4(Ⅲ)-20 授業評価の実施・評価結果
- 4(Ⅲ)-21 宮城大学学則(既出 1-1)
- 4(Ⅲ)-22 看護学部履修規程 (既出 4(Ⅰ)-7)
- 4(Ⅲ)-23 看護学部編入学生履修要項
- 4(Ⅲ)-24 既修得単位の個別認定に関する基準 (看護学部)
- 4(Ⅲ)-25 授業評価シート (記入例)
- 4(Ⅲ)-26 食産業学部 FD 資料
- 4(Ⅲ)-27 看護学研究科 FD 研修会開催実績
- 4(Ⅲ)-28 修了生アンケート (看護学研究科)
- 4(Ⅲ)-29 在校生アンケート (看護学研究科)
- 4(Ⅲ)-30 宮城大学大学院看護学研究科履修規程の一部改正について
- 4(Ⅲ)-31 ビジネスマネジメント特別講義アンケート(2011・2012)
- 4(Ⅲ)-32 ビジネスプランニング特別講義アンケート(2011・2012)
- 4(Ⅲ)-33 食産業学研究科 FD 資料
- 4(Ⅲ)-34 平成 22 年度 F D 報告書 (看護学部)
- 4(Ⅲ)-35 H24 年度後期授業評価実施状況一覧 (事業構想学部)
- 4(Ⅲ)-36 平成 23 年度授業評価結果 (食産業学部)
- 4(Ⅲ)-37 学位論文研究計画書の提出及び看護学部・看護学研究科倫理委員会の審議申
請について
- 4(Ⅲ)-38 長期履修許可申請一覧 (看護学研究科)
- 4(Ⅲ)-39 長期履修学生の履修状況一覧 (看護学研究科平成 22 年度入学生)
- 4(Ⅲ)-40 平成 25 年度シラバス記載要領
- 4(Ⅲ)-41 食産業学研究科成績表
- 4(Ⅲ)-42 事業構想学博士後期課程平成 24 年度修学状況 (既出 4(Ⅰ)-33)
- 4(Ⅲ)-43 平成 25 年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要 (学則・事業構想
学部履修規程) (既出 4(Ⅰ)-36)
- 4(Ⅲ)-44 シラバス作成注意事項 (看護学部)
- 4(Ⅲ)-45 G P A 検討資料
- 4(Ⅲ)-46 平成 25 年 2 月教授会会議録 (看護学部)
- 4(Ⅲ)-47 平成 25 年度食産業学部カリキュラム案 (既出 4(Ⅰ)-37)

IV 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1>大学全体

学生の学業成績を測る基準としてグレードポイントアベレージ（GPA）を活用すべく、GPAによる成績と入学試験との関係を分析するなど一部導入している。平成25年度からGPAを本格的に導入することを目指している。

また、中期計画では、就職率100%～95%、看護師・保健師国家試験新卒合格率100%の達成目標を示している。

学生による授業評価をすべての授業科目で行い、学生の授業時間外での学修状況等を自己評価してもらっている。

また、学生自身による達成度評価として、卒業時にはすべての学生に満足度調査を行い、「所属した学部（学科）・研究科での各自の学習到達度」を調べている。卒業後については、平成22年度に看護学部で、平成24年度に食産業学研究科で一部行った。

<2>看護学部

本学部では、平成16年度に日本看護系大学協議会より公表された「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」に基づき、宮城大学の教育内容に適応させながら、評価指標の開発に取り組み、平成17年より試験運用し、平成22年度に「Ⅰ群：ヒューマンケアの基本に関する実践能力」「Ⅱ群：根拠に基づき看護を系統的に実践する能力」「Ⅲ群：特定の健康課題に対する能力」「Ⅳ群：ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力」「Ⅴ群：看護職者として研さんし続ける能力」の5つの群に対し、19の能力を大項目として、全78の評価項目からなる「学びの振り返り」を完成させ、入学時に、学生個々に配布し、4年間活用することとしている。

この「学びの振り返り」は、「運用基準」を設けて、2年次以後～4年卒業次まで、各実習を機会に開始前に自己評価を行い、実習終了後に教員との面接の際に、講義、演習、実習を振り返り、学習の成果を評価し、学生と教員で共有している。

平成23年1月に、日本看護系大学協議会より「学士課程のコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標—教育内容と学習成果—」が示され、平成23年度現在で使用している学びの振り返りの内容の比較検討し見直しを行った結果、内容に大きな齟齬はないことが確認され、平成24年度も使用している。（資料4(IV)-1 学びの振り返り、資料4(IV)-2 学びの振り返り運用基準、資料4(IV)-3 学びの振り返りと「学生課程のコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標」の対比表）

- 1) 前項の「学びの振り返り」を用いて、学生が自己評価を行っている。
- 2) 卒業後の評価については、平成22年度に開学14年を迎え、大学院看護学研究科博士後期課程が設置されたことを機会に、卒業生855名を対象に卒後の動向調査を行

った。回収率は45.1%であるが、そのうち、91.9%が就業しており、病院勤務が60.5%であった。所在地は、宮城県が56.6%で、東北地方在住が88%を占め、宮城県を中心に東北地方に貢献していた。在学中の「卒業研究」「看護情報学」「幅広い講義内容」「多様な実習施設」「臨地実習」「学内演習」「総合実習」等に対する教育内容に対し、肯定的評価が得られている。

(資料4(IV)-1 学びの振り返り、資料4(IV)-4 卒業生の動向調査報告書「宮城大学看護学部卒業生の動向からみたキャリア開発支援と地域貢献への課題」)

3) ディプロマポリシーに基づき、各個人の成績判定を、学年ごとに行い、進級判定を確認し、卒業時点で、4年間成績、単位修得状況を確認し、卒業判定を行っている。さらに、成果として、看護師、保健師国家試験合格率、学生の進路状況、養護教諭一種免許取得結果が挙げられるが、看護師国家試験、保健師国家試験とも高い合格率を維持している。また、就職希望者についても、看護師、保健師、養護教諭として、100%就職し、医療の担い手としての輩出に成果を上げている。

(資料4(IV)-5 国家試験合格率、資料4(IV)-6 養護教諭一種免許取得人数、資料4(IV)-7 就職状況)

<3>事業構想学部

1) 教育目標として謳われている「各種事業を総合的にプロデュース」できる能力は、在学中の学外との連携活動や各種コンペティションの受賞、卒業後の就職や進学で発揮されている。

2) 履修ガイドに教育目標(ディプロマポリシー)と、それを個々の科目にブレークダウンした履修モデルとして明示し、それに基づいて3年在学後の卒業研究履修要件また4年在学後の卒業要件として、教務委員会と教授会での厳正な審査を経て卒業認定と学位授与が行われている。また学生自身による達成度評価として卒業時に満足度評価も行っている。教育目標に掲げられている涵養する能力は「各種事業を総合的にプロデュース」できる力であり、これは必ずしも数値化できるものではないが、在学中からの社会との連携活動やコンペティションでの受賞や、就職率や就職先からの評価等にその成果は反映されている(資料4(IV)-8 大学案内 p8,22,26、資料4(IV)-9 学生満足度評価集計結果、資料4(IV)-10 学長賞一覧)。

<4>食産業学部

ディプロマポリシーに基づき履修した科目について、学期ごとに学生の成績判定を教授会で行い、3年在学後には卒業研究履修要件を設け、学生の学習成果を確認している。個々の科目の評価方法は各教員に任されているが、シラバスにその基準を明確化することにより、学生にもその基準を周知している。卒業後の進路を見ると、ファームビジネス学科では卸売・小売業が19%、製造業が14%、複合サービス事業が14%、農林水産業が12%、フードビジネス学科では製造業が39%、卸売・小売業が21%、環境システム学科では公務員が19%、専門技術サービス・研究が13%、製造業が10%、通信運輸が10%となっており、教育目標に沿った人材を世の中に輩出している。

<5>看護学研究科

(看護学研究科博士前期課程)

看護学研究科の教育目標は、「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践能力を備える専門的な看護職」を養成することとしている。平成19年度～23年度までの修了生は7～10名で、修士論文テーマは多岐にわたる。(資料4(IV)-11 看護学研究科修士論文一覧)

看護学研究科は社会人が多く、とくに宮城県内の医療福祉施設、看護教育職に従事しているものを多く受け入れており、地域現場の課題解決に貢献している。感染看護学分野を修了した1名は感染看護専門看護師として活躍している。

(看護学研究科博士後期課程)

平成22年度に開設した看護学研究科博士後期課程については、完成年度は24年度であるが、現在、在籍しているものは1年次5名、2年次3名、3年次3名である。学生は全員が社会人であり、長期履修制度を利用している者は1年次の3名を除く8名となっているため、最初の博士号取得者は25年度になる予定である。

<6>事業構想学研究科

1) 博士前期課程では、修士論文または特定課題の成果について、最終試験に至るまでに、1年次後期末および2年次前期末の2回中間発表会を行っており、進捗状況を確認するプロセスを設けている。(資料4(IV)-12 平成24年度事業構想学研究科(博士前期課程) 学年暦)

博士後期課程では、前期末および後期末の年2回中間発表会を設けており、博士論文の進捗状況を確認できるようにしている(資料4(IV)-13 平成24年度事業構想学研究科(博士後期課程) 学年暦)。なお、博士論文予備審査申請を行う場合、申請の前年度末までに少なくとも1回の中間発表会を行うことを義務づけている。

2) 博士前期課程では、平成19年度以降の入学者は毎年21～23名であり、19～21年度入学生の21名が修了している(21年度入学生については、2名が在学中であり、最終的には23名全員修了の見込みである(資料4(IV)-14 事業構想学博士後期課程平成24年度修学状況一覧)。22年度入学生については、15名修了であるが、現在4名が在学中であり、最終的には19名の修了が見込める。

博士後期課程では、平成20年度の開設以降、20名が入学しており、うち1名が学位取得修了しており、1名が単位取得満期退学である(現在の在籍者16名、他2名が自己都合による中途退学)。

<7>食産業学研究科

修士論文の成果について、最終試験に至るまでに、2年生を対象に9月下旬に中間発表会を行い、2月中旬に最終試験の発表会を行っている。平成21年度以降の入学者数・修了者数および修士論文テーマは表(資料4(IV)-15 入学者数・修了者数および修士論文テーマ)に示す通りであり、開設初年度を除き毎年定員を充足している。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

<1>大学全体

学士の学位の授与の要件は次のとおり（資料 4(IV)-16 学則第 28 条）。

- ・ 学士課程に 4 年以上在学していること。
- ・ 所定の授業科目の単位を修得していること。

修士または博士の学位の授与の要件は次のとおり。（資料 4(IV)-16 学則第 70-71 条、資料 4(IV)-17 学位規程第 3 条）

- ・ 修士は、修士課程（又は博士前期課程）に 2 年以上在学（博士は、博士後期課程に 3 年以上在学）していること。
- ・ 所定の授業科目を履修の上、修士は 30 単位以上（博士は 16 単位以上）を修得していること。
- ・ 必要な研究指導を受けた者のうち、修士は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査（博士は、博士論文の審査）および最終試験に合格すること。
- ・ このほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は授与することができる。

学位授与手続については、研究科に置かれた主査 1 名、副査 2 名からなる学位論文審査会で論文の審査および最終試験を行い、次に、審査結果は研究科教授会の議に付され、学長が認定することが定められている。（資料 4(IV)-17 学位規程第 6-7 条）

<2>看護学部

学位の授与については、「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を養成するという目標に達したものと認め、学士（看護学）の学位を授与する」とディプロマポリシーに明記し、学位授与基準として、「就業年限を満たすこと」「共通教育科目 25 単位、専門基礎科目 23 単位、専門科目 78 単位、合計 126 単位を修得することを明示している。

卒業判定に関しては、各人の 4 年間の成績と単位数取得の確認を、教務委員会で行った後に、教授会での審議をもって学位の授与を決定している。

（資料 4(IV)-18 教務委員会会議録、資料 4(IV)-19-教授会会議録）

<3>事業構想学部

履修ガイドに教育目標とそれに基づいて履修モデルを明示している（資料 4(IV)-20 履修ガイド p24,35-41）。それらに対する達成度はまず 3 年間在籍後に卒業研究の履修要件（資料 4(IV)-21 事業構想学部履修規程別表 3）という形で教務委員会および教授会で審査される。さらに卒業研究を含む履修を終えると、卒業要件（資料 4(IV)-21 事業構想学部履修規程別表 2）に基づき教務委員会および教授会の 2 段階で達成度が精査、承認され、初めて学位が授与される。（資料 4(IV)-22 事業構想学部教務委員会・教授

会議事録（卒業研究履修判定、卒業判定）

<4>食産業学部

学位の授与については、「食産業に関する幅広い科学的知識と技術をもち、ビジネスマインドに溢れる人材に至ったものと認め、学士（食産業学）の学位を授与する。」とディプロマポリシーに明記し、学位授与基準として、「修業年限を満たすこと。」「共通教育科目 29 単位以上、学科ごとに定める専門教育科目 99 単位以上、合計 128 単位以上の卒業必要単位を修得する。」ことを明示している。

卒業判定に関しては、各人の 4 年間の成績と単位数取得の確認を、教務委員会で行った後に、教授会で審議し、決定をもって学位の授与を決定している。

（資料 4(IV)-23 教務委員会会議録、資料 4(IV)-24 教授会会議録）

<5>看護学研究科

看護学研究科の修了認定基準は、大学院案内、履修ガイドといった刊行物やホームページに明示している（資料 4(IV)-25 大学院案内、4(IV)-26 看護学研究科履修ガイド）。

学位論文の審査体制、審査手続きについては、学位規程において論文審査及び最終試験、審査結果の報告等に関する手続き等を明示している。担当教員による成績判定および学位論文審査委員会による修士論文の審査・最終試験結果について、研究科教務委員会において単位取得確認、審査・最終試験結果の確認を経て、教授会で学位授与の決定を行っている。

<6>事業構想学研究科

平成 22 年に事業構想学研究科ディプロマポリシーを策定した。

博士前期課程における修了認定に関しては、担当教員による成績判定および学位論文審査委員会による修士論文（または特定の課題研究成果）の審査・最終試験を行った後、教務委員会における科目別・学生別の単位取得状況確認、審査・最終試験結果の確認を経て、教授会での審議、修了認定を行い、学位授与の可否決定を行っている。（資料 4(IV)-27 事業構想学研究科履修ガイド p11-14、同 p96-101 事業構想学研究科履修規程、同 p102-107 事業構想学研究科学位論文審査要綱、資料 4(IV)-28 学位論文審査委員会の運営に関する申し合わせ）

博士後期課程における修了認定に関しては、担当教員による成績判定および予備審査委員会による博士論文予備審査（提出資格審査）、学位論文審査委員会による審査・最終試験を行った後、教務委員会における科目別・学生別の単位取得状況確認、審査・最終試験結果の確認を経て、教授会での審議、修了認定を行い、学位授与の可否決定を行っている。（資料 4(IV)-27 事業構想学研究科履修ガイド p27-29、同 p96-101 事業構想学研究科履修規程、同 p102-107 事業構想学研究科学位論文審査要綱、資料 4(IV)-28 学位論文審査委員会の運営に関する申し合わせ、資料 4(IV)-29 博士論文予備審査委員会申し合わせ）

<7>食産業学研究科

平成 22 年に食産業学研究科ディプロマポリシーを策定した。

修了認定に関しては、担当教員による成績判定および学位論文審査委員会による修士論文の審査・最終試験を行った後、教務委員会における科目別・学生別の単位取得状況確認、審査・最終試験結果の確認を経て、教授会での審議、修了認定を行い、学位授与の可否決定を行っている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<2>看護学部

日本看護系大学協議会の「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」に基づき、宮城大学の教育内容に適応させ、学生の自己評価表となる宮城大学看護学部オリジナルの「学びの振り返り」を作成し活用している。この「学びの振り返り」を効果的に活用するため、「運用基準」を設けて、1年次～4年卒業次まで、各実習を機会に開始前に自己評価を行い、実習終了後に教員との面接の際に、講義、演習、実習を振り返り、学習の成果を評価し、学生と教員で共有している。
(資料 4(IV)-18 平成 23 年度第 16 回臨時教務委員会議事録、資料 4(IV)-19 平成 23 年度第 12 回教授会議事録、資料 4(IV)-1 学びの振り返り、資料 4(IV)-2 学びの振り返り運用基準)

<3>事業構想学部

- 1) 社会との連携の中で様々な活動が行われ、また、各種コンペティションでも多くの賞を受けている。また、就職難とされる中、さらに 2011 年の東日本大震災の被災県下にあつて、就職率も高い水準を維持している。(資料 4(IV)-8 大学案内 p8)

在学中の社会との連携活動は学外からも高い評価を受けている。また各種コンペティションにおける受賞数も多い。さらに、就職・進学率も高く、その内容としても社会の中核を担うような就職先・進学先が多い。(資料 4(IV)-8 大学案内 p22,26)

- 2) 教務委員会と教授会の 2 段階で審査することで、履修規定に定められている卒業要件に基づき厳正な卒業認定・学位授与が行われている。

<4>食産業学部

就職率は 100% で、教育目標に沿った人材を多数輩出している。

教務委員会と教授会の 2 段階で審査することで、履修規定に定められている卒業要件に基づき厳正な卒業認定・学位授与が行われている。

<5>看護学研究科

- 1) 博士前期課程での研究指導は、年 2 回の研究計画発表会を設け、学生の学習状況に対応した集団研究指導体制を整備した(資料 4(IV)-30 研究計画発表会)。平成 19 年度の修了生からは、主研究指導教員と 2～3 名の副研究指導教員による複数指

導体制が定着している（資料 4(IV)-11 看護学研究科修士論文一覧）。

- 2) 博士後期課程での研究指導は、主・副研究指導教員による個別指導、小集団指導に加え、博士論文中間発表会を行い（資料 4(IV)-31 博士後期課程博士論文発表会）、多面的な研究指導となっている。
- 3) 看護学研究科では博士前期課程・後期課程ともに、特別研究・課題研究の到達目標をシラバスに示しているものの、学位論文の審査基準については明示していなかった。平成 24 年度の FD では「学位論文（修士・博士論文）の審査基準について」をテーマに討議した（資料 4(IV)-32 看護学研究科 F D 研修会開催実績）。その成果を踏まえ、研究科教務委員会において学位論文審査基準（案）を作成し、教授会で決定した。（資料 4(IV)-33 看護学研究科学位論文審査基準）

<6>事業構想学研究科

- 1) 博士前期課程での研究指導に関しては、定期的に中間発表会を設けることによって、主・副指導教員による複数指導体制に加えて、研究領域内外の教員を含めた多面的な観点でのより高度な指導を可能にしている（資料 4(IV)-12 平成 24 年度事業構想学研究科（博士前期課程）学年暦）。
- 2) 博士後期課程における平成 23 年度の学位論文審査では、最終審査において「再審査」の判定がなされた。学位論文審査委員会における審査および現行の審査システムの厳密さを示唆している（資料 4(IV)-27 事業構想学研究科履修ガイド p27-29、同 p96-101 事業構想学研究科履修規程、同 p102-107 事業構想学研究科学位論文審査要綱、資料 4(IV)-28 学位論文審査委員会の運営に関する申し合わせ、資料 4(IV)-29 博士論文予備審査委員会申し合わせ）。
- 3) 博士前期課程の場合、修了者のうち社会人入学者以外の多くは就職しており（資料 4(IV)-34 年度別入学者の進路状況（事業構想学博士前期課程））、教育目標である「高度職業人の育成」に寄与できている。また、各年度の入学者のうち、およそ 10～35%を社会人が占めており、高度職業人の育成実績が評価されていることを示唆している。

<7>食産業学研究科

- 1) 就職率は 100%で、教育目標に沿った人材を多数輩出している。
- 2) 修士論文の中間発表会を 2 年前期終了時に行うことにより、論文の進捗状況を各教員が共有することができる（資料 4(IV)-35 修士論文中間発表会）。それにより、研究領域内外の教員を含めた多面的な観点でのより高度な指導を可能にしている。
- 3) また、社会人入学生に対しては、3 年間の在学期間で修了できるモデルや夜間・休日開講、集中講義などを織り込むことにより、受けやすい学習環境を整備している。

② 改善すべき事項

<2>看護学部

平成 22 年度より導入した「学びの振り返り」については、1 年次から 4 年次まで段階を追って学生自身が自己評価することを通して、学習の積み上げを確認し、目標設定できることをねらいとしているが、学生によって取り組みに差が出ているため、周知方法を検討する必要がある。

<3>事業構想学部

- 1) 卒業時の学生自身の満足度評価（回答率ほぼ 100%）のなかで、「所属した学科での各自の学習到達度」という項目に対して「ある程度満足」「満足」を合計して 70～80%前後（計画 79%、デ情 71%）の回答が得られている一方、20～25%前後（計画 18%、デ情 26.9%）が「やや不満」「不満」と回答しており、かならずしも到達度自己評価が高いといえない。また、特に高学年になってからの退学者数が看過できない状況にある。（資料 4(IV)-36 退学者数集計）
- 2) 教育目標に基づく履修モデルとして学位授与方針が明示されているものの、履修要件や必修の設定が伴っていない部分があり履修内容が履修モデルと必ずしも一致しなくても学位が授与されている。

<4>食産業学部

卒業時の学生自身の満足度調査（回答率ほぼ 100%）のなかで、「所属した学科での各自の学習到達度」という項目に対して「ある程度満足」「満足」を合計して 92.9～83.8%の回答が得られている一方、5.1～13.0%が「やや不満」「不満」と回答しており、到達度自己評価の低い学生の底上げが課題である。（資料 4(IV)-37 平成 23 年度卒業生満足度調査）

<5>看護学研究科

学位論文審査基準を平成 25 年度から運用し、評価していく必要がある。（資料 4(IV)-33 看護学研究科学位論文審査基準）

<6>事業構想学研究科

- 1) 博士後期課程における学位取得者が 1 名のみであり、在学生の査読論文執筆、学会発表などの研究実績を向上させる必要がある。博士後期課程において、在学生 16 名のうち、これまでに中間発表会を行ったのは 6 名である（資料 4(IV)-14 事業構想学博士後期課程平成 24 年度修学状況一覧）。予備審査、本審査に至ったのは 1 名のみであり（結果は「再提出」）、中間発表と論文提出のプロセスが連係しているわけではない。
- 2) 博士後期課程の学位審査については、これまでの実施事例が 2 件のみであることから、今後の審査実績を蓄積することで改善課題を明確にしていく必要がある。

<7>食産業学研究科

1 回目の修了生は、平成 23 年 3 月に出たばかりである。学位審査についての改善課題は今後の審査実績を蓄積することにより明確化し、検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<2>看護学部

平成 23 年 1 月に、日本看護系大学協議会より「学士課程のコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標－教育内容と学習成果－」が示され、現在使用している学びの振り返りの内容を見直す機会となった。教務委員会によって、卒業時の到達目標がどのような状態なのかを明示し、さらに学習成果を行動レベルで表現することで学生にとってわかりやすい内容に変更され、平成 25 年度から導入していく。

(資料 4(IV)-3 学びの振り返りと「学生課程のコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標」の対比表、4(IV)-38 改定版学びの振り返り(表紙・本文)、4(IV)-39 平成 24 年第 10 回専門科目担当者会議議事録)

<3>事業構想学部

- 1) 引き続き社会との連携を維持しつつ、カリキュラムへの組み込みを図る。特にグローバル人材育成の観点から海外との連携を模索する。平成 25 年度からのカリキュラム改正において、特に国外での実施を前提とした長期インターンシップへの参加を卒業要件単位に算入できるように「グローバル・インターンシップ」という科目を新設し、すでにベトナムに拠点をもつ日系企業数社と提携を進めている。

(資料 4(IV)-40 平成 25 年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要(学則・事業構想学部履修規程))

- 2) 引き続き定められた卒業要件に基づく厳正な卒業認定を行うとともに、次項の改善すべき次項で掲げた改善方策とあわせディプロマポリシーに対するカリキュラムの一層の整合を図る。

<4>食産業学部

現在の高い就職率を維持しつつ、社会の求める人材を輩出するため、世の中の変化に即したカリキュラムの一層の整合を図るとともに、引き続き定められた卒業要件に基づく厳正な卒業認定を行う。

<5>看護学研究科

博士前期課程では専門看護師養成コースの拡充に伴い、実習指導および課題研究への指導体制の整備を進めていく。博士後期課程では、個別指導、小集団指導、大集団指導の多面的な指導を引き続き行う。従来実施してきた博士前期修了生および博士前期・後期課程在校生に対するアンケートを、平成 25 年度に見込まれる初の博士後期課程修了者に実施し、教育方法や学習指導の課題を明確にして指導内容に活かしていく。(資料 4(IV)-41 修了生アンケート、資料 4(IV)-42 在校生アンケート)

博士前期課程では専門看護師養成コースの拡充を図っており、実習指導および課

題研究への指導体制の整備を進めていく。博士後期課程では、学位審査はこれからであり、審査システムを厳正に整備し、実績を蓄積することで成果を評価していく。

<6>事業構想学研究科

- 1) より多角的な教育指導のために、学内における複数指導体制に加えて、博士前期課程における学外からの指導者（他大学教員、実務者など）の招聘、中間発表へのゲスト指導者の招聘などについて検討を行う。
- 2) 現行システムに則り、厳正な審査を進めていくとともに、今後、これらの実績を蓄積することで、審査基準の客観的指標などを明示していく。（資料 4(IV)-27 事業構想学研究科履修ガイド p27-29、同 p96-101 事業構想学研究科履修規程、同 p102-107 事業構想学研究科学位論文審査要綱、資料 4(IV)-28 学位論文審査委員会の運営に関する申し合わせ、資料 4(IV)-29 博士論文予備審査委員会申し合わせ）
- 3) 夜間・休日開講、集中講義、市内中心部サテライトキャンパス利用など、入学者の10～35%を占める社会人の学習環境向上を支援するカリキュラムや時間割構成などのあり方に関して、さらに検討・実現を進めていく。（資料 4(IV)-34 年度別入学者の進路状況（事業構想学博士前期課程））

<7>食産業学研究科

社会人入学生に対して、受けやすい学習環境の整備を進めるとともに、後期課程に結びつく学習環境も合わせて整備する。

② 改善すべき事項

<2>看護学部

学生に対して「学びの振り返り」のねらいや活用方法等についてより周知を図るため、オリエンテーション時期や方法等について教務委員会において検討していく。

<3>事業構想学部

- 1) 必ずしも高くないトータルな満足度評価に対する対策として、平成 25 年度からのカリキュラム改正において、教育目標に基づくコアカリキュラムと其中での積み上げを明確化して、学生自身の達成感がよりはっきりと得られるようにしていく。また、例えばデザイン情報学科での造形教育への学生の希望に応じて選択の「造形デザイン演習」を新設するなど科目の統廃合・新設を行うことで学生のニーズとのミスマッチを解消してゆく。
また、進級制度および GPA を導入することで、学修の遅れや学生の希望する進路との不整合を早い段階でケアできるようにする。
- 2) 平成 25 年度からのカリキュラム改正において、科目の統廃合、必修の再検討、これまで無制限だった他学科科目履修の一部制限等を行うことで履修モデルの明確化を行う予定である。このことで、ディプロマポリシーと履修科目とのより一層の整合を図る。（資料 4(IV)-40 平成 25 年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要（学則・事業構想学部履修規程））

<4>食産業学部

平成 25 年度のカリキュラム改正において、教育目標に基づくコアカリキュラムとその中での積み上げを明確化することにより、学生自身の達成感（満足度）を高める効果が期待できる。また、卒業時の学生自身の満足度調査の内容を再検討するとともに、卒業後の追跡調査を行うことによる卒業後の評価について教務委員会およびキャリア開発室を中心として検討を行う。

<5>看護学研究科

学位審査はこれからであり、審査システムを厳正に整備し、実績を蓄積することで成果を評価していく。

<6>事業構想学研究科

- 1) 中間発表の結果を論文執筆に反映できるよう、予備審査申請の半年前に中間発表を行うことを義務づけるなどの検討を行う。学生の修学状況を常時把握し、研究計画・論文執筆計画と連動して、学生の研究活動を支援するシステムを確立して、研究指導力を高める。（資料 4(IV)-14 事業構想学博士後期課程平成 24 年度修学状況一覽）
- 2) 博士後期課程において、課程博士の在学期間短縮制度の単位認定方法、中間発表の取り扱いなどの改善を検討しており、また、単位取得満期退学者の対応について制度化を進めており、学生のニーズに対応した学位授与システムを確立する。（資料 4(IV)-27 事業構想学研究科履修ガイド p27-29）

<7>食産業学研究科

教務委員会および学位審査委員会において、今後の審査実績を蓄積することにより、学位審査についての課題を明確化し、改善する。

4. 根拠資料

- 4(IV)-1 学びの振り返り（看護学部）
- 4(IV)-2 学びの振り返り運用基準（看護学部）
- 4(IV)-3 学びの振り返りと「学生課程のコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標」の対比表（看護学部）
- 4(IV)-4 卒業生の動向調査報告書「宮城大学看護学部卒業生の動向からみたキャリア開発支援と地域貢献への課題」
- 4(IV)-5 国家試験合格率（看護学部）
- 4(IV)-6 養護教諭一種免許取得人数（看護学部）
- 4(IV)-7 就職状況（看護学部）
- 4(IV)-8 大学案内 2013（既出 1-2）
- 4(IV)-9 学生満足度調査集計結果（事業構想学部）

- 4(IV)-10 学長賞一覧
- 4(IV)-11 看護学研究科修士論文一覧 (既出 1-22)
- 4(IV)-12 平成 24 年度事業構想学研究科 (博士前期課程) 学年暦
- 4(IV)-13 平成 24 年度事業構想学研究科 (博士後期課程) 学年暦
- 4(IV)-14 事業構想学博士後期課程平成 24 年度修学状況一覧 (既出 4(I)-33)
- 4(IV)-15 入学者数・修了者数および修士論文テーマ (食産業学研究科)
(既出 1-22)
- 4(IV)-16 宮城大学学則 (既出 1-1)
- 4(IV)-17 宮城大学学位規程
- 4(IV)-18 平成 23 年度第 16 回臨時教務委員会議事録 (看護学部)
- 4(IV)-19 平成 23 年度第 12 回教授会議事録 (看護学部)
- 4(IV)-20 履修ガイド (平成 24 年度) (既出 1-4)
- 4(IV)-21 事業構想学部履修規程 (既出 4(I)-10)
- 4(IV)-22 事業構想学部教務委員会・教授会議事録 (卒業研究履修判定、卒業判定)
- 4(IV)-23 教務委員会会議録 (食産業学部)
- 4(IV)-24 教授会会議録 (食産業学部)
- 4(IV)-25 大学院案内 2013 (既出 1-6)
- 4(IV)-26 看護学研究科履修ガイド (平成 24 年度) (既出 1-7)
- 4(IV)-27 事業構想学研究科履修ガイド (履修規程、学位論文審査要綱を含む)
(既出 1-8)
- 4(IV)-28 学位論文審査委員会の運営に関する申し合わせ
- 4(IV)-29 博士論文予備審査委員会申し合わせ
- 4(IV)-30 研究計画発表会 (看護学研究科)
- 4(IV)-31 博士後期課程博士論文発表会 (看護学研究科)
- 4(IV)-32 看護学研究科 F D 研修会開催実績 (既出 4(III)-27)
- 4(IV)-33 看護学研究科学位論文審査基準
- 4(IV)-34 年度別入学者の進路状況 (事業構想学博士前期課程)
- 4(IV)-35 修士論文中間発表会 (食産業学研究科)
- 4(IV)-36 退学者数集計 (事業構想学部)
- 4(IV)-37 平成 23 年度卒業生満足度調査 (食産業学部)
- 4(IV)-38 改定版学びの振り返り (表紙・本文)
- 4(IV)-39 平成 24 年第 10 回専門科目担当者会議議事録
- 4(IV)-40 平成 25 年度からの事業構想学部カリキュラム改定の概要 (学則・事業構想
学部履修規程) (既出 4(I)-36)
- 4(IV)-41 修了生アンケート (既出 4(III)-28)
- 4(IV)-42 在校生アンケート (既出 4(III)-29)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1> 大学全体

学部教育においては、宮城大学アドミッションポリシーを次のように定めている。

○宮城大学志願者に求める学生像

・宮城大学の理念に共感し、大学・学部の教育目標を理解するとともに、志望分野の職業人等としての基礎的な適性があり、大学での勉学や将来への意欲が強く、これらを支える基礎となる学力を持った人を、広い範囲から受け入れます。

○宮城大学の入学者選抜の方針

・一般入試学力検査では、高等学校での学習達成度を広く見るためおよび入学後の文理融合の教育のために、5教科7科目以上の大学入試センター試験を課します。また、国際的に通用する人材を育てるために英語の試験を重視します。

・個別試験では、学力のほかに、意欲や適性についても評価します。

・推薦入試では調査書・推薦書等の出願書類、基礎学力検査（英語）、面接、小論文によって、学力、意欲、適性を評価します。

・外国人留学生、社会人、専門高校卒業生、帰国子女、編入学希望者のために、必要な場合には定数を設けて特別入試を行います。

また、大学院教育においては、宮城大学大学院アドミッションポリシーを次のように定めている。

○宮城大学大学院では、高度な研究能力および高度に専門的な職業能力を身につけるのに必要な学力、意欲、適性をもった人を受け入れます。

・博士課程前期課程（修士課程）では、専門科目、外国語（英語）、小論文、口述試験、提出書類等によって、必要な学力、意欲、適性を評価します。社会人については特別入試によってこれを評価します。

・博士課程後期課程では、専門科目、外国語（英語）、口述試験、提出書類等によって、必要な学力、意欲、適性を評価します。

これらを受けて各学部・研究科のアドミッションポリシーを後述のとおり定め、大学としての「教育理念」及び「教育方針」を明確に掲げ、本学が求める学生像をはじめ、各学部・研究科の「目的」「教育目標」「教育方法の特徴」について、大学案内やホームページに明示している。また、受験生、その保護者らを対象としたオープンキャンパスの他、学外（宮城県内外）での大学説明会、高校に出向いての出前授業（宮城県内外）を行っている。平成24年度からは、被災地に出向いての説明会を行っている他、学内で希望する高校生を対象にアカデミックインターンシップを開催し大学での学習に

ついて具体的にイメージできるように取り組んだ。また、高校教員を対象とした説明会も開催し、進学指導に活かせる内容の説明会を開催し周知徹底を図っている。(資料 5-1 ホームページ、資料 5-2 大学案内、資料 5-3 大学院案内)

加えて、障がいがある学生で、受験上あるいは修学上の特別な配慮を必要とする場合、全学部共通に、宮城大学入学試験実施本部において事前相談を実施する旨を、学生募集要項に明示している。(資料 5-4 平成 24 年度入学者選抜要項)

<2>看護学部

看護学部ではアドミッションポリシーを次のように定めている。

○看護学部志願者に求める学生像 次のような資質を併せ持つ学生。

- ・人や社会、看護について関心を持ち、人との関係を大切にし、適切な人間関係を築くことができる人。
- ・課題を自ら見出し、主体的かつ柔軟な発想で取り組むことができる人。

○看護学部の入学者選抜の方針

- ・一般選抜試験では、大学入試センター試験の5教科7科目で学力を問うほか、個別試験では小論文および面接で学力、意欲、適性を評価します。
- ・推薦入試では、調査書・推薦書等の出願書類、基礎学力検査(英語)、小論文、面接によって、学力、意欲、適性を評価します。
- ・小論文では、資料を読みこなす能力、出題の意図を適確に把握する能力、自分の考えを明瞭に記述する能力などを評価します。
- ・面接では、調査書・推薦書等の出願書類も参考にして、看護職を志す意欲、看護職者の基礎的な適性である対人態度や社会性、コミュニケーション能力などを評価します。
- ・編入学試験では既修の看護学に関連する知識、AO入試では社会経験を考慮した特別入試を行います。

看護学部においては、必修科目である実習、特に各施設において実施する領域別看護学実習の履修が可能であることが受け入れの基本方針となっている。

<3>事業構想学部

事業構想学部ではアドミッションポリシーを次のように定めている。

○事業構想学部志願者に求める学生像 次のような資質を併せ持つ学生。

- ・社会の動向や時代の流れに興味を抱き、自ら問題を発掘し、論理的に考え、表現するための基礎的な能力を有する人。
- ・大学での勉学に対する強い意欲を持ち、高度な知識とスキルを身につけることによって社会に貢献することを目指す人。

●事業計画学科

- ・実行可能な計画をまとめ上げるのに必要な基礎学力や一般教養を有する人。
- ・チーム内で自らの役割を自覚し、プロジェクトの実現を目指していく意欲あふれる人。

●デザイン情報学科

- 生活を取り巻く環境としての

- ・空間（建築、街、インテリアなど）
- ・情報（コンピュータ、ネットワークなど）

のデザイン・設計に関する理論と技能に強い関心を持ち、かつ、その実践に意欲を持つ人。

○事業構想学部の入学者選抜の方針

- ・一般選抜試験では、大学入試センター試験の5教科7科目以上で学力を問うほか、個別試験の小論文、英語または数学の試験により、志望分野に必要な学力、意欲、適性を評価します。
- ・推薦入試では、調査書・推薦書等の出願書類、基礎学力検査（英語）、小論文、面接によって、学力、意欲、適性を評価します。
- ・小論文では、与えられた文章や図表などを理解し、それに基づき自分の考えを展開し、その結果を的確に表現する総合的な能力を評価します。
- ・面接では、調査書・推薦書等の出願書類も参考にして、社会や志望分野に対する関心、勉学や将来への意欲、コミュニケーション能力などを評価します。

<4>食産業学部

食産業学部では、食材生産、食品・飲料の製造・流通・消費の産業並びにリサイクル等環境対応について、幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネスマインドに溢れる人材養成目標を掲げアドミッションポリシーを次のように定めている。

○食産業学部志願者に求める学生像 次のような資質を併せ持つ学生。

- ・食と食を取り巻く環境に興味を持っている人。
- ・食の安全・安心、環境との調和などの課題解決に情熱を傾けようとする人。
- ・社会の一員として食産業に貢献する意欲のある人。

○食産業学部の入学者選抜の方針

- ・一般選抜試験では、大学入試センター試験の5教科7科目以上で学力を問うほか、個別試験の英語および数学または英語および理科の学力を評価します。
- ・推薦入試では、調査書・推薦書等の出願書類、基礎学力検査（英語）、小論文、面接によって、学力、意欲、適性を評価します。
- ・小論文では、設問を的確に把握し、それに対して自分の考えを文章として論理的に表現する能力などを評価します。
- ・面接では、調査書・推薦書等の出願書類も参考にして、勉学意欲・適性などを評価します。

<5>看護学研究科

看護学研究科ではアドミッションポリシーを次のように定めている。

○看護学研究科博士課程前期課程では、看護の専門知識を有し、看護学に関する探究心と創造力に富む人を募集し、以下のような入試により、学力、意欲、適性を評価します。

- ・入学者選抜は、一般選抜試験と社会人対象の社会人選抜試験により行います。
- ・一般選抜の試験科目は、英語、看護総合、看護専門、小論文、面接とします。
- ・社会人選抜の試験科目は、看護専門、小論文、面接とします。

- ・小論文では、読解力、文章構成力、論理的思考力を評価します。
 - ・面接では、修学目的、学習意欲、研究課題、コミュニケーション能力を評価します。
- 看護学研究科博士課程後期課程では、看護実践経験に基づく専門知識、実践力および研究力を有し、国際的な視野、探究心と創造力に富む人を募集し、以下のような入試により、学力、意欲、適性を評価します。
- ・試験科目を、英語、専門科目および面接とします。
 - ・英語では、看護に関する専門書を読むために必要となる英語力を評価します。
 - ・専門科目では、看護実践を科学的に分析する能力、文章構成力、論理的思考力を評価します。
 - ・面接では、修学目的、学習意欲、研究計画、コミュニケーション能力を評価します。

<6>事業構想学研究科

事業構想学研究科ではアドミッションポリシーを次のように定めている。

○事業構想学研究科博士課程前期課程では、事業構想に関する知識や経験をもとに、自らの専門領域の知識やスキルの高度化に強い意欲を持つ人を募集し、以下のような入試により学力、意欲、適性を評価します。

- ・一般選抜試験では、専門科目、英語、面接、研究計画書等出願書類の内容により、学力、意欲、適性を評価します。また、社会人特別選抜試験、外国人特別選抜試験では、これらのうち、英語を除いた科目等により、評価を行います。
- ・推薦入学試験では、小論文、面接、研究計画書等出願書類の内容により、学力、意欲、適性を評価します。
- ・専門科目、小論文では、専門領域に関する知識や、論理的思考能力、表現力などを総合的に評価します。
- ・面接では、自らの専門領域のみならず関連領域に対する関心、勉学や研究に対する意欲、コミュニケーション能力などを評価します。

事業構想学研究科博士課程後期課程では、事業に関する専門的な知識または高度な経験を有し、事業構想の研究に強い関心のある人を募集し、以下のような入試により学力、意欲、適性を評価します。

- ・選抜は、専門科目、口述試験（面接を兼ねる）および研究計画書等出願書類の内容を総合的に判定して行います。
- ・専門科目試験は、入学後の研究内容に関連する科目について行います。
- ・口述試験は、これまでの研究内容および入学後の研究計画等について行います。

<7>食産業学研究科

食産業学研究科ではアドミッションポリシーを次のように定めている。

○食産業学研究科修士課程では、食産業に関する知識をもち、高度に専門的な職のための知識や技術を求める人を募集し、以下のような入試により学力、意欲および適性を評価します。

- ・入学者選抜は、一般選抜または特別選抜（社会人）によって行います。
- ・一般選抜は、外国語（英語）、専門科目1科目、面接（希望する専門分野に関する口

頭試問を含む) および出願書類の内容を総合的に判定して行います。

・特別選抜(社会人)は、面接(希望する専門分野に関する口頭試問を含む) および出願書類の内容を総合的に判定して行います。

また、研究科では食産業を通じて地域との強い結びつきがあるため、広く社会人の入学を受け入れている。そのため、社会人特別選抜を実施するだけでなく、長期履修制度や一部科目では夜間開講を行うことを大学院案内等に掲載している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1>大学全体

入試方法、試験期日、学力検査等は、文部科学省「大学入学者選抜実施要項」に即して実施している。

入試方法は、一般選抜(前期日程、後期日程)、特別選抜(推薦入学、帰国子女、社会人、外国人留学生、地域推薦)、AO入試である。

入学試験実施規程に基づき、大学に学長を本部長とする入学試験実施本部、各学部・研究科に学部長・研究科長を部長とする実施部を置き、入学試験を実施している。また、同規程では本学教職員の子弟が本学入試を受ける場合は、学長に申し出ることとされ、申し出があった場合は、当該入試には関わらせないようにしている。なお、同規程はホームページに掲載している。(資料 5-5 入学試験実施規程)

さらに、受験生にとって日々の応募状況は重要な情報となることから宮城大学では学部、学科毎に一般選抜試験の応募状況をホームページで公開している。募集期間中、原則として毎日、午後5時の状況を掲載している。また、宮城県個人情報保護条例に基づき、受験者本人及びその法定代理人は、当該受験者に係る入学試験の成績等を口頭により開示請求できることを、学生募集要項に記載し、選抜試験の透明性を確保している。志願状況は、次のとおりで、一般選抜はおおむね3倍を超えている。(資料 大学基礎データ表 3)

・留学生受入状況

現行の入試制度には外国人留学生枠が全学合計で25名以内分ある。具体的には事業構想学部15名以内、看護学部4名以内、食産業学部6名以内となっている。また現行の中期計画には「外国人留学生を対象とした特別入学枠を各学部5%に拡大することを目指す」とされている。しかし現状では外国人留学生の入学者数は目標に届いていない。たとえば24年度入試では、事業構想学部は志願者25名で入学者5名であり、食産業学部は志願者7名で入学者5名であり、看護学部は志願者なしであった。全学合計では志願者は31名を得たが、入学者は10名(中国5、ベトナム4、モンゴル1)に留まっている。優秀な留学生確保に向けて入試広報に積極的に協力、支援していく予定である。

<2>看護学部

学生募集方法、入学者選抜方法については、入学者選抜要項に、定員数や選抜方法について明記している。例えば、一般選抜では、大学入試センター試験において5教科7科目を課すとともに、個別学力検査では個人面接を実施し、志望理由、看護職への興味・関心・動機等を中心とした質問に対する対応能力を通して、コミュニケーション能力・自己表現能力・資質（態度・人柄・雰囲気・応対）等を評価している。また小論文を課し、資料を読みこなす能力、出題の意図を的確に把握する能力、自分の考えを明瞭に記述する能力などを評価することを入試説明会等で説明している。

入学者選抜において透明性を確保するための措置として、一般選抜については前期日程試験・後期日程試験ともに、合格者の得点（最高点、最低点、平均点）を学外向けホームページ上で公開している（24年度選抜後期日程のみ、震災による影響で個別学力検査が実施できなかったことから合格者の得点の公開を行っていない）。

<3>事業構想学部

すべての入試種別（推薦・一般・帰国子女・留学生・社会人など）について、筆記試験・面接などの素点を合計し、（氏名・性別などはブラインドとして）その合計点の上位の者から、合格者を決定している。すべての入試種別について、試験科目・面接等の配点を入学者選抜要項等に明記している。（資料5-4）

特別選抜（推薦入学等）では、小論文に加えて面接試験を行い、意欲・関心、学力・適性、コミュニケーション能力などを、多面的に分析し、数値的に評定することで、客観性と再現性を備えた評価を実施している。推薦入学と帰国子女については基礎学力検査（英語）を課すことで、修学上の語学力水準を担保している。（資料5-4）

一般選抜では、大学入試センター試験で5(6)教科7科目を課し、個別学力検査では、小論文に加えて英語（事業計画学科）または数学（デザイン情報学科）を課すことで、修学上必要となる基礎学力を公正に評価している。（資料5-4）

<4>食産業学部

学生募集方法、入学者選抜方法については学生募集要項に明記している。食産業学部では大学全体で行う学生募集活動（大学案内やホームページの作成、オープンキャンパス、入試説明会、高校訪問等）の他に、独自に高校訪問を行い、学部のPRや入試情報だけでなく、高校から学部への要望等の情報交換を行っている。また、平成23年度から3日間の日程で、高校生が来学し大学で実験などを行うアカデミックインターシップを開始した。アンケートによれば好評で、平成24年度からは全学部で行うようになり、より実態を知った上での受験に結びつくものと思われる。

入学者選抜においては、予め配点を明示し、試験の種類毎に得点合計の上位の者から合格者を決定している。推薦入学では受験資格を高校3年在学生で高校の調査書の評定平均が4.0以上とし、合格した際には必ず入学することを義務化、明示している。平成22年度選抜試験より基礎学力検査(英語)が加わった。平成22年度の入試までは、推

薦枠に県内枠（入学定員の3割）と全国枠（募集は若干名）としていたが、現在は県内枠、全国枠を撤廃し一本化している。また、グローバル化の流れに沿う形で、若干名で募集していた外国人留学生に平成23年度より各学科2名以内の定員を設けた。平成24年度入学の留学生は食産業学部で5名在学している。（資料5-2）

<5>看護学研究科

学生募集方法、入学者選抜方法については、学生募集要項に、定員数や選抜方法について明記している。また、上記枠内のアドミッションポリシーに具体的な評価基準を明記している。

<6>事業構想学研究科

すべての入試種別（推薦・一般・社会人・外国人留学生）について、筆記試験・面接などの素点を合計し、（氏名・性別などは伏せて）その合計点の上位の者から、合格者を決定している。すべての入試種別について、試験科目・面接等の配点を入学者選抜要項等に明記している（資料5-6、資料5-7、資料5-8）。全ての選抜で面接試験を行い、意欲・関心、学力・適性、コミュニケーション能力などを、多面的に分析し、数値的に評定することで、客観性と再現性を備えた評価を実施している。

<7>食産業学研究科

学生募集方法、入学者選抜方法については大学院学生募集要項に明記している。産業界や地方自治体に社会人入学生を募集するため、食産業フォーラムなどを通じて大学院の紹介や入試の案内を行っている。学びへの意欲が旺盛な社会人への配慮として社会人特別選抜試験においては、筆記試験に代えて、希望する専門分野に関する口頭試問を含む面接及び出願書類の内容を総合的に判定して選考を行っている。また、学校教育法に定める学士の学位を授与されていない者（学士の学位取得見込み者を除く）であっても実務経験等により大学卒業程度として受験資格を与えている。この場合、学生募集要項に宮城大学食産業学研究科修士課程入学資格審査認定基準を示し、選抜試験前に個別に入学資格の有無について公正な審査を行っている。（資料5-9）

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1>大学全体

学部全体の過去5年（平成20～24年度入学者）の入学定員超過率は1.06、収容定員超過率は1.07である。

大学院全体の過去5年の入学定員超過率は修士1.03 博士1.40、収容定員超過率は修士1.23 博士1.56である。

在籍学生数は過剰でも未充足でもなく、適正な範囲にある。しかし、スクールバス、実験器材で支障が出ていることがある。

<2>看護学部

看護学部の過去5年の入学定員超過率は1.03、収容定員超過率は1.04である。

過去5年間の看護学部の入学者選抜結果を表「[看護学部過去5年間の入学者選抜結果](#)」にまとめた。入学者数が定員を大幅に上回ると、領域別看護学実習をはじめとした臨地実習の際に支障が生じる可能性があるため、総定員100名に対して、105名を超えないように辞退者数との兼ね合いを見ながら判断を行っている。（[資料5-10 図表「看護学部過去5年間の入学者選抜結果」](#)）

<3>事業構想学部

事業構想学部全体の過去5年の入学定員超過率は1.06、収容定員超過率は1.09である。

平成24年度入試について、事業計画学科・デザイン情報学科ともに収容定員100名に対して、それぞれ336名・315名の出願者から、112名・111名の合格者を選抜し、結果として107名・107名の入学者を受け入れており、教育・指導環境の上でも、大学経営の上でも適切な入学者数を確保している（[資料5-11 図表「平成24年度事業構想学部入学者選抜試験実施状況」](#)）。

<4>食産業学部

食産業学部全体の過去5年の入学定員超過率は1.09、収容定員超過率は1.10である（[資料5-12 図表「食産入学者数の募集人員に対する割合」](#)）。

食産業学部、学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均は学部で1.08、学科で1.07～1.09となっている。また、収容定員に対する在籍学生数比率は食産業学部全体で1.08、学科で1.08～1.10で、入学者数比率、在籍学生数比率とも適正な数値となっている。

<5>看護学研究科

博士前期課程の過去5年の入学定員超過率は1.02、収容定員超過率は1.30である。

博士後期課程（平成22年度設置）の過去3年の入学定員超過率は1.33、収容定員超過率は1.22である。

過去5年間の看護学研究科の入学者選抜結果を表にまとめた。例年、一次募集で定員数が満たない場合は、二次募集で定員を満たしている状況である。（[資料5-13 図表「看護学研究科過去5年間の入学者選抜結果」](#)）

<6>事業構想学研究科

博士前期課程の過去5年の入学定員超過率は1.09、収容定員超過率は1.20である。

博士後期課程の過去5年の入学定員超過率は1.33、収容定員超過率は1.89である。

研究科設立以降、前期課程、後期課程共に入学定員を確保している。（[資料5-14 図表「平成24年度入学 宮城大学大学院入学者選抜試験実施状況 事業構想学研究科」](#)）

<7>食産業学研究科

修士課程（平成21年度設置）の過去4年の入学定員超過率は0.92、収容定員超過率は1.12である。

食産業学研究科(修士課程)は、平成21年4月に1研究科定員13人で設置されたが、入学者は平成21年4月～平成24年4月まで順に8人、13人、13人、14人となっている。開設初年度を除いた3年でみると、入学定員に対する入学者数比率は1.03となっている。

一方、平成21年度入学生を除いた3カ年で収容定員に対する在籍学生数比率は0.98（収容定員65人、在籍学生数64人）となっている。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

学生募集・入学者選抜については、全学の学務入試委員会において毎年検証を行っている。平成23年度中からは入試説明会の増加、学長・副学長等による県内外の高校訪問の実施、平成24年度中からは高校生対象のアカデミックインターンシップの全学部受け入れなど学生募集に積極的に取り組んだ。また、平成23年度入学者向けからは推薦入試における県内高校枠の廃止、平成24年度入学者向けからは東日本大震災の被災者を対象とした新たな特別選抜として地域推薦の実施など、入学者選抜の必要な見直しを実施してきている。

<2>看護学部

入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、看護学部入試委員会において原案を作成し、学部教授会の審議を経て決定している。また、実施方法については、必要に応じて、全学委員会である学務入試委員会によっても審議される。

入試問題の作成については、看護学部入試委員長が責任者となっているが、問題内容の機密性の確保のために入試委員会から分離した作題委員会を設置し、作題責任者、作題者、作題委員によって問題や採点基準の適否について厳密な検討を行って作成している。作題責任者、作題者、作題委員は、学部長と入試委員長の協議によって選任し、学長から書面を持って委嘱する体制となっている。

<3>事業構想学部

入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、事業構想学部入試委員会において原案を作成し、学部教授会の審議を経て決定している。学生募集・入学者選抜についての検証を、全学の学務入試委員会において毎年行っている。入試種別ごとの募集人員や入学者比率は、事業計画学科・デザイン情報学科とも、およそ4:4:2となっている（資料5-11）。一般入試については、合格者レベル（得点率）はほぼ同等であり（資料5-16 図表「平成24年度入試結果（入試説明資料から抜粋 事業構想学部）」）、望ましい結果となっている。推薦入試については県内枠の廃止や専門高校枠の設置など必要

な見直しを行っている。

入試問題の作成については、事業構想学部入試委員長が責任者となっているが、問題内容の機密性の確保のために入試委員会から分離した作題委員会を設置し、作題責任者、作題者、作題委員によって問題や採点基準の適否について厳密な検討を行って作成している。作題責任者、作題者、作題委員は、学部長と入試委員長の協議によって選任し、学長から書面を持って委嘱する体制となっている。

<4>食産業学部

入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、食産業学部入試委員会において原案を作成し、学部教授会の審議を経て決定している。学生募集・入学者選抜についての検証を、全学の学務入試委員会において毎年行っている。推薦入試については県内枠の廃止や専門高校枠の設置など必要な見直しを行っている。

また、推薦入試と一般入試合格者の学力差等について、入学後の取得単位および成績を検証し、入試の種類毎の定員の適正化にも努めている。[\(資料 5-17 食産業学部の入試形態と卒業時の成績の関係についての解析結果\)](#)

<5>看護学研究科

入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、看護学研究科入試委員会において原案を作成し、看護学研究科教授会の審議を経て決定している。また、実施方法については、必要に応じて、全学委員会である学務入試委員会によっても審議される。

入試問題の作成については、看護学研究科入試委員長が責任者となっているが、問題内容の機密性の確保のために入試委員会から分離した作題委員会を設置し、作題責任者、作題者、作題委員によって問題や採点基準の適否について厳密な検討を行い作成している。作題責任者、作題者、作題委員は、研究科長と入試委員長の協議によって選任し、学長から書面をもって委嘱する体制となっている。

<6>事業構想学研究科

入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、事業構想学研究科入試委員会において原案を作成し、事業構想学研究科教授会の審議を経て決定している。

研究科設置以降、博士前期課程、同後期課程共に入学定員は確保出来ているが、研究科の理念・目的に合致した学生を受け入れ、有意な人材を育成出来ているかについては十分検討する必要がある。特に、後期課程については平成24年度までに2名の社会人学生に学位記を授与しているが、課程在学中の学生に休学者や在学延長者が多く、十分な資質を有する学生を入学させ、人材育成目標に適った研究指導を行っているかどうかについては早急に検討改善する必要がある。

<7>食産業学研究科

入試前、入試後に募集、選抜方法が公正かつ適切に行われているかについては全学学務入試委員長を中心に検証を行っている。しかし、平成21年度に開設した食産業学研究科（修士課程）の定員を辛うじて確保しているが、入学応募者の数は多くなく募集、

選抜方法、広報などについて検討する必要がある。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

平成23年度に食産業学部で始めた、高校生対象のアカデミックインターンシップを平成24年度から全学部拡大して導入し、高校生に大学の教育研究を体験してもらう機会を提供している。

<2>看護学部

- 1) 通常の入試説明に加えて、県内の被災地（石巻地区・気仙沼地区）で入試説明会を実施している。
- 2) オープンキャンパスにおいて多くの高校生・保護者から進学相談を受けている。また、アカデミックインターンシップにおいても多くの参加者が得られている。
- 3) すべての入試について、追加合格などの調整措置を行わずにほぼ想定どおりの入学者数を得ている。

<3>事業構想学部

- 1) 通常の入試説明等に加えて、とくに県内の被災地（石巻地区・気仙沼地区など）を個別対象として入試説明会を実施し、新しく設けた特別選抜（地域推薦）の周知に努めている（資料5-18「入試説明会・高校訪問・出前授業・体験講座等の実施実績 事業構想学部」）。また、仙台駅に隣接したビルにサテライトキャンパスを設置し、大学での教育内容や入試制度についての個別相談に応じている。（資料5-18）
また、東北6県を中心に、出身地・前任地などに応じて担当教員を当て、高等学校との「顔の見える」交流を進め、それを通して本学部のアドミッションポリシーや入試制度・入試動向についての周知を図っている。（資料5-18）
- 2) 平成24年度入試から新しく「地域推薦」の特別選抜を実施した。被災した受験生が居住自治体から奨学的推薦を受けることが出願要件となり、大学入試センター試験により基礎学力を評価、面接により意欲・適性等を評価した。（資料5-4）
- 3) すべての入試種別（推薦・一般前期日程・一般後期日程など）について、追加合格などの調整措置は一切講じずに、ほぼ想定どおりの入学者数を得ており、精度の高い入学者数の予測が可能となっている。（資料5-16）

<4>食産業学部

- 1) 高校生に食産業学部の教育や研究内容を近い距離で知ってもらう機会を増やすため、平成23年度から高校生対象のアカデミックインターンシップを行った。大学に通学する形で行ったが好評で、平成24年度は全学部拡大している。（資料5-19 アカデミックインターンシップ資料食産業学部関連）

同様の目的で、高校生が授業の帰り道によることのできる環境ということで仙台駅に隣接したビルおよび中心部のビルを拠点として、平成21年からイブニングセミナーを開講して大学についての理解を深めてもらっている。

- 2) 外国人留学生の募集人員を各学科とも、若干名であったものを各2名以内としたこと。平成24年4月には3学科合計で5名の外国人留学生が入学した。
- 3) 平成23年3月の東日本大震災を受け、県外からの入学志願者の減少を防ぐため、東北地方以外にも新潟県などの高校訪問を行った。その結果、新たな高校からの志願がみられた。

<5>看護学研究科

- 1) 周知方法の強化を行い、大学院パンフレットやホームページによる周知に加え、各教員個別による周知を行った。平成24年度には、研究科として県内病院施設等の看護責任者に直接連絡を取り、周知のみならず、大学院進学に関する各施設のニーズや現状に関する情報収集を行った。また平成22年から実施している看護学研究科説明会、研究科独自のフォーラム（内容：研究科概要・入試説明、教員による講義、先輩交流会、個別相談等）の開催回数を増やし、利便性の良い場所や時間の設定を行い定員の充足を図った。さらに、看護学研究科に関する年2回のニュースレターを発刊し、県内や近県の大学、医療・保健・福祉施設に送付している。（資料5-20 大学院説明会・フォーラムのちらし）
- 2) 平成24年度入試から、受験者の同意を得て面接試験の状況を録音し、面接試験の適切化を図った。適切な選抜を実施した。

<6>事業構想学研究科

- 1) 通常の大学院パンフや大学HPのほか、各教員が個別に入学候補者に学生募集要項等を送付、場合によっては具体的に説明するなどして、受け入れ方針の周知に努めている。（資料5-6）
- 2) 平成24年度入試から、面接試験をより適切に行うため、受験者の同意を得て面接試験の状況を録音し、より適切な選抜を目指している。（資料5-1、資料5-6、資料5-7、資料5-8）
- 3) 一般選抜、特別選抜（推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試）とも定員を確保している。（資料5-14）

<7>食産業学研究科

職業を有している等の事情により標準修業年限（修士課程の場合2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する長期履修制度を設けている。食産業学研究科には、これを利用している大学院生が毎年入学（平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、平成24年度2人）しており、この制度により高等教育を受ける機会が増えている。（資料5-9）

② 改善すべき事項

<2>看護学部

編入学入試においては、受験生が漸減する傾向があり実質倍率が低下していることから、定員の見直しを検討する必要がある。

<3>事業構想学部

- 1) 障がいのある学生について、受け入れ可能な水準を明示できていない。
- 2) 入学後の転学科等の進路変更の手続きや制約について十分明示できていない。
- 3) グローバル人材育成上、外国語の入試ウエイトが小さい。
- 4) 外国人留学生の質を確保する上で、現状の募集人員はやや多すぎる。
- 5) 県内・国内の志願者比重が増しつつあり、県外・海外から優秀な志願者を確保する手段が望まれる。

<4>食産業学部

- 1) 在籍学生数は過剰でも未充足でもなく、適正な範囲にある。しかし、休学者の復学、編入学生の学修履歴状況および単位未修得による再履修等により最も定員の多いフードビジネス学科では、附属農場施設や学外施設を利用する際のスクールバス運行や実験科目に於いて実験室規模および実験器材等で支障が出ることがある。
- 2) 平成 23 年度入試から特別選抜試験の中の推薦入試に専門高校枠を設けたが、応募者が少なく、周知が課題である。

<5>看護学研究科

平成 25 年度より、「がん看護（専門看護師）」と「基礎看護」の専門分野が新設されるが、応募者が少なく、さらなる周知が必要である。また、平成 26 年度に予定している研究科博士前期課程の改編について確定後にすみやかに周知することが必要である。

<6>事業構想学研究科

- 1) パンプ、HP 以外のより効果的な周知方法を検討する必要がある。また、学部同様、障がいのある学生について、受け入れ可能な水準を明示できていない。目や耳が不自由な場合は受験上・教務上の支障がある。これら水準をより明確にすることが望まれる。
- 2) 特色のあるより魅力的な研究科に改善することより、入試種別のメリハリのある選抜を実施すべく検討する必要がある。
- 3) どの選抜においても入試倍率が 1 倍程度に低迷して、抜本的改革が必要。
- 4) 休学者、退学者が多いこと。

<7>食産業学研究科

平成 21 年度の開設年度を除けば、定員をほぼ確保しているが、根本的に志願者不足であり、志願者の確保が大きな課題である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

高校生対象のアカデミックインターンシップの参加高校を増やすべく、実施時期の工夫等を行う予定である。

<2>看護学部

現行の入学者選抜方法を近々に変更する必要性はなく、今後も公正かつ適切に学生の受け入れを実施していく。

<3>事業構想学部

- 1) 大学 HP は入試情報やオープンキャンパス情報を周知するメディアとして高い効果が得られている。大学 HP は、今後もその質・量とともに充実させていく。
- 2) 文系・理系を問わず広く門戸を広げた入学者選抜を今後も推進していく。
- 3) 一般入試の前期日程・後期日程における合格者平均得点率（大学入試センター試験＋個別試験）は、事業計画学科が前期 69%・後期 69%、デザイン情報学科が前期 68%・後期 70%であり、また合格者最低得点率は、それぞれ前期 64%・後期 65%、前期 65%・後期 64%であり（資料5－6）、これらデータから適切な募集人数（事業計画学科：前期 35 名・後期 20 名、デザイン情報学科：前期 40 名・後期 20 名）を設定できていると言える。

<4>食産業学部

- 1) 平成 23 年度から高校生対象に行っているアカデミックインターンシップの参加高校を増やすべく、また近県からの参加について、入試委員会および広報委員会を中心に、実施時期、宿泊施設の確保の検討を行う。宿泊施設の候補として平成 25 年度改修予定の農場管理棟施設も見込まれる。また、仙台駅隣接ビルをサテライトキャンパスと利用しているが、引き続き大学案内やセミナーを開設して高校生等受験生へ学部情報を発信する計画である。また、このような情報に大学および学部 HP は大きな役割を果たしており、質、量の充実を図る。
- 2) グローバル化に向け、外国人留学生の募集の広報活動方法について、入試委員会を中心に検討する。
- 3) 18 歳人口の減少は東北地方では著しく、他地域からの受験生確保は必須となっている。このため、関東地方を中心に、これまでほとんど訪問していない地域への高校訪問を行い大学および学部の教育、研究内容や震災の影響等についての PR 活動を行い、応募者の増加を図る。

<5>看護学研究科

学生を受け入れる効果的な方策である大学院説明会の実施、大学院パンフレットやホームページ、フォーラムの開催、ニュースレターの発刊とともに各教員の人脈

を活用した入学候補者への周知活動を継続して行っていく。

<6>事業構想学研究科

- 1) 各教員の人脈を活用した入学候補者への周知活動。
- 2) 今後も公正かつ適切に学生の受け入れを実施していく。また、学部を含め研究科全体の魅力をアップし、それをPRしていくことで、より優秀な学生を受け入れたい。

<7>食産業学研究科

主に社会人入学者において長期履修制度が有効であることは実績より確認できている。したがって、この長期履修制度を大学院案内パンフレットやHP等により周知し、学業の機会の拡大を紹介することで、社会人入学者の志願者拡大を図りたい。

② 改善すべき事項

<2>看護学部

平成 25 年度に入試委員会を中心として、編入学入試の定員の見直しに向けた検討を行う。

<3>事業構想学部

- 1) 障がいのある学生について、受け入れ可能な水準を（とくに修学上の観点から）明文化し、推薦入試等の面接が含まれている入試であれば、面接時に詳しい聞き取りを行い、その後は入試・教務・学生委員会等の連携でその可否を検討するように定める。
- 2) 転学科などの可能性（制約）などを分かりやすく明示し、学部・学科の特性をより深く理解した上で、学部・学科を選択し受験できるように努める。
- 3) 今後、外国語能力の必要性が高まることが予測される。その動向に応じて、入学試験の配点調整（たとえば事業計画学科の一般入試（後期日程）における大学入試センター試験英語の配点を、現行の 100 点から 150 点に引き上げることなど）を検討したい。
- 4) 現行の外国人留学生特別選抜では、質の高い留学生の確保が難しくなっている。事業計画学科 10 名以内、デザイン情報学科 5 名以内という募集人員の再検討や社会人特別選抜は大学院のみに限定し、学部入試については廃止することも、検討していく。
- 5) 事業計画学科の平成 24 年度入学者は、その 81%が宮城県内に出身校をもつ（デザイン情報学科では 66%）（資料 5-11）。今後は、県外・東北圏外の生徒や高校教員へのPRを強化し、多様な受験生を確保したい。また、海外からの出願を増やすためにも、インターネット出願や、海外での入試の実施も検討していく。

<4>食産業学部

- 1) 実験棟内の実験室の収容については平成 24 年度に拡充する計画があり、それで

対応できる予定である（資料 5-21）。また、農場の講義室が手狭で教育環境として改善を要する状態であるが、平成 25 年度に拡充する見通しである（資料 5-22）。スクールバスの運行については、これまでジャンボタクシーの利用や教員運転による補助輸送があったが、マイクロバスの購入などについて今後のカリキュラム見直しと絡ませ、検討する必要がある。

- 2) 推薦入試において専門高校枠を設けていることについて県外高校での認知が低い状態である。したがって、入試委員会および広報委員会を中心に、東北の県外高校および関東、新潟県の専門高校および総合学科等を持つ高校への訪問を行い、周知を図りながら志願者を確保する。

<5>看護学研究科

平成 25 年度に新規に開講する分野と平成 26 年度の改編について広報委員会を中心として、周知活動の強化を図る。学部生に対しても、卒業生が大学院修了後、現場で活躍している情報を提供し、将来の姿を描けるようにする。

<6>事業構想学研究科

- 1) 教員個人の他、組織として研究科の発展を戦略的に企画遂行していく必要がある。学生の受け入れについてもその重要な達成項目の一つである。
- 2) 点検・評価項目同様、研究科全体を見直し、研究科に最適な選抜方法を行う必要がある。
- 3) 入試制度に限定せず研究科全体の抜本的見直しを行い、事業構想学研究科の特色あふれた人材育成像とその実施を検討する必要がある。
- 4) 宮城大学からの進学者以外に、外部の大学、社会人を対象に、今後は、県外・東北圏外への PR を強化し、多様な受験生を確保したい。また、海外からの出願を増やすためにも、インターネット出願や、海外での入試の実施も検討していきたい。

<7>食産業学研究科

定員確保のためには地域的にも広く人材を求める必要があり、平成 25 年度の H P の大幅更新時期を利用して、中身の充実とともに、博士後期課程新設も併せて PR に努める。

4. 根拠資料

- 5-1 ホームページ 教育方針（既出 4(I)-4）
- 5-2 宮城大学案内 2 0 1 3（既出 1-2）
- 5-3 宮城大学大学院案内 2 0 1 3（既出 1-6）
- 5-4 平成 2 4 年度入学者選抜要項
- 5-5 入学試験実施規程
- 5-6 平成 2 4 年度宮城大学大学院事業構想学研究科（博士前期課程）特別選抜〈推薦入試〉学生募集要項

- 5-7 平成24年度宮城大学大学院事業構想学研究科（博士前期課程）一般選抜、特別選抜（社会人・外国人留学生）学生募集要項
- 5-8 平成24年度宮城大学大学院事業構想学研究科（博士後期課程）学生募集要項
- 5-9 平成24年度宮城大学食産業学研究科（修士課程）学生募集要項
- 5-10 看護学部過去5年間の入学者選抜結果
- 5-11 平成24年度入学 事業構想学部入学者選抜試験実施状況
- 5-12 食産入学者数の募集人員に対する割合
- 5-13 看護学研究科過去5年間の入学者選抜結果
- 5-14 平成24年度大学院入試結果（入試説明資料から抜粋）事業構想学研究科
- 5-15 平成24年度入試結果（入試説明資料から抜粋）事業構想学部
- 5-16 食産業学部の入試形態と卒業時の成績の関係についての解析結果
- 5-17 入試説明会・高校訪問・出前授業・体験講座等の実施実績 事業構想学部
- 5-18 アカデミックインターンシップ資料食産業学部関連（既出4(II)-22）
- 5-19 大学院説明会・フォーラムのちらし（看護学研究科）
- 5-20 実験安全・管理委員会報告：平成24年度第6回食産業学部教授会議事録
- 5-21 坪沼農場農場講義棟増改築工事：平成24年度第7回食産業学部教授会議事録

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

中期目標の中で、学習指導・履修相談・進路相談等の支援体制の強化、履修が十分に行える環境づくり、大学独自の経済支援の実施、きめ細かな就職支援などといった方針が示されている。(資料 6-1 中期目標)

これに沿って、本学では、基礎ゼミの実施、オフィスアワーの実施、保護者に対する成績・修学状況の報告、履修モデルの提示、履修ガイダンスの実施、大学独自の授業料減免制度、企業説明会の開催などを行っている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

<1>大学全体

[留年者・休退学者への支援]

各学部・研究科の学生委員会と教務委員会が連携し、長期欠席者をリストアップし、面談を行っている。また、休学をする学生に対して個別面談を行い、休学中には生活指導や定期的に連絡を行い、学習意欲を失わないようにしている。(資料 6-2 全学の留年率および休・退学率)

[補習・補充教育への支援]

平成 24 年度は数学に不安のある学生への個別指導を開始した。また、英語の能力別クラス編成や自学自習可能なラーニングシステムの一新、資格取得に役立つセミナーや公務員試験対策講座の学内開催、全教員によるオフィスアワーの実施などの措置を講じている。

[障がいのある学生に対する修学支援]

障がいのある学生に対しては、入学試験前に事前相談を行い、入学試験時に適切な措置をとることとしている。入学後の学生生活については、現在在学中の食産業学部の 1 名の学生に対して個別の支援体制をとっている。

[学生への経済的支援]

奨学金については、日本学生支援機構奨学金や、その他の奨学金についても入学時のガイダンスや掲示板等で周知し、学生が随時、情報を得られるように対応している。

また、「学生納付金の減免等に関する規程」に則り、授業料の全額免除・半額免除を

行っている（通常枠）ほか、東日本大震災による被災学生を対象に、「減免等の特例に関する規程」に則り、大学独自に授業料の全額免除・半額免除を行っている（震災枠）。通常枠として平成23年度前期は全額免除14人、半額免除79人、後期は全額免除14人、半額免除87人、24年度前期は全額免除19人、半額免除61人。震災枠として平成23年度前期は全額免除128人、半額免除79人、後期は全額免除120人、半額免除110人、平成24年度前期は全額免除132人、半額免除143人。金額計は、平成23年度前期44,695千円、後期46,704千円、24年度前期54,250千円。

また、東日本大震災の被災者の修学支援として大学独自に平成23年度12人に1,700千円を給付した。

このほか、アルバイトの紹介、ボランティア活動の紹介、スチューデントジョブセンターの設置を行っている。

[学生への留学支援]

・海外留学状況

国際交流・留学生センターが中心となり、留学情報・奨学金情報などを収集・配信し、個々の学生の留学相談に応じるなどのサービスに加え、海外大学と相互交流協定を締結することで留学先での授業料免除などを実現してきた。また個別の外部奨学金に機関応募したり、学生の個別応募を支援したりするなどの取組も進めている。短期留学の機会提供を例として以下のような取組があげられる（23年度に実績のあったものについてのみ例示する）。

1)タンペレ応用科学大学（TAMK）短期留学プログラム：夏休み中の2週間程度（7名）

フィンランドのタンペレ応用科学大学において、学生が興味のあるテーマについて英語で研修を受けながら、ホームステイ（英語および初歩のフィンランド語）による異文化体験をめざしたプログラム。研修費（授業料）は無料（ただし航空券、保険代等実費は学生個人が負担）。

2)オーストラリア短期海外研修プログラム：春休み中の3週間程度（15名）

豪州首相教育プログラム奨学金を得て、RMIT大学との連携により、メルボルンおよびメルボルン郊外ジーロングにて英語学習とテーマ別の研修活動、エクスカージョン、ホームステイなどをおして、英語力向上・異文化理解を目指したプログラム。ひとり当たり研修費・旅費の約450,000円のうち410,000円を豪州首相教育プログラム奨学金が支援。

3)タンペレ応用科学大学長期留学プログラム：8月からの約5カ月間、フィンランドのタンペレ応用科学大学（TAMK）正規学部英語コース課程に留学（2名）。授業料は交流協定により免除（ただし滞在費・航空券・生活費・保険代等は学生個人が負担）。

4)キングモンクット工科大学長期留学プログラム：10月からの約6カ月間、タイ・バンコクのキングモンクット工科大学トンブリ校（KMUTT）の正規学部（英語コース）に留学（1名）。授業料は交流協定により免除（ただし滞在費・航空券・生活費・保険代等は学生個人が負担）。

5)アーカンソー大学長期留学プログラム：米国のアーカンソー大学フォートスミス校

(UAFS) の正規学部課程に8月より約1年間長期学部留学(2名)。アーカンソー大学が震災支援特別奨学生枠として授業料・寮費・航空券・生活費・保険料を支給。

これら協定校等にもとづく留学プログラムのほかにも、以下にあげる留学・国際インターンシップの実現を国際交流・留学生センターが支援してきた。

(23年度の実績についてのみ例示)

- ・ 延世大学(韓国)への奨学金つき留学(3名、約1カ月)
- ・ 被災地支援プログラムによる奨学金つき留学(米国・オーストラリア・ニュージーランド、6名、約1カ月)
- ・ 国際インターンシップ(米国・オーストラリア、計7名、約1カ月)
- ・ ワーキングホリデー：語学研究+農場研修(ニュージーランド、1名、約1年間)

以上の取組により、23年度は短期・長期あわせて36名が留学・言語研修に、8名が国際インターンシップ等に参加している。

・留学支援

国際交流・留学生センターが窓口となり、留学、国際インターンシップ、国際ボランティア、語学留学、ワーキングホリデーなどの相談に応じている。具体的な取組としては、留学のための相談窓口として、大和キャンパス(事業構想学部・看護学部)では随時(月～金、終日)、太白キャンパス(食産業学部)では週1日の相談日を設け、留学・国際インターンシップなどに関する相談に応じている。また、諸外国の大学留学協会や奨学金に関する情報の収集と提供を行っている。さらに毎週月曜日(太白)と木曜日(大和)の12:05～12:45にランチアワーを開催し、国際交流や留学、英語学習に関する相談・情報提供を行っている。また学生は留学に関する書籍・教材を随時利用できる。このように外国に留学を希望する学生に対する語学研修や留学試験の情報提供など留学しやすい環境を整備している。今後はさらに支援のための学内機能を高め、ウェブページ等を利用したきめ細かい情報提供や個別相談の機会を増やしていく。また海外協定校を増やし、協定校との実質的な交流活動(双方向の短期留学、協定校を拠点とした国際インターンシップの実施、教員の共同研究、国際シンポジウムの共催など)の質と量を向上させていく。また協定による相互授業料免除や相互施設利用などにより、学生や教職員の交流を側面から支援する。これらの活動を国際交流・留学生センターで集中的に管理・推進することで、海外協定校から見て透明性が高くまた本学学生から見ても情報やサービスが一元化し分かりやすい支援体制「留学ワンストップ」の実現に努める。

・留学規程、危機管理体制の整備

東日本大震災以降、本学学生の留学意欲はむしろ高まっている。本学では全学統一的な留学規程はなかったが、平成24年度内に検討・整備していく。またそれと併せて、海外留学中に起こりえる不測の事態に備えるべく危機管理体制を整備する。具体的には危機管理マニュアルを年度内に作成する。

<2>看護学部

学生委員会、教務委員会、実習委員会などが連携し、修学状況等での課題を共有して学生への支援にあたっている。(資料6-3平成24年度第1回看護学部学生委員会会議

録)

<3>事業構想学部

学生委員会と教務委員会の相互連携により、定期的に学生のリストアップと面談を行うシステムを構築するなど長期欠席者や留年者を速やかに把握している。学生委員会と教務委員会に加え、各科目担当教員との連携により、長期欠席者や留年者に対応を行っている。

<5>看護学研究科

- ・平成21年度から長期履修制度を導入し、社会人学生の修学を支援している（根拠：宮城大学大学院長期履修規程）。
- ・年度当初に学生委員会委員の連絡先を周知し、相談窓口を明確にしている。休・退学および進路相談等も含めた対応に当たっている。（資料6-4-大学院生の皆様へのお知らせ）
- ・正規の授業のほか、教務委員会を中心に研究科セミナーを開催し、外来講師を招聘し、研究に関連した知識や理解を深めるための機会を設けている。（資料6-5 看護学研究科セミナー開催実績）

<6>事業構想学研究科

学生委員会と教務委員会の相互連携により、定期的に学生のリストアップと面談を行うシステムを構築するなど長期欠席者や留年者を把握している。学生委員会と教務委員会に加え、各科目担当教員との連携により、長期欠席者や留年者に対応を行っている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

<1>大学全体

[支援体制の整備]

学生が抱える心身の問題に対応するため、学生委員会、学生生活委員会、保健室、学生相談室等の連携による相談体制の強化を中期計画に挙げて取り組んでいる。

学校保健安全法に基づく学校保健計画を毎年度作成し、定期健康診断、看護学部実習の実施に係る検査・予防接種の実施、健康支援センター（保健室、学生相談室）の運用等を行っている。学生の応急処置、健康相談、健康管理等のため、保健室を設置し、保健師2人を配置し、学外に学校医を指定している。学生の心の健康、対人関係、進路、生活に関する相談については、学生相談室を設置し、臨床心理士1人（非常勤）を配置している。学生相談室への相談件数は毎年400～500件程度である。

また、教員相談員や全教員のオフィスアワーでも相談できる体制をとっている。

平成23年度卒業生・修了生の学生満足度調査結果では、保健室の利用のしやすさは「不満」「やや不満」が6.6%、学生相談室の利用のしやすさは「不満」「やや不満」が6.0%（根拠：学生支援G 学生満足度調査クロス集計表）。

入学時のガイダンスおよび進級オリエンテーションで、健康の重要性、心身の健康管理や生活上での注意事項、健康に関する学内の施設利用について周知している。1年生に関しては、基礎ゼミの講義の中でも取り上げている。(資料 6-6 基礎ゼミ資料)

自身の健康と他人への迷惑を考え、禁煙に関する講習会等も行っており、全館屋内禁煙としている。

避難訓練の実施、AEDの設置のほか、緊急事態に備え、携帯電話等を用いて連絡・安否確認を一斉に行うことができるシステムを平成23年度に整備した。

中期目標において快適な学生生活を実現するための環境整備と、学生との意思疎通を密にした組織的な学生生活支援を挙げ、実態調査と環境改善に取り組んでいる(根拠：宮城大学中期目標)。平成23年度卒業生を対象にした学生満足度調査では、大学全体に対して「満足」「ある程度満足」が88.3%(資料 6-7 学生満足度調査)。

- ・東日本大震災発生後、被災状況調査を実施し、被災による心身の影響の把握を行っている。

- ・平成23年度は、東日本大震災後の学生による災害ボランティア活動の支援を行っており、災害ボランティア等報告会を開催している。(資料 6-8 災害ボランティア報告会)

- ・学生表彰制度により、功績のあった学生を表彰している。(資料 6-9 学生表彰)

[人権擁護]

「人権侵害の防止等に関する規程」に基づき、人権侵害相談員を置き、学生等からの相談に応じている。また、このほか、学生相談室、教員相談員でも相談できる体制をとっている。

[留学生に対する支援]

国際交流・留学生センターを中心として留学生の相談を受け付けている。外国人留学生の勉学意欲を高め、留学生受入れの一層の推進を図るため、入学時の留学生歓迎会、学期終了時の留学生懇親会を実施している。また、日本の伝統・文化に親しんでもらうため、歌舞伎の見学、世界遺産となった平泉金色堂などへのエクスカージョン、田植え、稲刈りなどの体験学習なども行っている。

<2>看護学部

他学部では、設置していない保健委員会を設置している。平成24年度より全学の健康支援センターと連携し、学生の心身両面に渡る健康支援体制がとられるようにした。

(資料 6-10 健康支援センター資料(基礎ゼミ用))

看護学部では、1年生から4年生まで、各学年で看護学実習を履修する。学生自身および、各実習施設の利用者等の安全を図るため、学生の修学における健康支援や、その一貫として感染対策が重要となる。そのため、まず、1年生および編入3年生に対し、基礎ゼミの全体講義に位置付けて看護学部で学修するにあたって必要な健康管理や予防接種への対応について周知している(資料 6-11 看護学部オリエンテーション次第、資料 6-12 看護学実習開始に際しての「予防接種」について)。具体的な対策では、予防

接種は、年間計画を立て、入学年度に、結核、B型肝炎、小児関連ウイルス感染症の抗体検査を行い、その結果に基づいてワクチン接種の勧奨を実施している（資料 6-13 平成 24 年度看護学部予防接種日程表）。また、1 年生および 3 年生は、実習期間がインフルエンザ流行時期と重なることから、インフルエンザの予防接種の勧奨と実施状況の把握を行っている（資料 6-12 看護学実習開始に際しての「予防接種」について、資料 6-14 平成 24 年度看護学部予防接種結果）。インフルエンザ対策では、平成 21 年度の新規インフルエンザの発生に伴い、大学の対応体制を基盤に看護学実習時におけるインフルエンザ罹患時（疑い含む）の対応体制のフローを作成した。加えて、健康観察記録票を作成し、学生自身による実習期間中の体調管理の徹底を図った。さらに、大学でマスクの確保を行い、実習病院・施設等への移動時のマスク着用を指導した。年度末には、学生にアンケート調査を実施し、インフルエンザの予防行動の実態把握を行った。平成 22 年度以降も、実習ごとに健康観察記録票を記載するよう指導している。また、平成 24 年度からは、全学的に学内でインフルエンザの予防接種を受けられる体制とした。

（資料 6-15 実習の手引き、資料 6-16 臨地実習中にインフルエンザに感染した場合の対応、資料 6-17 健康観察記録票、資料 6-18 宮城大学看護学部紀要第 14 巻 1 号）

インフルエンザ対策の他に、3 年生の領域別実習では、保育所や高齢者施設等での実習を行うことから、腸管感染症予防対策として、検便検査を実施している（小児看護学実習・老年看護学実習の実習先に結果を提出）。（資料 6-19 平成 24 年度腸内細菌検査に関する打合せ）

看護学実習に伴う学生への個別な健康支援では、特に 3 年生での領域別実習において、実習期間が長期となることから、心身の健康上の課題が表面化する学生が見られている。心身の健康の課題等により実習に支障を生じた学生などに対して、各科目担当者、実習委員会、学生委員会が連携し、支援する体制にしている。（資料 6-20 平成 24 年度 第 9 回看護学部学生委員会 会議録）

<5>看護学研究科

看護学研究科の大学院生は社会人が多く、大学院生であると同時に、看護職として、病院、施設等に勤務している者もいる。そのため、災害発生時は、専門職として様々な場所で、様々な対応にあたることが予測される。安否確認システムの導入に伴い、看護学研究科では、大学院生の安全を早期に把握し、災害発生による修学への影響を予測できる体制となった。導入した体制が効果的に機能するよう、安否確認システムへの登録方法等、繰り返し、対応の周知・徹底を図っている。（資料 6-21 安否確認システムの登録について（学生委員会））

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

<1>大学全体

[進路指導・ガイダンスの実施]
(学部段階)

- 1) ゼミ担当教員が中心となって各学生の適性に応じた指導を行っているほか、キャリアセンターの進路指導員も多面的かつ専門的な側面からの指導を実施している。
- 2) 学生の成長段階に応じ、基礎ゼミ、キャリア開発A～D、チームプロジェクト研究、インターンシップI・IIから構成されるキャリア関連科目を整備している。(資料 6-22 インターンシップの実績、資料 6-23 キャリア開発A～Dの概要)
- 3) キャリア開発センターと連携し、大学独自に合同企業説明会(年2回)、個別企業説明会(随時)を開催している。
- 4) 学外の専門学校との協力を得て、公務員対策セミナー等を開催している。

(大学院段階)

- 1) 大学院志望時において、入学後指導予定教員が事前に研究科終了後の就職希望、職場復帰についての意向を聞き取るとともに、入学時より個々の学生の能力・適性・資格等に対応した進路指導を実施している。
- 2) 大学のキャリア開発センターの進路指導員からも、随時、指導・助言を受けることができる態勢となっており、大学独自に開催される合同企業説明会(年2回)、個別企業説明会(随時)への参加も可能である。

[キャリア支援]

(学部段階)

- 1) 学部の学生委員会(原則毎月開催)にてキャリア開発の現状、課題についての認識の共有化を図り、キャリア担当教員を中心に個々の施策を実施する体制にある。
- 2) キャリア開発センターの運営委員として、学部の学生委員が参加し、全学の方針への関与、全学レベルでのキャリア開発支援体制が構築できる仕組みとなっている。

(大学院段階)

- 1) 学生委員会及び研究指導教員が中心となって、キャリア支援を行う。
- 2) 大学のキャリア開発センターの機能も活用できる体制を構築している。

<2>看護学部

・看護学部キャリア開発委員会では年間計画に基づき、3年次からのキャリアガイダンス、医療機関研究セミナー(合同説明会)、国家試験対策模擬試験、模擬試験解答説明会、学習会、特別講座などを企画・開催している。(6-24 看護学部キャリア開発委員会事業計画)

・看護学部の進路相談体制は、看護学部キャリア開発委員会が中心となり、教員9名、事務部学生支援グループ職員4名、キャリア開発センターのキャリアアドバイザー3名から構成され、毎月定例委員会を開催し情報の共有、連携を図っている。9名の教員は、相談窓口担当教員として4年生を分担し、卒業研究担当教員とも連携を図りながら進路に関わる個別相談・指導を行い、多面的かつ専門的な側面からの指導を実施している。

(資料 6-25 看護学部における進路指導体制)

- ・3、4年生に対して4月のオリエンテーション時に担当者の紹介とキャリア開発委員会の役割を説明し、学生への周知を図っている。
- ・公立大学法人宮城大学中期計画において「第1 教育研究の質の向上に関する目標を

達成するためとるべき措置」の「1 教育に関する目標を達成するための措置 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置」が定められている。ほか、中期計画において以下の(数値目標・毎年度)を掲げている。

- ・看護師国家試験新卒合格率 100%
- ・保健師国家試験新卒合格率 100%
- ・就職率 100%

<3>事業構想学部

ゼミ担当教員が中心となって各学生の適性に応じた指導を行っているほか、キャリアセンターの進路指導員も多面的かつ専門的な側面からの指導を実施しており、学生の成長段階に応じ、基礎ゼミ、キャリア開発A～D、チームプロジェクト研究、インターンシップI・IIから構成されるキャリア関連科目を整備している(資料6-22、資料6-23)。また、キャリア開発センターと連携し、大学独自に合同企業説明会(年2回)、個別企業説明会(随時)を開催している。

学部の学生委員会(原則毎月開催)にてキャリア開発の現状、課題についての認識の共有化を図り、キャリア担当教員を中心に個々の施策を実施する体制にある。また、キャリア開発センターの運営委員として、学部の学生委員が参加し、全学の方針への関与、全学レベルでのキャリア開発支援体制が構築できる仕組みとなっている。

<5>看護学研究科

平成24年度から、教務委員会、学生委員会が連携して年度当初に当該年度に修了予定の大学院生の進路調査を実施し、進路支援・就職支援の必要な大学院生の把握を行っている(資料6-26 大学院生：進路調査120528)。また、進路カードの記入を必須として周知を図り、未就職の大学院生の把握を継続的に行っている。(資料6-27 大学院修了後の進路調査ご協力のお願(学生委員会)、資料6-28 進路カード記入のお願い)

<6>事業構想学研究科

指導教員が中心となって各学生の適性に応じた指導を行っているほか、キャリアセンターの進路指導員も学部学生と同様に研究科学生に対しても多面的かつ専門的な側面からの指導を実施している。

研究科の学生委員会(原則毎月開催)にてキャリア開発の現状、課題についての認識の共有化を図り、指導教員とキャリア担当教員が連携して個々の施策を実施する体制にある。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

- 1) 東日本大震災による被災学生を対象に、大学独自に震災枠として授業料の全額免

- 除・半額免除を行い、平成23年度前期44,695千円、後期46,704千円、24年度前期54,250千円の減免を行った。
- 2) 学部教員の主導によるキャリア開発B、Dの科目の改変、インターンシップの充実等により、これまで以上に社会の実態に即した実践的なプログラムを提供している（資料6-22、資料6-23）。こうした効果は、学生のキャリア開発に対する意識の向上、就職内定率の上昇にも表れている。（資料6-29 事業構想学部卒業生の進路状況）
 - 3) 入学後指導予定教員が事前に大学院学生の希望を把握することにより、学生の志望に応じた進路指導ができています。こうした効果は、就職内定率の上昇にも表れている。（資料6-29）

<2>看護学部

- 1) 修学状況に課題のある学生に対し、教務委員会と学生委員会が、連携して対応に当たった。留年および復学した学生への修学支援と休学している学生に対する支援での役割の明確化と連動性が図られた（資料6-30 平成24年度 第2回看護学部学生委員会 会議録、資料6-20 平成24年度 第9回看護学部学生委員会 会議録）。課題要因の検討の資料とするため、入学年度ごとに休学者・退学者の人数等を把握していくこととした。（資料6-31 第5回看護学部学生委員会 会議録）
- 2) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮では、計画に基づき、予防接種を実施した。休学者を除くほとんどの学生が抗体検査および予防接種の対応を行っている（資料6-14 平成24年度看護学部予防接種結果）。学内で行ったインフルエンザの予防接種人数は、3学部で看護学部の学生が最多であった（資料6-32 インフルエンザ予防接種結果）。実習期間中の健康観察記録票への記載は、看護学部の全看護学実習において継続して行われており、学生の体調管理と体調不良の早期把握・対応に活用されている。また、心身の健康課題等で、実習が困難になった学生が生じた場合、各科目担当者からの学生委員会への連絡が速やかに行われており、学生委員会で状況把握や本人・保護者への対応に当たっている。
- 3) 進路支援については、保健師、看護師の国家試験合格率は全国平均を上回っており、平成23年度新卒者の国家試験合格率は保健師95.8%（大学新卒者の全国平均89.2%）、看護師100%（大学新卒者の全国平均97.3%）であった。また、平成23年度の就職希望者の内定状況は100%であった。（資料6-33 保健師・看護師国家試験合格状況（平成19年度～23年度））

<3>事業構想学部

- 1) 学修面については、「基礎ゼミ」において大学での学習方法を身につける教育を行うとともに、1年次前期から2年次前期における必修英語クラスにおいてクラス担任を導入し、各学部の教務委員会や学生委員会と連携しながら、学生生活が円滑に進むように支援体制を強化している（資料6-34 2012年度基礎ゼミガイダンス資料）。前述の連携によって全学年の履修状況の把握を行い、単位取得状況に問題が見られる学生をリストアップし、個別の状況確認や履修計画に対する指導を実施

した。事業構想学部の場合、専門分野が広くその選定に戸惑うこともあるため、ゼミ配属前の学生について、特に専門分野の選考を含めた履修計画等に配慮しながら指導を行っている。オフィスアワーについては、履修ガイド及び学生便覧に記載し、オリエンテーション時にも説明し周知を図っている。また、休学を希望する学生については学生委員会の担当教員が個別面接を行い、学科長や指導教員とも情報共有を行いながら、休学に至る原因や休学後の履修計画等について、相談、指導を行っている。

- 2) 進路支援については、学部教員の主導によるキャリア開発B、Dの科目の改変、インターンシップの充実等により、これまで以上に社会の実態に即した実践的なプログラムを提供している（資料 6-22、資料 6-23）。こうした効果は、学生のキャリア開発に対する意識の向上、就職内定率の上昇にも表れている。（資料 6-29）

<5>看護学研究科

- 1) 長期履修制度を導入後、多くの大学院生が利用している。長期履修制度を活用している大学院生は、各自が申請した期間の中で、計画的に修学を継続している。（資料 6-35 平成 24 年度長期履修申請者一覧）
- 2) 安否確認システムの導入により、これまで曖昧であった、大学院生の安否確認体制が明確となり、災害発生時対応の周知が強化された。（資料 6-21 安否確認システムの登録について（学生委員会））
- 3) 大学院修了後の進路調査の実施により、進路状況の継続的把握が実施されるようになった。（資料 6-26 大学院生：進路調査 120528、資料 6-27 大学院修了後の進路調査ご協力のお願ひ、資料 6-28 進路カード記入のお願ひ）

<6>事業構想学研究科

- 1) 学修面については、事業構想学事業構想学研究科では入学時オリエンテーションにおいて指導教員を中心に履修計画を作成し学修を円滑に進めるよう図っている。また、教務委員会、学生委員会、指導教員が連携しながら、学生生活が円滑に進むように支援体制を強化している。この連携によって指導教員を中心に個別の状況確認や履修計画に対する指導を実施した。また、休学を希望する学生については学生委員会の担当教員が個別面接を行い、学生委員会と指導教員が情報共有を行いながら、休学に至る原因や休学後の履修計画等について、相談、指導を行っている。
- 2) 進路支援については、指導教員が主に対応しているが、キャリア開発室とも連携を取って進めている。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

- 1) 生活支援については、カウンセラーの臨床心理士が1人で2キャンパスを対応しているため、更なるカウンセラーの充実が必要である。
- 2) 学部段階では、就職活動に直結する競争・公募型のインターンシップⅡのプログラムの一層の充実を図ることが課題である。

- 3) 大学院段階では、外国人留学生に対するキャリア支援の一層の充実を図ることが課題である。

<2>看護学部

- 1) 修学支援の必要な学生への対応として、教務委員会と学生委員会で連携して対応にあたっているが、個別の学習支援が必要な学生も見られている。科目担当教員との連携を強化し、個々の学生の課題に応じた支援が行われる体制づくりが必要である。また、保護者との協働についても具体的に検討する必要がある。
- 2) 予防接種の実施・勸奨等は、計画的に進められているが、想定以上の感染症の流行時の対応や、新たな感染対策の導入時の関係委員会等での情報共有の方法は、明確にされていない。学生への必要な感染対策の周知・対応が速やかに行われるよう、教務委員会、保健委員会、実習委員会、学生委員会、学生支援グループの情報共有の方法を具体的にし、より効果的・効率的な対応を図られるよう検討を要する。

<3>事業構想学部

- 1) 学修面については、平成 25 年度のカリキュラム改正へ向けて準備を進めている。
- 2) 進路支援については、就職活動に直結する競争・公募型のインターンシップ II のプログラムの一層の充実を図る必要がある。

<5>看護学研究科

- 1) 長期履修制度を利用する大学院生が増える一方で、各大学院生の修学の進行状況が把握しにくくなっている。担当教員と教務委員会、学生委員会で情報を密にし、修学上の課題を有している大学院生の把握が速やかに行われる体制づくりが必要である。また、進路調査の結果と修学支援・就業支援が連動するよう対応を検討する必要がある。
- 2) 安否確認システムへの大学院生の登録は、繰り返しの周知が必要であり、徹底するための周知に時間を要している現状がある。周知・徹底の方法を確立していく必要がある。

<6>事業構想学研究科

- 1) 指導教員と教務委員会、学生委員会の連携を更に深め、学修へ支援を強化する。
- 2) 就職活動についてキャリア開発室と指導教員の更なる連携強化を図ることを検討中である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

- 1) 授業料の減免について、平成 25 年度も震災枠を継続実施する。
- 2) 今後、学生のキャリア開発センター活用を一層促すことにより、早期段階から進

路指導を実施していく。

- 3) 今後、大学院学生のキャリア開発センター活用を一層促すことにより、早期段階から進路指導を実施していく。

<2>看護学部

- 1) 学生生活を送る上で課題のある学生（休学者含む）への支援や対応がより円滑に行われるよう、教務委員会、実習委員会、学生委員会、学生支援グループ、学生相談室等の連携を強化する方向で検討している。（資料 6-20 平成 24 年度 第 9 回 看護学部学生委員会 会議録）
- 2) 看護学実習に関連した予防接種等の感染対策や、学生個々の健康管理の周知・対応が図られるよう、各科目担当教員、保健委員会、実習委員会で情報を共有し、協働することとしている。（資料 6-36 第 7 回看護学部学生委員会 会議録）
- 3) 進路支援については、今後も国家試験合格率、就職内定率 100%を目標とし、事業計画を継続していく。

<3>事業構想学部

- 1) 学修面については、平成 25 年度のカリキュラム改正に向けて、複数の履修モデルを提示し、それぞれのモデルの到達目標及び到達方法を明示するとともに、学生への履修ガイダンスなどを通じて周知する。
- 2) 学生のキャリア開発センター活用を一層促すことにより、早期段階から進路指導を実施していく。

<5>看護学研究科

- 1) 学生委員会で把握した大学院の修学支援の希望を教務委員会と情報共有し、大学院生の修学を支援する取り組みを強化する。
- 2) 学生委員会による災害時の安否確認システムでの対応の周知を継続し、安否確認が徹底されるよう強化を図る。また、事務部広報グループと連携し、安否確認システムへの登録状況の確認が定期的に行われる体制となるよう検討する。新入生に対しては、入学時に行う新入生オリエンテーションの説明内容に位置付けて周知する。
- 3) 平成 25 年度以降も、学生委員会の所掌業務に進路調査と進路カードの記載の周知を位置づけ定着化を図り、大学院生の進路の把握を定期的に行う。

<6>事業構想学研究科

- 1) 学修面については、各指導教員が、自らの専門分野における複数の履修モデルを提示し、それぞれのモデルの到達目標及び到達方法を明示することにより、入学後の学修を円滑にしていく。
- 2) 進路支援については、今後、学生のキャリア開発センター活用を一層促すことにより、早期段階から進路指導を実施していく。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

- 1) 生活支援については、カウンセラーの臨床心理士をさらに1人確保する方向で検討中である。
- 2) 学部段階では、就職内定率100%という目標を受け、全学のカリキュラム改編とも歩調を合わせて、これまで以上に総合力育成に重点を置いたプログラムへの改訂を行う。
- 3) 大学院段階では、キャリア開発センターを活用し、大学院の学生向けのガイダンスの充実を図っていく。

<2>看護学部

学習が困難となっている学生の把握と、困難となっている要因への対応が速やかできるよう、平成25年度から教務委員会と学生委員会が協働し、科目担当教員と学生委員会、教務委員会、実習委員会等の情報の共有や協働体制、学生や保護者への対応についてのガイドラインをまとめ、体制の明確化を図っていく。(資料6-37 看護学部における学生の修学支援のガイドライン)

<3>事業構想学部

- 1) 学修面については、GPA導入により、学習の遅れている学生へのフォローを行っていく。
- 2) 進路支援については、就職内定率100%という目標を受け、全学のカリキュラム改編とも歩調を合わせて、これまで以上に総合力育成に重点を置いたプログラムへの改訂を行う。

<5>看護学研究科

平成24年度行った進路調査や進路カードの記載等が定着するよう、平成25年度に学生委員会および研究指導教員および事務学生支援グループとの連携体制を明確化し、大学院生の修学の進捗および能力や適性に応じた進路指導・就職支援を行う。また、新入生に対しては、入学時に行う新入生オリエンテーションに、学生生活ガイダンスを組み込み、その中で安否確認システムの説明を行う。(資料6-38 新年度オリエンテーション予定表)

<6>事業構想学研究科

- 1) 学修面については、指導教授を中心に学生指導を各学生のニーズに合わせてきめ細かく進めていく。
- 2) 就職指導を入学時から、指導教員と学生、キャリア開発センターの3者が連携して行っていく。

4. 根拠資料

6-1 中期目標 (既出 1-14)

- 6-2 全学の留年率および休・退学率
- 6-3 平成24年度第1回看護学部学生委員会会議録
- 6-4 大学院生の皆様へのお知らせ（看護学研究科）
- 6-5 看護学研究科セミナー開催実績
- 6-6 基礎ゼミ資料
- 6-7 学生満足度調査（既出4(IV)-9）
- 6-8 災害ボランティア報告会
- 6-9 学生表彰（既出4(IV)-10）
- 6-10 健康支援センター資料（基礎ゼミ用）
- 6-11 看護学部オリエンテーション次第
- 6-12 看護学実習開始に際しての「予防接種」について
- 6-13 平成24年度看護学部予防接種日程表
- 6-14 平成24年度看護学部予防接種結果
- 6-15 実習の手引き（看護学部）（既出4(II)-2）
- 6-16 臨地実習中にインフルエンザに感染した場合の対応
- 6-17 健康観察記録票
- 6-18 宮城大学看護学部紀要第14巻1号
- 6-19 平成24年度腸内細菌検査に関する打合せ（看護学部）
- 6-20 平成24年度第9回看護学部学生委員会 会議録
- 6-21 安否確認システムの登録について（学生委員会）
- 6-22 インターンシップの実績
- 6-23 キャリア開発A～Dの概要
- 6-24 看護学部キャリア開発委員会事業計画
- 6-25 看護学部における進路指導体制
- 6-26 大学院生：進路調査120528
- 6-27 大学院修了後の進路調査ご協力をお願い（学生委員会）
- 6-28 進路カード記入をお願い
- 6-29 事業構想学部卒業生の進路状況
- 6-30 平成24年度第2回看護学部学生委員会 会議録
- 6-31 第5回看護学部学生委員会会議録
- 6-32 インフルエンザ予防接種 結果
- 6-33 保健師・看護師国家試験合格状況（平成19年度～23年度）（既出4(IV)-5）
- 6-34 2012年度基礎ゼミガイダンス資料（事業構想学部）（既出4(II)-4）
- 6-35 平成24長期履修申請者一覧（既出4(III)-38）
- 6-36 第7回看護学部学生委員会会議録
- 6-37 看護学部における学生の修学支援のガイドライン
- 6-38 新年度オリエンテーション予定表

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

施設設備の整備・活用等については、県が定める中期目標において、「全学的に施設設備の有効活用を図った上で、中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに、良好な教育研究環境を保持するため、施設等の適切かつ効率的な維持管理を行う。」という目標が示されている。

本学が策定した中期計画においても、次の目標を定めている。

- 1) 土地建物などの活用状況の点検・評価を行い、有効活用を図る。
- 2) 施設の整備に当たっては、中・長期的な計画を策定する。
- 3) 設備の更新に当たっては省エネルギー等へ配慮するとともに、キャンパスレンジャー等学生参加型による、環境と共生し調和するエコキャンパスづくりを推進する。
- 4) 施設設備の維持管理については、管理規程を整備し、適切かつ効率的に行う。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

[校地・校舎等の整備状況]

1) 校地環境等

宮城大学は仙台市の北に隣接する大和町に大和キャンパス、仙台市太白区に太白キャンパスと2か所に位置している。

大和キャンパスは平成9年度の開学で看護学部、事業構想学部が所在しており、自然を活かした遊歩道等が整備されて学生や市民の憩いの場となっている森林等で構成される緑豊かなキャンパスで大学敷地は200,888㎡となっている。

太白キャンパスは平成17年度開設の食産業学部が所在しており、前身は県立農業短期大学であった。キャンパスの周囲は閑静な住宅団地でキャンパス内の小規模な旗立農場と太白キャンパスから南西に約8km離れて立地し実習及び研究に供される坪沼農場を合わせると食産業学部の大学敷地は491,506㎡となっている。

両キャンパスは自然豊かで教育環境に恵まれた場所に位置している。森林等も含めて校地に算入できる空地の面積は大和キャンパスで113,069㎡、太白キャンパスは農場も含め428,217㎡で両キャンパスの空地の合計面積は541,286㎡と十分な空地を有している。

校地面積と空地面積を合わせた大学敷地の合計は692,394㎡である。

2) 校地面積

本学の校地面積は、大和キャンパス87,819㎡、太白キャンパス63,289㎡で、合計校地面積は151,108㎡となっており、大学設置基準第37条第1項の規定による校地の

必要面積は 16,800 m²であり、校地面積は必要面積を十分に上回っている。

3) 校舎において備えるべき専用施設の有無

校舎には大学設置基準第 36 条第 1 項に定める専用施設として、学長室、会議室、事務室、研究室、教室、講義室、演習室、実験室、実習室、図書館、保健室、学生自習室、学生ラウンジを備えている。

4) 専任の教員の研究室の確保の有無

専任の教員の数は 144 人で、教員の研究室は共同研究室を含め 154 室を確保している。

5) 学科又は課程に応じた教室の種類と数の確保の有無

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める教室等については、必要な数の専用の普通教室 6 室、図書館、専用の実習室 6 室及び教育上必要な機械器具、標本等を備えている。

6) 情報処理及び語学の学習のための施設の有無

大学設置基準第 36 条第 4 項に定める情報処理及び語学の学習のための施設として、コンピュータラボ 5 室、パソコン 237 台と英語自習室を備えている。

7) 体育館、体育館以外のスポーツ施設、講堂、寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導施設の有無

大学設置基準第 36 条第 5 項に定める体育館等の施設として、体育館、トレーニング室、講堂、サークル室、学生会館等を備えている。

8) 校舎面積の法令適合性

大和キャンパス施設の合計面積は 40,749 m²で、うち校舎面積は 36,780 m²となっており、大学設置基準第 37 条の 2、別表第 3 イ・ハの規定による校舎の必要面積は 8,098 m²であり、校舎面積は必要面積を上回っている。

太白キャンパス施設の合計面積は 26,006 m²で、うち校舎面積は 23,343 m²となっており、大学設置基準第 37 条の 2、別表第 3 イの規定による校舎の必要面積は 7,437.3 m²であり、校舎面積は必要面積を上回っている。

9) バリアフリー化の有無

本学におけるバリアフリー化の状況は、エレベーター、身障者用トイレが設置されていることにより障害のある学生等が各施設等を利用することを確保されている。

10) 機械、器具等の種類、数の充足性

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に定める基準に適合している。また、各教室には教育に必要な視聴覚機器等を備えている。

校地・校舎・施設・設備の維持・管理の確保については、施設管理、警備、清掃、入退室監視システム保守点検、エレベーター保守点検等の業務は外部委託を活用して大和、太白両キャンパスで 47 件の業務委託契約により実施しており、安全な教育研究環境を確保している。

また、学生ボランティアグループ（キャンパスレンジャー）によるトイレ清掃、校地内に設置されているベンチ清掃など学生参加型でも行われている。

安全・衛生の確保については、昨今の地震等の多発に鑑み、平成23年に学生及び教職員の安否を確認するシステムを導入したほか、発生が予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため危機管理規程を定めている。

また、職員安全衛生管理規程を定め、衛生管理者、産業医等を定め、職員の衛生問題に関する重要事項を審議するため事業場衛生委員会を設置している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書については、平成19年の自己点検評価報告では蔵書冊数が学生一人当たりの蔵書冊数が少ないということが課題として挙がっており、その後、雑誌購入額の検討、法人化後は研究費購入図書を資産として図書館の所蔵とすることや寄贈図書受入の推進など蔵書数を増やす取り組みがなされてきた。平成21年度に公立大学法人化し、「学生の能力向上や教員の教育研究活動を促進するため、専門図書の充実、図書の電子化、学内情報ネットワークの高速化等の整備を図るとともに、学生の語学修得等のための環境を整備する」という中期の目標が制定され、中期計画として平成26年度末までに学生一人当たりの蔵書数を90冊、入館者数利用者数を135,000人、館外貸出冊数を25,000冊とするという目標を掲げている。

平成17年度の数値では、学生一人当たりの蔵書数が53.4冊、蔵書冊数（大和）69,313冊、蔵書冊数（太白）32,000冊であったので、蔵書数の合計が6年間で約60,000冊の増加と順調に蔵書数が改善していることがわかる。今後も中期計画で掲げている学生一人当たりの蔵書数の目標値が達成できるよう引き続き蔵書数の増加に努めていく。（資料7-1 蔵書冊数の推移）

学術雑誌については、年々洋雑誌の価格が高騰しているため、毎年購入タイトル数の見直しを行っている。平成23年度の雑誌の受入数は1,515タイトルで、そのうち購入しているのは440タイトル（うち洋雑誌122）となっている。

電子情報の整備としては、利用可能な電子ジャーナルは8,838種類、データベースは教育・研究の重要な支援としてCiNii、EBSCOhost、JdreamII、magazineplus、ProQuest Agriculture Journals、医学中央雑誌、SciFinder、ルーラル電子図書館、ELNET、聞蔵II、河北新報データベースなどを導入している。

データベースの利用はオリエンテーション、利用者教育の推進により、検索性・対外文献複写依頼とともに平成22年度以降数字が伸びている。（平成23年度は震災の影響で利用数が減少した。）館内のコピー件数は、図書館所蔵資料がよく使われている指標とも言える。（資料7-2 データベースと対外文献複写依頼件数の推移）

図書館の規模は、閲覧スペースは大和が1,213㎡、太白が743㎡、閲覧座席数は大和・太白を合わせて300席であり、学生定員数の約17%が確保されている。資料の検索には大和は7台、太白は4台の端末が館内に設置してあり、利用者は自由に使うことができる。

職員は、大和キャンパスが専任職員1名（司書有資格者）、非常勤職員4名（司書有資格者）、太白キャンパスが専任職員1名（司書有資格者）、非常勤職員3名（司

書有資格者)、臨時職員1名を配置している。

開館時間は、両キャンパスとも月曜日から金曜日までの9時から19時まで、19時15分以降22時までと土日祝の閉館日は9時から22時までではカード認証による入退館システムで時間外利用が可能となっている。通常の開館時間は一般にも開放しており、地域貢献にも努めている。(資料7-3 図書館施設)

学術情報相互提供システムの整備については、学内ネットワークが整備され、電子資料については学内からも検索可能である。また、県内の公共図書館の横断検索、学都仙台OPACの加入などにより、県内所蔵の資料を広く検索できるようにしている。

文献複写・相互貸借サービスは国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムに参加し、全国の大学図書館と連携し学術研究の相互支援を行っている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

平成24年度は、平成22年策定の施設整備計画に基づく空調設備の更新工事、食産業学研究科博士後期課程の翌年度新設に伴う研究設備の配備をするなど、研究施設・設備については、計画的な更新を行っている。

また、学習環境の改善、施設の活用の見直しを含め大学施設の有効活用を図るため、施設有効活用検討委員会により大和キャンパス改修等工事年次計画を策定し、平成23年度末から4カ年計画で改修工事に着手している。

教育研究支援体制として、ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)制度を運用している。TA、RAについては、教育上の効果の面もあるものの、労働者としての面を労働基準監督署に指摘されたことから、平成24年度後期から労働契約を結ぶことを原則としたシステムに改めた。

教員に配分する研究費は、専任教員個人の申請により配分する一般研究費、学内公募により選定された取り組みに対して助成する指定研究費、海外研究費がある。一般研究費は、職階に基づく上限金額が設定されている。指定研究費、海外研究費は、震災復興など地域社会の課題解決や学部横断型研究、長期・短期海外研究などの要件を満たすものを公募して、研究計画等に基づき審査・選定している。このほか、国際学会等派遣旅費を学内公募により選定している。

また、科学研究費補助金その他の競争的資金については、平成26年度までに2億円を獲得することを目標に掲げており、科研費申請研修会を各学部で開催し、平成23年度は予定を上回る148,166千円を獲得した。

教員の研究室は154室を確保しており、授業を担当する専任教員の数143人(学長を除く)を上回っている。

若手教員の負担を軽減するため、全学委員会の整理統合により管理運営業務の削減に努めている。

海外研究費、自主研修制度により、教員が中・長期に自己の研究調査に専念できる環境整備に努めている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

<1>大学全体

「教職員倫理憲章」「研究倫理規程」に研究者が遵守すべき倫理の保持に関する事項を定め、高い倫理規範と誠実な行動、生命と個人の尊厳の尊重、データの適切な保管・公表、研究費の適正使用など研究者の責務・態度を規定している。また、遺伝子組換え実験安全管理規程、動物実験規程など研究倫理に関連する規程を設けている。

研究委員会の下に、研究倫理専門委員会、動物実験専門委員会及び遺伝子組換え実験安全管理専門委員会の専門委員会を置き、各専門委員会の委員長は、研究委員会の委員長の付託、または必用に応じて専門委員会を開催し専門的な対応を行い、専門的な対応又は対応案について研究委員会委員長に報告しなければならない。研究委員会委員長は、研究委員会において審議又は報告を行うとともに必用に応じ、その結果を学長に報告するものとしている。

遺伝子組換え実験計画の審査は、研究委員会の下での遺伝子組換え実験安全管理専門委員会で、動物実験計画の審査は、動物実験専門委員会で、ヒトを直接対象とする研究計画の審査は、研究倫理専門委員会または看護学部・研究科の倫理委員会で審査を行っている。平成23年度の審査件数は、遺伝子組換え実験が5件、動物実験が17件である。

なお、研究倫理専門委員会は、研究を担当する理事、学部及び研究科毎に選出される教授、医療又は人権に識見を有する本学専任教員において委員長が指名する者、事務部長及びその他委員会が必用と認めた者で構成され、研究者等からの申請に基づき、ヒトを直接対象とする各種事案の研究内容及び実施計画や実験計画について審査等を行っている。ただし、看護学部及び看護学研究科に設置されている倫理委員会の対象となる研究については、看護学部・看護学研究科倫理委員会運営内規に基づき審査等を行っている。

また、動物実験専門委員会においては、研究を担当する理事、管理者、実験動物管理者、動物実験主任者、学部長等が指名する各学部、各研究科教授、教職員の健康、安全管理等に責任を有する事務職員、その他学長が認める者で構成され、動物実験責任者から学長に申請された動物実験計画書について、学長の付託に応じ審査等を行っている。

遺伝子組換え実験安全管理専門委員会においては、遺伝子組換え実験全般について管理するとともに遵守すべき安全確保に関する必要な事項を定め、実験の安全かつ適切な実施が行われるよう、適切な措置をとっている。

<2>看護学部

本学部では、看護学部・看護学研究科委員会の一つとして、看護系教員と看護系外の教員より構成された看護学部・看護学研究科倫理委員会を設置している。この委員会は、看護学部・看護学研究科倫理委員会運営内規に基づき審査等を行っているが、平成24年に、宮城大学研究倫理規程、研究倫理専門委員会規程との関連を明確にすること、審議内容の明確化のために内規を改訂した。（資料7-4 看護学部・研究科倫理委員会議事録）

委員会に倫理申請ができるのは、看護学部・看護学研究科の教員および学生である。審査を希望する教員や学生は、研究に先立ち、所定の審議申請書と研究計画書および関連資料を倫理委員会に提出し、委員会は、提出された書類やヒアリングによって審議している。また、研究科の学生においては、看護学研究科履修規定第9条により、倫理委員会の承認を得てから、期日までに主研究指導教員に研究計画書を提出することとなっているため、全学生が申請し承認を得ている。委員会では、承認、再審査などの判定を行い、必要に応じて研究計画の変更・修正を求めるなど、適切に運営されている。

平成23年度は申請件数45件（再申請含む）、承認件数21件であった。（議事録参照）。提出する必要書類や記述内容の明確化のため、平成24年度に、従来から使用していたチェックリストを改訂し「看護学部・看護学研究科倫理委員会審議申請に当たってのチェックリスト」として、申請書類をチェックできるようにした。その後、再審査の件数は減少している。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

本学は、開学後15年が経過して施設面での狭隘化と設備面での老朽化が進行して空調等の設備の更新の時期に来ていることから、中期計画期間中における施設整備に当たり、整備方針を明確にするため、平成22年度に施設整備計画を策定して、県と協議を継続してきた結果、平成24年度に施設整備計画の一部である大和キャンパスの空調設備の中央監視装置・自動制御盤等の更新工事と、食産業学部の坪沼農場管理棟改修工事に係る設計に着手することができた。

更に、学習環境の改善、施設の活用の見直しを含め大学施設の有効活用を図るため、平成23年度に施設有効活用検討委員会により施設有効活用方策大和キャンパス改修等工事年次計画が策定され、平成23年度末から4カ年計画で改修工事に着手している。（資料7-5 公立大学法人宮城大学施設整備計画（平成22年6月28日理事会決定）、資料7-6 公立大学法人宮城大学施設整備計画（整備スケジュール平成23年9月改定）、資料7-7 施設有効活用検討委員会設置要綱、資料7-8 施設有効活用方策大和キャンパス改修等工事年次計画）

② 改善すべき事項

- 1) 施設整備計画は施設・設備の経年劣化の進行状況等による見直し、変更が必要となった場合は、計画を修正のうえ整備を実施することとする。
- 2) 学術洋雑誌の価格が年々高騰しており、毎年タイトル数を削減し対応してきた。しかし、学術研究機関としてある程度のタイトル数は維持すべきとの考えから平成25年度は現状のタイトル数を維持した。今後も同様の傾向にあるので、この状況をどう改善していくかが課題である。
- 3) 公立大学として今後いかに存在を確立することができるか。図書館としても特色を打ち出していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

平成24年度に一部着手することができた施設整備計画を達成するため県との協議を継続し、施設整備計画を実施していく。

② 改善すべき事項

- 1) 給排水衛生設備等の小規模修繕については、不具合が発生の都度修繕等を実施しているが、施設管理の委託業者等と連携のうえ、交換・修繕等が必要と見込まれる箇所の全容を可能な限り把握し、計画的に取り組むことも必要である。
- 2) 今後は価格と予算、利用状況等を鑑み、冊子体から電子ジャーナルへの移行やデータベースの導入などにより、学生・教員が必要な情報を得ることができるように引き続き検討を行う必要がある。また、電子ジャーナルは利用できるタイトル数が多いが、冊子体の雑誌に比べその認知度が低いという面があるので、その利用促進をさせるよう広報に努める必要がある。
- 3) 本学は「地域に根ざし世界に開かれた大学」を目指しており、グローバル人材育成事業にも力を入れている。図書館でもベトナムをはじめとするASEANを中心とした国々に関連した資料の収集を行っており、今後はASEANとの結びつきが強いという特色を持つ大学としての存在意義を確立させていく必要がある。また、館内の設備についても、アジアに関する活発なコミュニケーションや議論、プレゼンができるようなアクティブブースをつくるなど、資料の収集にとどまらず図書館の施設面でもグローバル化を推進する取り組みを行う必要がある。

4. 根拠資料

- 資料 7-1 蔵書冊数の推移（日本図書館協会調査による）
- 資料 7-2 データベースと対外文献複写依頼件数の推移（宮城大学統計資料による）
- 資料 7-3 図書館施設（平成23年度学術基盤実態調査より）
- 資料 7-4 看護学部・研究科倫理委員会議事録
- 資料 7-5 公立大学法人宮城大学施設整備計画（平成22年6月28日理事会決定）
- 資料 7-6 公立大学法人宮城大学施設整備計画（整備スケジュール平成23年9月改定）
- 資料 7-7 施設有効活用検討委員会設置要綱
- 資料 7-8 施設有効活用方策大和キャンパス改修等工事年次計画

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

社会との連携・協力に関する方針については、中期目標において地域貢献に関する目標等が「実学を柱とした教育による優れた人材の育成や、地域連携・産学官連携による地域の課題やニーズに対応した取り組みにより、地域社会への貢献を果たす」と定められており、中期計画においては、この中期目標を達成するためにとるべき措置を、県民の高等教育機関としての役割、地域社会への貢献、産学官の連携、大学間の連携について具体的に定めている。

このような方針に基づき、本学においては、「地域に開かれた大学」として、地域貢献の窓口である地域連携センターの活性化を図り、大学の総合力を発揮して、受託研究、共同研究等、外部との連携による教育研究活動、社会人教育の環境づくり、高校と大学との円滑な接続に資する取組を積極的に進めている。特に現在は、南三陸復興ステーション、サテライトキャンパス仙台アエルを活用し、東日本大震災被災地の復興支援に積極的に取り組んでいる。

また、国際交流については、中期目標において「世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、学生や教職員の国際交流を推進するとともに、海外大学との連携による教育研究活動を通して国際社会への貢献を図る」と定められており、中期計画には、これを達成するために、国際交流を推進するための体制整備、海外大学との連携、留学や留学生支援についての措置を具体的に掲げている。

これらの方針に沿って、国際交流・留学生センターを中心に、海外大学との連携や留学しやすい環境の整備等を推進している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

[地域社会への貢献]

イ 大学の連携、協働の窓口としての地域連携センターの機能を充実強化し、公開講座やシンポジウムの開催、共同研究、地域課題に対する技術指導・情報提供など大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行っている。

ロ 市民への学習機会の提供と大学施設の開放

社会人等が大学において学習しやすい環境づくりに向け、地域連携センターを中心に、大学のキャンパスの内外で、出前授業、サイエンス&カルチャー市民セミナー、学部公開講座、サテライトキャンパス講座、高大連携講座、小大連携講座、移動サテライト講座、「専門職生涯学習コース」を積極的に展開している。

「出前授業」は、大学の教育・研究の成果を地域に還元し、高校生の本学への理解を深めるために、教員が東北各地の高校に出向いて行っている。

「サイエンス&カルチャー市民セミナー」は、キャンパス内においてゼミナール形式で実施する、地域住の民実生活に密着した課題解決型基礎講座である。平成24年度は安心・安全をテーマとして8回連続のセミナーを実施した。

「学部公開講座」および「サテライトキャンパス講座」は、各学部の専門性を生かした市民向けセミナーで、キャンパスの内外で実施している。

「高大連携講座」は宮城県の依頼に基づき実施している講座で、県内の高校へ学長を含めた本学教員が出向いて実施している。

「小大連携講座」は県内の小学校からの求めに応じて本学教員を派遣して行ったものである。

「移動サテライト講座（大崎市）」は大崎市の求めに応じて実施している講座で、大崎市民と周辺自治体住民を対象としている巡回講座である。合併により区域が拡大した市町村では、複数箇所の公民館を巡回して各回の講座を行うなど、住民の方々に本学の企画が広く行き渡るよう工夫している。（資料 8-1 公開講座等一覧）

ハ 図書館の利用時間の延長や大学施設の地域への開放など住民サービスを拡大した。

ニ 宮城県や自治体からの受託事業

「専門職生涯学習コース」として、大学キャンパス内において認定看護師スクールを実施した。また、自治体派遣職員を対象とした地域連携実務研修を実施した。（資料 8-2 事業部活動報告）

[産学官の連携]

イ 新事業の開拓や地場産業の振興を目的として、企業宮城県基盤技術高度化支援センター（KCみやぎ）、食産フォーラム、その他特定研究分野（RMPC 研究会等）のメンバーとして活動を行っている。

ロ 既に協定を締結している自治体との連携のもと、地域課題の解決にあたっている。特に、震災復興支援の観点からは、県やその他の自治体と連携した取組を積極的に進めている。

ハ 地域連携センターに地域振興事業部を有し、専門の調査研究員4名を配置して、自治体、企業等を対象にした受託調査研究事業や職員研修事業を行っている。

[学外組織との連携協力による教育研究の推進]

県内の病院や企業などにおける実習・インターンシップ・地域性のある授業の開設等を通じて県内就職者の比率を高める努力を行っている。さらに、地域に貢献する教育研究拠点とするため、大学院への社会人の受入れを積極的に進めている。

[大学間の連携]

学都仙台コンソーシアムへの参画による単位互換授業の提供や、サテライトキャンパスの公開講座の実施などにより、宮城県における大学間の連携を強化している。さらに、宮城大学、仙台市泉区所在の5大学、泉区役所が連携協定を結び、地域活性化を共同

で推進する体制を確立することができた。中でも、文部科学省大学改革実行プランの一環である平成24年度「大学間連携共同教育推進事業「コミュニティ・プランナー育成のための実践的教育課程の構築」に、兵庫県立大学を連携校として採択された。この事業は教育における質的転換とステークホルダーとの協働を特色としていて、社会の要請にこたえるべく、平成28年度まで継続される。

以下に示すとおり、地域社会、国際社会との交流事業に積極的に取り組んでいる。

[国や地方公共団体の政策形成への貢献]

法人化以降、「地域に密着した研究を推進する大学」として、宮城県や県内自治体の政策課題や地域課題に関する調査・研究を受託してきた。加えて、平成23年3月に東日本大震災が発生するに及び、全学をあげて被災地復興支援を行っている。

以下に示すとおり、緊密かつ継続的な連携を図っており、平成24年度現在、以下の自治体と包括連携協定を締結している。（資料8-3 自治体との包括連携協定）

宮城県気仙沼市、南三陸町、大崎市、加美町、白石市

このほか、学外組織との連携活動として、以下に示すような取組を行っている。

[宮城県との連携]

イ 看護職員確保対策関連事業の一環としての認定看護師教育課程の共同実施（平成21年度～）（資料8-4 認定看護師教育課程）

ロ 県内高校に対する出前講義の実施

[地域振興事業]

地域振興事業部は、平成23年度末において専任の調査研究員4名、非常勤職員21名の計25名のスタッフを抱え、緊急経済対策や復興支援等の新たな社会的ニーズに機動的に対応すべく人員の増強を図ってきた。従来からの自治体への専門知識や知的資源の提供に加え、大学の外部資金獲得（補助金・助成金等）に向けて、リサーチ・アドミニストレーター（URA : University Research Administrator）として研究者の研究活動活性化のための環境整備及び大学等の研究開発マネジメント強化等にも積極的に参画し、同事業部の安定的で自律的な経営基盤の強化に取り組んでいる。

事業実施の現状は、以下のとおりである。（資料8-2 事業部活動報告）

イ 自主調査研究事業

自主調査研究は、社会的な関心の高い課題に着目し、新たな政策開発や先導的プロジェクトにつなげることを目的として、研究員の自発性・主体性に基づいてテーマを設定し、実施している。平成24年度は、過年度の研究を継承しつつ、震災復興支援プロジェクトとして、「復興まちづくり推進センター（仮称）設置支援事業～新しい公共による地域コミュニティ再生・復興まちづくり支援体制の構築に向けて～」、「水産資源の保護に配慮した持続可能な漁業の振興～閉上赤貝ブランドの再生に向けて～」、「クラインガルテンを通じた農山村地域の新たな価値創造に関する調査研究～「クラインガルテン下郷（仮設住宅機能）」を事例として～」に取り組んできた。

ロ 受託調査研究事業

推移を年次ごとにみると、自助努力により受託件数を平成21年度6件、22年度11件、23年度13件と伸ばしてきたが、これは緊急雇用対策事業による雇用と業務が結びついた受託の拡大、復興支援プロジェクトと業務が結びついた補助研究等事業等の件数が増したことによる。

ハ 職員研修事業

地域や行政等が抱える課題をテーマとして実務研修に取り組むことにより、新たな地域課題に対応可能な実践的なスキルの習得と企画・計画立案能力の向上を目指している。また、プロパーの研究員のみならず、自治体、民間企業等から3年以上の実務経験のある職員・社員を研究員として受け入れ、地域課題解決のための実践力を備えた人材育成のためのカリキュラムを作成し、実施してきた。また、復興まちづくり推進員等の非常勤職員を対象として、中越災害実地研修や岩手・宮城内陸地震からの復興の歩み、阪神・淡路大震災の復興における地域活動支援等を含む述べ10回の実務研修を行った。

[国際社会との交流事業の取組]

・海外大学との交流状況

これまでに4カ国6大学と包括的な交流協定を締結し、短期・長期の留学や共同研究など、学生・教職員の国際的活動を支援・促進している。例えば、タンペレ応用科学大学（フィンランド）と福祉・健康に関するシンポジウムを、ロイヤルメルボルン工科大学（オーストラリア）と食産業に関するシンポジウムなどを開催している。本学はより活発な国際交流のため、アジア地域を含め協定校のさらなる拡充を進めている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

市民への学習機会の提供と大学施設の開放による住民との交流機会が増大し、地域社会への貢献が進展している。

本学では、県や市町村から事業を受託する等、社会貢献の重要な事業として地域振興事業を推進しており、地域振興事業部では地域課題解決に向け、以下に示す3種類の事業を推進し、地域の課題解決に役立っている。

1) 自主調査研修事業

- ・自主調査研究の成果を踏まえた、持続的な復興支援活動への展開

名取市の閑上アカガイのブランド化について、三井物産環境基金の助成を受けて復興支援を持続的に展開している。

2) 受託調査研究事業

受託事業収入の増加、顧客の拡大による地域課題の解決に貢献した。

3) 職員研修事業

- ・自治体からの職員派遣受入、大学と自治体の連携協定の機運醸成

美里町及び利府町から職員を受け入れ、科目等履修やOJTによるスキルアップを図っている。

② 改善すべき事項

1) URAシステムの構築

本学のURAは現在地域振興事業部長が兼務しており、研究者の研究活動活性化のための環境整備及び研究開発マネジメントの強化が課題となっている。

2) 地域連携事業においては、地域貢献の継続性を担保するという観点から、単年度決算の改善及び収支均衡の実現、新しいビジネスモデルの創出という課題を有する。

3) 産学連携活動

教育機能の開放や地域交流については一定の成果を上げているものの、教員の学術研究活動から生まれた成果（知的財産等）を社会に提供しその発展に貢献するという機能については、一定の成果を上げているとは言えない。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

1) 自主調査研修事業

「復興まちづくり推進センター（仮称）実証事業」や「クライנגルテンを通じた農山村地域の新たな価値創造に関する調査研究」についての研究報告をとりまとめ、将来に向けた外部資金獲得の布石とする。

2) 受託調査研究事業

本学と地方公共団体との過去の共同・連携による取組事例をもとに、地方公共団体に対する宮城大学の貢献度及び今後の取組の可能性を調査することとしている。その結果を踏まえ、今後の包括的又は部分的な共同・連携の制度や仕組みの簡素化、成果の可視化を図り、課題解決型の協定に進化させていく。

3) 職員研修事業

自治体派遣職員が、研修の一環として、美里町、加美町、大和町との連携に向けた協議をスタートさせる予定。

② 改善すべき事項

1) URAシステムの構築

本学における研究マネジメント人材の育成・定着に向けたシステム整備等を進めていく。本学における地域貢献の実態を踏まえ、小規模大学として地域連携に特化した特色あるURAシステムを構築していく。

2) 地域連携事業においては、これまで蓄積してきた自治体との受託事業を柱にするも、その収益性を高める努力をする。また、社会変革や地域協働等を誘発し、その中で事業のプレイヤー側としても参画し、地域社会の課題解決に直接的に貢献できるような新たなビジネスモデルの創出を図っていく。

3) 産学官連携活動

大学の設置目的が地域ニーズを満たすものであり、教員の専門領域が看護、食品、事業構想といわゆる地財形成になじみにくい側面がある。知的財産の形成には引き

続き体制整備を行っていくが、同時に地域の大学として重要である地域活性化や被災地復興支援にさらなる成果が上がるよう努めていく。

4. 根拠資料

- 8-1 公開講座等一覧
- 8-2 地域振興事業部活動報告 2012
- 8-3 自治体との包括連携協定
- 8-4 認定看護師教育課程

第9章 管理運営・財務

I 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の業務運営の基本方針は、業務方法書第2条において地方独立行政法人法第26条第1項の規定により作成した中期計画に基づき、業務の効率的かつ効的な運営に努めるものとする旨を明示している。

中期目標では、理事長のトップマネジメントにより、法人全体の視点に立った迅速な意思決定を行うことができる運営体制を構築し、戦略的で機動的な法人運営を行うとの方針が示されている。

中期計画の「第3業務運営の改善及び効率化」に関する目標としては、「理事長を中心とする運営体制の構築」、「戦略的な予算等の配分」、「学外の有識者等の登用」の3つが掲げられており、これらの中期計画を達成するための主な措置として、第1に、理事長のトップマネジメントにより、法人全体の視点に立った迅速な意思決定を行うため、理事会の定期的な開催に加え必要に応じ臨時理事会を開催し、重要事項を迅速に決定している。また、戦略的で機動的な法人運営を行うため、副理事長及び理事については、総務企画、教育、研究、人事、財務等の担当理事制にするとともに、東日本大震災に対応するため、震災復興担当副学長を配置するなど機動的な運営を行っている。

第2に、次年度の予算要求前に、全学的な視点に立った戦略的な予算配分方針を明示し、地域に貢献するプロジェクトや学部横断的な事業等に予算や人員を重点的に配分するなど効果的かつ効率的に予算を配分している。

第3に、財務、産学連携などの専門性の高い分野を担当する理事や副学長を外部から有識者等の登用など、中期計画の達成に努めている。

これらの中期計画の実現に向けた取組み状況については、評価委員会や学内イントラネット等を通し、構成員への周知を図っている。

次に、管理運営に係る意思決定プロセスについては、教学と経営の円滑かつ一体的な合意形成、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化等の観点からいわゆる「理事長・学長一体型」を採用しており、定款において、理事長が学長となるものである旨を明示している。また、基本規則に基づき、総務企画、教育、研究、人事労務、財務の担当理事制とし、権限と責任を明確化している。なお、東日本大震災に対応するために、震災復興担当の副学長を配置するなど、機動的な運営に努めている。

基本規則、定款、学則で、教育研究組織と法人運営組織の役割と権限を規定している。

教育研究組織では、学部・研究科の教授会、センターの運営委員会、全学委員会の役割等を定め、教育課程や学生の身分に関することなどは教授会の審議を経ている。

法人運営組織では、理事・理事会・経営審議会・教育研究審議会の役割等を定め、理

事長が法人の重要事項について定めようとするときは、理事会の議を経ている。

また、教学と経営のバランスのとれた運営に資するため、理事長が法人の教育研究に関する重要事項を理事会において定める場合は教育研究審議会の議を、法人の経営・運営に関する重要事項を理事会において定める場合は経営審議会の議を経ている。

教育研究組織のうち学部・研究科の教授会については、教授会の権限と責任の明確化を図るため、基本規則や学則により教授会の審議事項は、入学試験、教育課程、学生の入退学、教員の採用等と明記し、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、学部又は研究科教授会通則及び学部又は研究科教授会運営内規に定めている。そのほか、各部署が所掌する事務の処理は、事務決裁規程の定めるところにより行われ、教授会、各種委員会等の議を経るべき事項については、学則その他の個別規程において明示している。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

法人の管理運営組織については、定款、基本規則に定められ、具体的な管理運営については定款の委任に基づき諸規程を整備している。

法人の管理運営に必要な具体の規程等の制定又は改廃に関する事項については、理事会の議を経ることになっており、制定改廃等の行われた諸規程について、総則、組織運営、教育、研究、人事労務、財務会計等に分類し、整備を行っている。

また、諸規程の制定改廃等の情報については、学内イントラネット及び本学ホームページに掲載し、公表を行っている（[9\(I\)-1 ホームページ 法人概要 > 規程集](#)）。

宮城大学における学長、学部長・研究科長等の権限と責任については以下のとおりである。

学長は理事長として法人を代表し、その業務を総理し（定款第9条第1項、定款第10条第2項）、事務決裁規程に定める手続きに基づき決裁し、法人の意思決定を行っている。（事務決裁規程第3条）学部長、学科長は、各学部、各研究科の目的に定めた教育・研究等や、人材養成目標に定めた人材を養成するため、学部又は研究科の教育研究の管理運営及び教員・学生又は大学院生の監督責任者として管理運営全般を担っている。副理事長及び理事は理事長が任命し、それぞれ総務企画、教育、研究、人事、財務等の担当制としている。副理事長は法人を代表し理事長を補佐するとともに、理事長が指定する総務企画担当を掌理している。各理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事長が指定する教育研究担当、人事労務担当、財務担当並びに地域連携担当、特命事項担当の理事として、各担当の業務を掌理している。（定款第9条、基本規則第9条、基本規則第10条）また、学長を補佐する副学長、特命事項を担当する副学長並びに教育研究担当理事を震災復興担当の副学長として配置している。（基本規則第12条）

学長（＝理事長）の選考については、定款第10条の規定に基づき、学長選考会議において選考を行っている。選考委員は経営審議会から選出された3名、教育研究審議会から選出された3名の合計6名で構成し、学外者の委員を含むものとしている。

学長候補者は人格・学識・教育研究活動の運営・法人経営管理能力に優れた者である

必要があり、経営審議会・教育研究審議会が推薦した各2名以内、教員等が10名連名で推薦した者が候補者となる。選考会議は候補者の就任意思、所信等の確認を行い選考する。選考結果は知事に申し出て、知事が学長を任命する。(資料9(I)-2 学長の選考及び解任等に関する規程)

また、学部長・研究科長等の選考については、まず、教授会において、各教員が教授の中から2名連記する投票により、得票上位3名を候補者として選出する。次に、学長が当該候補者の中から選考理由を明らかにして学部長・研究科長を決定している。

(資料9(I)-3 学部長選考規程、資料9(I)-4 研究科長選考規程)

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

大学業務を支援する事務組織として、法人本部事務局に理事室を配置し、大学事務部に総務課、企画財務課、学務課及び施設管理室を配置する構成としている。事務部職員の配置人員は、常勤職員(事務部長含む)52名、非常勤職員(臨時職員、パート職員含む)48名の合計100名である。(2012年5月1日現在)常勤職員1人当たりの学生数は、本学の場合、37.1名となっている。

法人本部事務局の理事室には、理事長の秘書業務及び役員の連絡調整の業務を担当する専任の事務職員1名を配置しているが、理事室長を兼務する総務課長のほか、企画財務課長、総務グループリーダー及び企画予算グループリーダーの3名が理事室員を兼務し、法人の事務の処理に当たっている。

大学事務部には、事務部を総括し事務部門の責任者である事務部長1名のほか、総務課については、教職員の人事及び労務、庶務等の業務を担当する総務グループと広報及び学内情報システム、地域連携センター、総合情報センター等の業務を担当する広報グループがあり、配置事務職員数は9名である。

企画財務課は、大学運営事業の企画、予算編成、執行計画及び資金管理等の業務を担当する企画予算グループと収入支出、決算、旅費支給や会計監査人との連絡調整等の業務を担当する出納グループがあり、配置事務職員数は8名である。

学務課は、各学部及び各研究科等の教務、国際交流・留学生センター、総合情報センター(図書館関係)、宮城認定看護師スクール等の業務を担当する教務第1グループと教務第2グループ、宮城大学の入学試験、センター試験の業務を担当する入試グループ、各学部及び各研究科の学生生活、課外活動及び学生団体の指導監督等の業務を担当する学生支援第1グループ及び学生支援第2グループがあり、配置事務職員数は31名である。なお、学生部長は教員である。また、施設管理室に施設、設備、物品、車両等保守管理、施設整備計画、防災計画等の業務を担当する配置事務職員数は2名である。

法人業務の管理運営事務の集中化と効率化を図るため、本学の実務組織については、平成24年4月1日に組織改編を行っている。主な改編の概要については、法人本部事務局に理事長及び理事の業務調整・理事長と事務部の調整を図るための理事室を設置し、大学事務部では、総務課内に広報機能を強化するために広報グループを設置し、予算に裏付けられた計画的な経営を実現するために、総務課の企画機能と財務課の機能を一本化した上で企画財務課に再編し、企画財務課内に企画予算グループを設置した。

また、大和キャンパスと太白キャンパスのより一体的で効率的な組織運営が図られるよう、太白キャンパスの学務及び総務業務について、大和キャンパスで統括することとしたほか、学務機能を強化するために、大和キャンパスの教務第1グループ、第2グループと太白キャンパスの学務グループを再編し、教務第1グループ、第2グループを設置した。

志願者の確保及びアドミッションポリシーに適合した学生を確保するために入試グループを設置するとともに、新たに設置するスチューデントジョブセンター、健康支援センター、キャリア開発センターを所管する学生支援第1グループと学生支援第2グループを設置することにより、学生支援を強化している。

さらに、学生に快適な学習環境の保証と地域の防災拠点機能を果たすために、新たに施設管理室を設置した。

そのほかにも、総合情報センター、地域連携センター、国際交流・留学生センターの体制を強化していく必要があるため、担当職員を配置した。(資料9(I)-5組織図)

(事務職員の採用・昇格関連)

職員の採用については、就業規則第6条において、公募によるものとしている。

公募に応じた者の中から選考又は競争試験を行い、筆記試験、面接試験、提出物、提出書類の審査等により採用を決定している。

また、職員の昇任は、同規則第12条において「理事長が選考によって行う」旨を定めている。

職員の採用及び昇任については、現在、中期計画に基づき、県派遣職員から法人採用職員に順次切り替えている段階であることから、事務職員全体の配置状況や職員間のバランスを見ながら、適切に採用及び昇任を行うこととしている。

県派遣職員と法人採用職員の比率は、平成24年4月1日現在で県派遣職員が44% (23名) 法人採用職員56% (29名)となっている。

平成21年4月の法人化以降、法人採用職員の採用実績は、平成21年度3名、平成22年度9名、平成23年度7名、平成24年度10名となっており、中期計画における目標の5割を既に達成している。

今後における中期的な法人採用職員の採用計画については、職員個々のキャリアアップの状況を見ながら、大学の機能が円滑に機能するよう、平成26年度当初における法人採用職員の割合を概ね75%に設定し、県派遣職員の異動時期に合わせて計画的にプロパー化を進めることにしている。

また、近い将来、法人採用職員が事務部職員の75%を占めることになることから、当面は業務の習得、SD研修等でのスキルアップに努めるとともに、グループリーダーへの昇任については、法人業務への適応性やグループリーダーとしての適正、能力を判断し、適任と判断された者についてグループリーダーへの任用についても検討していくことにしている。

なお、法人採用職員の昇任基準については、今後の課題となっており、現在検討を進めている段階である。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員の勤務意欲の高揚、業務効率の向上等に資するため、事務職員の人事考課については、職員人事評価実施要綱により、当大学に勤務する職員の業績を把握し、処遇、適正配置及び人材活用に反映させることにより、評価の手法、評価者その他人事評価の実施に関し必要な事項を定め、業績評価を実施している。

また、当大学では、事務部各職員が担当する業務に関して直面している諸課題を事務部共通の課題と認識し、総合的な対応力の向上を図ることを目的に、毎年学生の夏季休業期間を利用してSD研修を行っているほか、プロパー職員を対象とする新規採用職員研修、中堅職員研修等の階層別研修の実施や、他団体等が実施する研修プログラムに随時職員を派遣し、職員の育成に努めているところである。

SD研修等の運営は、職員の研修を担当する総務課総務グループにおいて行い、毎年の研修テーマについては、平成21年4月の法人化や、法人化以降の法人採用職員の採用による職員育成の観点から、企画・設定している。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

- 1) 理事長・学長一体型の採用により、法人全体の視点に立った迅速な意思決定が行われている。
- 2) 理事長及び理事会主導の運営体制とし、また、理事長を補佐する副理事長・理事の業務担当制並びに副学長を配置することで、戦略的で機動的な法人運営が行われている。
- 3) 法人業務に係る管理運営事務の集中化と効率化を図るため、事務部組織の改編により、体制の強化が図られている。
- 4) 平成24年度までの法人採用職員の採用実績は、中期計画における目標の5割を達成しており、法人採用職員を主とした体制整備が順調に進んでいる。

② 改善すべき事項

プロパー化を急速に進めたことから、個々の職員の育成及び能力開発を図るための対策及び昇任の考え方の確立が急務となっている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 理事長・学長一体型を継続していく。
- 2) 理事長及び理事会主導の運営体制と副理事長・理事の業務担当制並びに副学長の配置を継続していく。
- 3) 事務部組織改編後の体制を継続していく。

4) 引き続き、法人採用職員の計画的採用に努める。

② 改善すべき事項

プロパー化を急速に進めたことから、大学運営に係る専門職員の不足が見られるので、大学の機能が円滑に機能するように職員の計画的採用を進めるほか、個々の職員の育成及び能力開発を図るため、SD研修や階層別研修等をより充実させるとともに、グループリーダーへの任用や昇任基準について検討を進めていく。

4. 根拠資料

- 9(I)-1 ホームページ 法人概要 > 規程集
- 9(I)-2 学長の選考及び解任等に関する規程
- 9(I)-3 学部長選考規程
- 9(I)-4 研究科長選考規程
- 9(I)-5 組織図

II 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、独立行政法人化に伴い、平成21年4月に「公立大学法人宮城大学」として新たなスタートに立ったわけであるが、それに先駆け、6ケ年の中期計画を策定し、財政面においても運営費交付金の算定基礎をベースに期間中の年度別資金計画を策定した。基本的には経費抑制等の努力要素を含め、授業料・入学金および外部研究資金等の自主財源の目標及び見込額を設定し、標準的経費として総事業費から自主財源を控除した資金について、そのルール化に基づき運営費交付金として県より交付されている。

また、前述の標準的経費のほか、政策的経費として大規模修繕費、及び臨時的経費として教職員の退職手当について、運営費交付金が別途措置されている。

以上のような財政基盤をベースに、財政的基盤は確立しているが、今後とも大学運営を財政面で支えていくためにも授業料及び入学金等について適切な設定を行うとともに、安定的な自主財源確保を図るほか、間接経費を含めた外部研究資金及び事業資金の獲得強化により増収を図り、財政基盤をより強固にしていくことが重要である。

なお、法人化以降の科学研究費補助金、受託研究費等の外部研究資金の受け入れ状況は、(H21) 93,789千円、(H22) 106,723千円、(H23) 148,101千円と中期計画目標額2億円に向けて着実な獲得を続けている。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算については、公立大学法人宮城大学会計規程及び公立大学法人宮城大学財務運営要綱に基づき、以下のような手続きを踏まえ編成を行っている。(資料9(II)-1 公立大学法人宮城大学会計規程第13条、資料9(II)-2 公立大学法人宮城大学財務運営要綱第8条)

まず、11月の理事会において翌年度の「予算編成の基本方針」及び「年度計画策定の基本方針」を決定し、12月に学内の組織に示し、それに基づいて各部門予算責任者は翌年の1月中旬に「予算要求調書」を作成し、財務部門へ提出する。(資料9(II)-3 第63回公立大学法人宮城大学理事会議事録、資料9(II)-4 平成25年度予算編成の基本方針について、資料9(II)-5 平成25年度計画策定の基本方針について)

その後、各部門予算責任者と理事長・副理事長・財務担当理事とのヒアリングを実施し、実績も含めた中期計画及び年度計画内容等をチェックしながら、予算要求の妥当性を検証し、査定を行うことで、予算編成の適切性を確保している。

法人化以降、予算執行のルールについては、年度当初に各部門の予算額及び執行可能な配分時期等を明示し、また財務部門においては会計システムにより、その執行状況を

随時チェックする仕組みをとっている。また、年度内の執行状況の把握と分析・検証については、理事会等において計画に基づく業務実績の進捗状況報告を受けるとともに、3カ月毎に財務担当理事より四半期財務状況の内容（執行状況および分析等）を報告することで、共通の認識を持つような仕組みを取っている。（資料9(II)-6 第61回公立大学法人宮城大学理事会議事録、資料9(II)-7 平成24年度第2四半期財務報告）

これらを踏まえ、必要時には年度内に予算の補正を行い、さらに次年度以降の予算編成に反映させていくという仕組みをとっている。

決算の内部監査については、本学の監事2名より監査を受けている。

監事は毎月開催の「理事会」に出席し、財務関連も含めた業務進捗内容について把握するとともに意見を述べ、それらを踏まえて決算時の関係書類（財務諸表、決算報告書及び事業報告書）を監査している。

平成21年の法人化後、監事からは適正に処理されている旨の監査報告を受けており、平成23年度の監査結果においても適正意見となっている。（資料9(II)-8 平成23年度監査報告書）

また、地方独立行政法人法に基づく会計監査人による監査については、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の監査が行われているが、法人化後、監事監査同様の結果であり、平成23年度の監査結果においても適正意見となっている。（資料9(II)-9 平成23年度独立監査人の監査報告書）

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

- 1) 平成21年度法人化に伴い、資金はある程度限られているが、中期計画に基づく運営費交付金算定基礎をベースとして、弾力的かつ効果的な予算配分が可能となった。
- 2) 法人化の経過とともに、会計システムを含めた財務体制の確立が組織対応として着実に浸透してきている。
- 3) 利益剰余金（目的積立金）として平成21年度～23年度決算により累計で317百万円を計上し、内部留保の充実とともに効果的な使用（使途明記）が可能となり、業務計画の遂行に幅が出てきている。
- 4) 外部研究資金の獲得において、中期計画の目標は外部研究資金を年々増加させるよう策定している中、平成21年度および平成22年度は目標を達成できなかったが、平成23年度は研究支援体制の強化と教員意識の高揚により目標を達成することができた。

② 改善すべき事項

予算執行における共通の認識において、予算の執行管理意識の醸成等を含め、各部門予算責任者との連携をさらに密にし、スムーズな運営を行っていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

1)~4) 将来のさらなる発展に向けて、前述の「効果が上がっている事項」について記述した内容をベースに、今後とも堅実で適正な財務運営を着実に進めていく。

② 改善すべき事項

大学運営の充実を図るためにも、授業料や入学金等について社会経済情勢や他の国公立大学法人等の状況を十分に踏まえ、これまで同様に適切な設定を行うとともに、授業料および外部研究資金等の自己財源を安定的に確保していく。また、将来における大学運営の充実・拡大による適正な財務運営を図るためにも、事務組織体制とりわけ財務管理・運営体制の強固な確立を組成していく。

4. 根拠資料

- 9(II)-1 公立大学法人宮城大会計規程
- 9(II)-2 公立大学法人宮城大学財務運営要綱
- 9(II)-3 第63回公立大学法人宮城大学 理事会議事録
- 9(II)-4 平成25年度予算編成の基本方針について
- 9(II)-5 平成25年度計画策定の基本方針について
- 9(II)-6 第61回公立大学法人宮城大学理事会議事録
- 9(II)-7 平成24年度第2四半期財務報告
- 9(II)-8 平成23年度監査報告書
- 9(II)-9 平成23年度独立監査人の監査報告書

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

宮城大学は、平成21年度に公立大学法人化され、現在は第1期の中期目標・中期計画期間（平成21年度から26年度末までの6年間）中である。この期間中、大学では、毎年度、年間計画に対する達成状況等の自己点検・評価を実施している。なお、当中期目標期間の終了後には、中期目標・中期計画に対する達成状況等の自己点検・評価を予定している。

中期目標・中期計画、年度計画、毎年度の自己点検・評価、県の法人評価委員会による評価結果は、ホームページで公表している。（資料10-1 ホームページ 法人概要 > 中期目標・計画に関する情報）

また、認証評価を7年ごとに受けることとなるが、その前年度には認証評価の点検・評価項目に従って、大規模な自己点検・評価を行うこととしている。前回の自己点検・評価報告書は平成18年度に作成し、認証評価機関による評価結果と併せて、公表している。（資料10-2 ホームページ 運営情報）

一方、大学の保有する情報の公表については、県の情報公開条例・個人情報保護条例の定めにより、行政文書・個人情報を公開している。開示請求手続等は公立大学法人宮城大学情報公開規程、個人情報の保護に関する規程に定めている。

大学では、積極的な情報公開に努めており、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況についての情報のみならず、財務諸表等の財務関係書類、理事会・教授会の議事録、学生満足度調査、入学時アンケート調査、FD報告書、SD報告書、学生授業評価等の各種情報についてもホームページ上で公表している。（資料10-3 ホームページ 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項）、資料10-2 ホームページ 運営情報、資料10-4 ホームページ 法人概要 > 予算・決算・財務諸表）

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

中期目標の中で、自己点検・評価の定期的実施、認証評価機関による第三者評価、評価結果の公表と改善への反映という方針を示し内部質保証の方針と手続きを明確化している。

中期計画・年度計画、認証評価等の目標評価に関する事項については、全学の評価委員会で対応し、毎年度の自己点検・評価、中期目標・計画期間に合わせた大規模な自己点検・評価報告を今後も実施予定である。

全学の評価委員会は副理事長を委員長とし、部局の長・教員等で構成している。下部機関として各学部・研究科に評価実施委員会を置いている。

自己点検・評価や第三者による評価の結果は、経営審議会、教育研究審議会、理事会で十分に内容を検討し、年度計画の策定に当たり、その内容を反映させている。平成24年度の自己点検・評価および平成25年度の認証評価機関による第三者評価の結果は、次期中期計画の策定に反映していくこととしている。

就業規則に法令等の遵守や人権侵害の禁止を含む服務規律が定められている。また、教職員倫理憲章、環境憲章、男女共同参画宣言、研究倫理規程といった規程により、構成員の行動原則、行動規範を明らかにし、構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底に努めている。

研究費の使用に関しては、研究委員会において監査チームを編成し、研究費の支出の状況及び会計に関する法令等の遵守状況について監査を実施している。（資料10-5 平成24年度研究監査の実施について）

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

内部質保証システム実施要綱に基づき、年度計画評価、教員評価、授業評価など1～6年の評価サイクルを定めてPDCAを実施している。（資料10-6 内部質保証システム実施要綱）

教員の教育研究業績等は、毎年度、各教員がシステム上で入力作業を行っており、業績はウェブ上で公開している。このデータは教員評価の際に、研究実績や社会貢献等の分野で客観的な資料として活用している。

学外者の意見を反映させるため、理事会に監事2人、経営審議会に学外委員6人を置き、毎年度および中期目標・計画期間に合わせた自己点検・評価に関する審議を行っている。

また、地方独立行政法人法に基づき、全委員が学外者である、宮城県の公立大学法人宮城大学評価委員会の業務実績評価を毎年度受けている。この評価は、大学が行う毎年度の自己点検・評価結果を外部チェックする方式で行われている。7年ごとの自己点検・評価については、大学基準協会による認証評価として外部評価を受けている。

大学基準協会による19年度の認証評価では、大学基準に適合しているとの認定を得た。このときに受けた「助言」に対する対応は次のとおりとなっており、認証評価を基に改善策を講じてきている。

- ・「看護学部3年次、事業構想学部4年次における留年率が16.81%、12.44%に上っており、対策を講じること」

看護学部では在学年次に配当されている必修科目の不合格が3科目以上または実習科目が不合格の場合は留年となるため、留年率が高くなるが、これは看護師養成課程の指定を受けるためのカリキュラムが密なため、学年に特定の実習期間を確保する関係上、やむを得ないものである。しかし、学生に自己の振り返りシートを作成させるなど、学習指導に取り組んでいる。事業構想学部では、4年次の必修科目を履修するための条件を設定し、3年次までの修得単位数を確保するよう改正を予定している。

- ・「事業構想学部において履修単位の上限を設定すること」

年間の履修登録単位数を49単位とする上限を設定している。

- ・「事業構想学部・研究科における活発な教育研究交流が求められること」
マサチューセッツ工科大学への教員の長期滞在研究、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学と連携した東日本大震災への教員・学生の取組、学部生の留学から始まった米アーカンソー州立大学フォートスミス校との交流協定の締結（平成24年度）、学生の国際インターンシップの推奨（平成23年度6名）などの教育研究交流実績を積んでいる。
- ・「学内の施設を地域へ開放すること」
図書館の地域住民への開放、体育館、講堂の地域活動団体への貸与などを行っている。
- ・「SD（スタッフディベロップメント）の効果的な実施」
平成19年度から全事務職員を対象としたSDを毎年度実施し、報告書を作成・ウェブで公開している。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

内部質保証に関する取り組みは、副理事長を責任者とする「評価委員会」が、自己点検・評価の基本方針を学内に明示し、各部局による点検・評価をとりまとめ、「教育研究審議会」や半数が学外者で構成される「経営審議会」で審議され、理事会で決定する体制を構築している。毎年度、中期目標・中期計画に照らして業務実績報告書を作成しており、その中で自己点検・評価を実施している。点検・評価結果については、ホームページに掲載し公表している。さらには、学校教育法施行規則で公表が求められている教育活動等の状況に関する公表をホームページ上で行っているほか、教授会や教育研究審議会といった主要な会議の議事録などを積極的に公表している。

② 改善すべき事項

平成18年度に実施した前回の自己点検・評価後、平成21年4月の公立大学法人化を経て毎年度、中期計画に基づく業務実績報告による自己点検・評価を実施しているが、事業実績の表示に重きを置く傾向があり、点検・評価の結果が次年度以降の改革・改善に適切かつ円滑に活用される仕組みが不十分である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

次期中期計画（平成27年度から32年度末までの6年間）の策定に向けて、外部機関による大学認証評価を1年前倒しで平成25年度に受審することとし、同時に中期計画の暫定評価を実施することにより、それぞれ外部のチェックを受けた中期目標・中期計画に対する達成状況等の自己点検・評価を予定している。さらに、全学の広報委員会による検討を重ね、効果的な情報提供のあり方を見直した結果、即時性・広汎性に優れるホームページの全面改定を平成25年度中に完成させ、情報公開のさらなる進捗を図ることとした。（資料10-7 中期目標期間における業

務実績評価等の流れ)

② 改善すべき事項

今回の自己点検・評価を開始するに当たり、評価委員会において「公立大学法人宮城大学自己点検評価の基本方針」及び「自己点検評価の進め方」を検討し、決定した。この方針等に基づき、評価の進行管理を評価委員会が行い、各学部の長や各センター長を主体とした作業組織を形成した。また、点検・評価に欠かせない指標に関する学内データや点検・評価の参考となる資料については、学内ホームページ上に自己点検・評価報告支援ページを立ち上げ、作業上の注意や点検・評価の方向性を明示しながら全学的にできる限り情報の共有化を図ることに留意した。

中期計画による年度業務実績報告の作業にも改善策の意識付けを図る手順を提示することを検討している。(資料 10-8 公立大学法人宮城大学自己点検評価の基本方針)

4. 根拠資料

- 10-1 ホームページ 法人概要 > 中期目標・計画に関する情報
- 10-2 ホームページ 運営情報
- 10-3 ホームページ 教育情報 > 教育情報の公表（法定事項）
- 10-4 ホームページ 法人概要 > 予算・決算・財務諸表
- 10-5 平成 24 年度研究監査の実施について
- 10-6 内部質保証システム実施要綱
- 10-7 中期目標期間における業務実績評価等の流れ
- 10-8 公立大学法人宮城大学自己点検評価の基本方針

終章

1. 本章の概要

(1) 理念・目的

本学は、平成16年度に、それまでに定めていた「大学の目的」及び「建学の理念」に基づき、大学の理念を「精神：ホスピタリティとアメニティ」「使命：高度な実学による地域貢献」「方針：地域に根ざし世界に開かれた大学」と定め、法人基本規則に明示し、各学部・研究科はこれに基づいてそれぞれの目的・教育目標（人材養成目標）を定めてきた。これらは、本学の公的な刊行物やホームページに明示され、内外に十分に周知されている。

本学は、これらの理念・目的に沿った大学づくりを一貫して行ってきており、特に、高い就職率の維持や東日本大震災の復興支援等の地域貢献にその力を発揮しているところである。

(2) 教育研究組織

本学は、学部で3学部6学科、大学院で3研究科であり、懸案であった食産業学研究科博士後期課程の平成25年4月開設が決定している。本学の教育研究組織は、適切な在籍者数が確保され、高い就職率が維持されていることから見て、大学の理念・目的を具現化し社会の要請に応えられているものと評価される。

ただ、大学を巡る社会情勢の変化の中で今後とも質の高い教育研究を実践していくためには、学部という組織形態の見直しを含めた教育研究組織の不断の見直しが必要である。

(3) 教員・教員組織

本学では、採用・行動・評価の3つの側面で求める教員像を明確にするとともに、教授会や全学委員会等の教員組織の編成についても明確にしている。授業担当教員は教授会で決定するが、大学院担当教員の適合性については、全学で資格審査を行う体制を平成23年度に構築した。教員の採用は完全公募制で、学部・研究科と全学の2段階で審査することとし、公正かつ厳正に実施しており、教員数は大学設置基準を大幅に超えている。教員の資質向上のために、毎年度教員評価を実施するとともに、全学と各学部・研究科におけるFDや外部研究資金獲得のための研修を行っている。

教員組織の課題としては、女性教員比率に改善の余地があること、多数の教員の同時期の定年退職に対応した計画的な人事が必要であること、教員の教育研究能力の向上のさらなる取り組みが必要であることが上げられる。

(4) 教育内容・方法・成果

本学は、平成22年度に全学及び各学部・研究科のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し公表しており、学位授与と教育課程の編成方針は明示されている。

教育内容においては、従来から全学部基礎ゼミを設ける等初年次教育の充実を図ってきたが、より人間形成に資する教育とするため、平成25年度から共通教育の内容を大幅に改正した。また、専門科目においては、順次性・体系性を考慮しつつ、インターンシップやチームプロジェクト研究などの実践的な科目を配置してきている。今後は、特に、グローバル人材養成のための教育プログラムに力を入れることとし、ベトナムを始めとするアジア地域の大学や企業等をパートナーとし、語学、留学、現地企業等でのインターンシップを組み込んだ教育に着手したところである。

教育方法では、シラバスの内容の充実やすべての授業における学生の授業評価の実施等により、授業の改善や厳格な成績評価の実施に努めている。

教育の成果としては、就職率や国家資格試験合格率において100パーセントに近い数字を達成してきており、教育目標に沿った人材を多数社会に輩出していると評価できる。

他方、GPA制度の本格導入が課題となっており、平成25年度から実施することとしている。また、グローバル人材養成の取り組みを一層推進するために、海外インターンシップ等に対する単位認定制度に関する検討を行う必要がある。

(5) 学生の受け入れ

本学は、平成22年度に全学及び各学部研究科のアドミッションポリシーを定め明示している。学生募集は適正に実施され、全学部で高校生対象のアカデミーインターンシップを実施する等志願者の確保にも力を入れており、一般選抜の志願倍率は概ね3倍を超えている。今後とも、少子化と大学間競争の中で志願者を確保するため、大学そのものの魅力アップとホームページ等の広報の充実や積極的な募集活動を行っていく。

(6) 学生支援

中期目標等で学生支援の方針を明示しており、これに沿って相談指導体制や授業料減免制度等を整備している。

修学支援では、長期欠席者や休学する学生への支援、海外留学への支援に力を入れており、リメディアル教育の充実にも着手した。

生活支援では、心身の健康保持対策、東日本大震災被災学生の授業料減免制度、災害ボランティア活動への支援、留学生の生活支援、ハラスメント防止対策等を実施している。

進路支援では、成長段階に応じたキャリア開発関連科目の整備や大学独自の企業説明会を実施している。

課題としては、心の健康保持のための相談体制の強化が上げられる。

(7) 教育研究等環境

本学は、施設の有効活用と計画的な整備・改修について、中期目標等に明確な方針を定めて実施している。開学後15年が経過し老朽化の進行が懸念されることから、施設整備計画及び施設有効活用方策のための改修年次計画等を策定し、県とも協議しながら、計画的な整備・改修を進めているところである。ただし、小規模修繕については、事前

の把握が難しい状況にあるため、これらについても、全容を可能な限り把握し、計画的に取り組む必要がある。

図書館については、今後小規模でも特色ある図書館としていくために、グローバル人材育成の取り組みとも相まって、アジア諸国を中心とした資料の収集を進めていくこととしている。

(8) 社会連携・社会貢献

本学は、地域社会に貢献する大学として明確な方針を定め、地域連携センターを中心に各種の社会貢献活動に積極的に展開してきており、この点は高く評価し得るものである。

現在は特に、東日本大震災被災地の復興支援に全学で取り組んでおり、とりわけ、包括連携協定を締結している南三陸町に対しては、町の復興計画策定に全学で支援するとともに、文部科学省の補助事業採択やその他の外部資金の助成を受け、各般に渡る支援活動を繰り返している。

今後は、震災復興支援の継続はもとより、地域課題の具体的な解決につながる活動や知的財産の形成に成果が上がる活動を展開していくこととしている。

(9) 管理運営・財務

本学は、法人化に当たって理事長・学長一体化を採用しており、意思決定の迅速化と教務と経営の一体的な合意形成が図られている。教育研究組織と法人経営組織の役割と権限を明確に規定しているため、各々の責任分担も明確になっている。

事務組織については、平成24年度から組織改編を実施し、業務の多様化に対応したより効率的な組織運営を目指しているところである。県派遣職員に替えて法人採用職員を増やしていることから、職員の能力開発と昇任等の人事管理の考え方の確立が課題となっている。

財務については、法人化によって、弾力的・効率的な予算配分が可能となり、会計システム等の財務体制が確立されつつある。業務の効率化や外部資金の増加等により、法人化以降3年間毎年度利益剰余金を計上することができた。今後とも、外部資金等の自己財源の確保によって、安定的な財務体制の確保に努めていく必要がある。

(10) 内部質保証

本学は、現在第1期（平成21年度から平成26年度までの6年間）の中期目標・中期計画期間中であり、毎年度全学の評価委員会において当該年度の計画を策定し、全学でその実行を図るとともに、その達成状況については評価委員会において自己点検・評価を実施しているところである。この自己点検・評価の結果は、県の法人評価委員会で外部委員による評価を受け、その後に公表している。

2. 大学の今後の展望

本学の各方面に渡る取り組みは、大学基準を満たし、教育研究等の質保証を確かなも

のにする方向性を持ったものであるということが出来る。この認識の下に、今回の自己点検評価を通じて改めて整理された課題や今後の発展方策から、少子化の進展や大学改革に対する社会の要請の高まりの中における本学の展望に関して、次のような点が指摘される。

第一に、グローバルに活躍し、かつ、地域社会にも貢献できる力のある人材の養成に、これまで以上に力を注ぐ必要があるということである。そのためには、人間形成力を高める共通教育やグローバル人材養成のための総合的な教育プログラム、問題解決につながる専門教育プログラム等、提供する教育プログラムの質を一層高めていかなければならない。

第二は、このような人材の育成を可能にする学習環境の継続的な整備である。「生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」が改めて要請されている今日、学生が在学中勉学に励み、しっかりとした人間形成と社会で活躍できる能力を主体的に身につけられるように、学生目線に立ったソフト・ハード両面にわたる学習環境の持続的な整備が必要とされている。

第三に、東日本大震災の復興はもとより、様々な地域課題の解決に具体的に資する教育研究活動の展開である。東日本大震災発災以来、本学もボランティア活動、自治体の復興計画策定支援、震災復興特別研究の実施等様々な復興支援活動に取り組んできた。しかしながら復興は未だ道半ばであり、今後とも、本学の多様な教育研究活動の成果をもとに、震災復興を始めとした様々な地域課題の解決に、地域の自治体や住民とともに取り組んでいくことが求められている。

第四に、こうした質の高い教育研究活動や社会貢献活動の展開によって、多数の有意な人材を社会に送り出し、大学全体の魅力を高め、それを発信し、「就活ゼロ、就職率100パーセントの大学」の実現を目指していくことである。

(了)